

「令和元年房総半島台風」及び「令和元年10月25日の大雨」等による災害及び災害復興に関する調査研究

2023年9月

千葉県地方自治研究センター



# 目 次

1	はじめに	1
2	調査研究の概要	2
	(1) 調査研究の目的	2
	(2) 調査期間	2
	(3) 調査研究の方法	2
	(4) 調査研究体制	2
3	房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨の概要と被害状況	3
	(1) 房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨の概要	3
	(2) 房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨の被害状況	4
4	地方自治体における災害対応に関するアンケート調査について	5
	(1) 調査概要	5
	(2) アンケート調査の結果の概要(設問別)	5
	(3) まとめ	22
5	鋸南町のヒアリング調査について	24
	(1) 鋸南町ヒアリング調査の概要について	24
	(2) 鋸南町の被災状況等について	24
	(3) ヒアリング調査の結果	29
6	南房総市のヒアリング調査について	35
	(1) 南房総市のヒアリング調査の概要について	35
	(2) 南房総市の被害概要	36
	(3) 南房総市支援等の内訳(災害検証レポート25~27ページから抜粋)	37
	(4) ヒアリング調査の結果	40
7	鋸南町と南房総市のヒアリング調査を通して得られた教訓	45
	(1) 広範囲かつ長期にわたる停電を前提とした防災計画の見直しの必要性	45
	(2) 地域コミュニティの活動と地方自治体の連携の大切さ	46
	(3) 被災自治体が必要としたのは千葉県の初動の支援体制	47
8	まとめにかえて	48
9	おわりに	49
	<資料1>地方自治体における災害対応に関するアンケート調査結果の詳細	50
	<資料2>2019年9月の台風15号および10月の台風19号の被災状況等に関する事前の質問事項に対する鋸南町の回答	77
	<資料3>2019年9月の台風15号および10月の台風19号の被災状況等に関する質問事項と回答内容(南房総市)	81
	<資料4>令和元年房総半島台風・東日本台風・10月25日の大雨の被災状況等に関する質問事項に対する回答(芝山町)	85
	<資料5>令和元年房総半島台風・東日本台風・10月25日の大雨の被災状況等に関する質問事項に対する回答(茂原市)※茂原市は10月25日の大雨について回答	88

## 1 はじめに

近年、毎年のように自然災害が発生し、甚大な被害を各地に及ぼしている。2019（令和元）年9月上旬の台風15号（以下、「房総半島台風」という）、同年10月上旬の台風19号（以下、「東日本台風」という）、同年10月25日の大雨は東京湾に面する東京、神奈川、千葉の地域にも大きな被害をもたらすとともに、これらの地域における災害への備えや対応に対する脆弱さが浮かび上がった。

2019年9月9日、三浦半島を通過し、午前5時前には千葉県千葉市付近に上陸した房総半島台風は、コンパクトながら記録的な暴風によって千葉県を中心に死者2名、建物の全壊409件、半壊4,281件、一部損壊71,624件に上った。また、送電線や電柱の倒壊などにより、千葉県内で64万1千軒の停電と13万3千余戸の断水が長期間にわたって発生し、市民生活や通信などのライフラインが深刻なダメージを受けた。

また、同年10月12日には、大型の東日本台風が伊豆半島に上陸した後、東京都を通過して東北地方に抜け、東日本をはじめ東京都と神奈川県にも大きな被害をもたらした。さらに、同年10月25日、台風21号から暖かく湿った空気が流れ込んだため、千葉県で11名、福島県で2名が死亡する豪雨災害が千葉県に発生した。

東京湾に面する地域における台風・大雨によって、地域の防災体制等の脆弱さに対する危機意識が高まる中で、地方自治総合研究所、東京自治研究センター、神奈川県地方自治研究センター並びに千葉県地方自治研究センターは、東京湾岸における今後の風水害に対する備えや対応において教訓化できる事例等を明らかにし、自治体の防災力を高める一助とするため、神奈川大学名誉教授の佐藤孝治氏を研究主査とした東京湾岸風水害被害調査研究会を発足させ、調査研究を行うこととした。この研究会は、現地調査・ヒアリングを実施する自治体として、6町1村が合併して2006（平成18）年に誕生した南房総市と、合併を経験していない鋸南町を選定し、災害時の自治体としての対応に差異があったのかどうかも含め、調査することとした。

加えて、千葉県地方自治研究センターは、当センター内に台風被害等調査研究プロジェクトチームを立ち上げ、独自の取り組みとして、千葉県内54市町村に対する「地方自治体における災害対応に関するアンケート調査」並びに、房総半島台風で農業被害が発生した芝山町と2019年10月25日の大雨で水害に見舞われた茂原市のヒアリング調査の実施を計画した。

しかしながら、「地方自治体における災害対応に関するアンケート調査」は予定どおり実施できたものの、芝山町と茂原市へのヒアリング調査については、2020年の初頭から世界を席卷したコロナ禍が日本で吹き荒れたためについに実施することはできなかった。

今回の調査研究は予定を大幅に遅れて進めることとなったが、ようやく『「令和元年房総半島台風」及び「令和元年10月25日の大雨」等による災害及び災害復興に関する調査研究』との表題を持つ報告をまとめることができた。調査研究をまとめるにあたり、ご協力いただいた東京湾岸風水害被害調査研究会、千葉県内の市町村の関係各位に感謝申し上げる。

## 2 調査研究の概要

### (1) 調査研究の目的

2019（令和元）年9月9日、「令和元年房総半島台風」が千葉県に上陸し、多数の家屋、施設、インフラ等に甚大な暴風被害を引き起こすとともに、大規模かつ長期的な停電に千葉県内はみまわれた。また、同年10月25日の大雨は千葉県を中心に豪雨災害による大きな被害をもたらした。

近年、千葉県は台風等の自然災害に直面することが比較的少なかったこともあり、災害に対する備えが全体的に手薄となっていたことも否定できない。そこで、防災に対する住民意識の更なる向上をはかって今後の災害に備えるとともに、災害の教訓を後世に残すことを目的として本調査研究を実施する。

### (2) 調査期間

2020年9月～2023年8月

### (3) 調査研究の方法

千葉県内市町村に対する台風・大雨災害と災害復興状況に関するアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果も踏まえて災害並びに災害復興状況を勘案し、特徴的な被災自治体として南房総市と鋸南町を選定してヒアリング調査及び現地調査を実施した。

### (4) 調査研究体制

ちば地域政策研究会にプロジェクトチーム（名称：「台風被害等調査プロジェクトチーム」）を設置して、以下のとおりの体制で運営する。

チーム・リーダー 若井 康彦（前衆議院議員、千葉県地方自治研究センター顧問）

チーム・メンバー 井上 定彦（島根県立大学名誉教授）

チーム・メンバー 野沢 秀実（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター講師）

チーム・メンバー 成 玉恵（千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科在宅看護学講師）

チーム・メンバー 網中 肇（千葉県議会議員、千葉県地方自治研究センター理事）

チーム・メンバー 椎名 衛（千葉県地方自治研究センター副理事長）

チーム・メンバー 高橋 秀雄（千葉県地方自治研究センター副理事長）

チーム・メンバー 須賀 悟（千葉県地方自治研究センター理事）

チーム・メンバー 大網 裕弥（千葉県地方自治研究センター理事）

チーム・メンバー 赤荻 渉（千葉県地方自治研究センター理事）

チーム・メンバー 井原 慶一（千葉県地方自治研究センター研究員）

チーム・メンバー 太田 真一（千葉県地方自治研究センター研究員）

チーム・メンバー 佐藤 晴邦（千葉県地方自治研究センター事務局長）

### 3 房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨の概要と被害状況

#### (1) 房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨の概要

##### ア) 房総半島台風の概要

房総半島台風は、令和元年9月7日から8日にかけて小笠原近海から伊豆諸島付近を北上し、9日3時前に三浦半島付近を通過して東京湾を進み、同日5時前に強い勢力で千葉市付近に上陸した。その後、同日朝には茨城県沖に抜け、日本の東海上を北東に進んだ。台風の接近・通過に伴い、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、猛烈な雨となった。

特に、風については、伊豆諸島と関東地方南部の6地点で最大風速30メートル以上、伊豆諸島と関東地方南部の3地点で最大瞬間風速50メートル以上となるなど、猛烈な風を観測した。また、千葉市では、最大風速35.9メートル、最大瞬間風速57.5メートル（観測史上1位）となるなど、関東地方を中心に19地点で観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測し、記録的な暴風となった。

千葉県内では、9月8日10時から9日24時までの総降水量は坂畑で237.5ミリ、牛久で221.5ミリ、大多喜で212.0ミリ、鋸南で211.0ミリを観測した。また、最大風速は千葉で35.9メートル、成田で29.6メートル、勝浦で29.5メートルを観測し、千葉、成田で通年の極値を更新した。最大瞬間風速は千葉で57.5メートル、木更津で49.0メートル、館山で48.8メートルを観測し、千葉、木更津、館山で通年の極値を更新した。また、海上では9月8日から波が高く、8日夜遅くには猛烈なしけとなった。

##### イ) 東日本台風の概要

東日本台風は、令和元年10月12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

この台風の接近や通過により、台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。10月10日から13日までの総降水量は、神奈川県箱根町で1,000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超えた。特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。

また、風については、東京都江戸川臨海で最大瞬間風速43.8メートルとなり観測史上1位を更新したほか、関東地方の7か所で最大瞬間風速40メートルを超えた。

千葉県内では、10月10日0時から13日24時までの総降水量は牛久で195.0ミリ、坂畑で188.0ミリ、木更津で182.0ミリを観測した。また、最大風速は千葉で25.8メートル、勝浦で25.0メートル、銚子で22.4メートルを観測した。最大瞬間風速は千葉で40.3メートル、勝浦で36.7メートル、銚子で36.1メートルを観測した。我孫子32.0メートル、船橋26.5メートルで通年の極値を更新した。また、海上では10月10日からうねりを伴って波が高くなり、12日夜には9メートルを超える猛烈なしけとなった。

##### ウ) 10月25日の大雨の概要

令和元年10月23日に東シナ海で発生した低気圧が、24日から26日にかけて、西日本、東日本、北日本の太平洋沿岸に沿って進んだ。この低気圧に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込むと

ともに、日本の東海上を北上した台風 21 号周辺の湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。このため、東日本から東北地方の太平洋側を中心に広い範囲で大雨となった。

千葉県では 25 日昼前から昼過ぎにかけて強い雨雲が発達して猛烈な雨が降り、10 月 25 日 0 時から 25 日 24 時までの総降水量は牛久で 285.0 ミリ、大多喜で 276.0 ミリ、佐倉で 248.0 ミリ、鴨川で 246.5 ミリを観測し、記録的な大雨となった。

この雨の影響で、県内では土砂災害、浸水害、洪水害の危険度が所々で極めて危険な状況（レベル 4 相当）となった。

## (2) 房総半島台風、東日本台風及び 10 月 25 日の大雨の被害状況

房総半島台風は過去 69 年間で関東地方に上陸した台風としては最強クラスの台風であり、千葉で最大風速 35.9 メートル、最大瞬間風速 57.5 メートルの猛烈な暴風を記録するなど、県内 9 箇所で最大風速、県内 10 箇所で最大瞬間風速の観測史上 1 位の値を更新した。また、房総半島台風は

台風本体の接近時に風や雨が急激に強まる特徴があった。この台風により県内では 7 万棟を超える家屋被害が発生するとともに、広い範囲で最大 64 万 1 千件の停電が発生し、解消までに長期間を要したことから社会生活に大きな影響が生じた。停電被害が大きいことを理由として災害救助法を適用したが、停電を理由とした同法の適用は全国的にもほぼ前例がないものであった。

図表 2-1 房総半島台風、東日本台風及び 10 月 25 日の大雨の被害状況（令和 2 年 3 月 19 日時点）

		房総半島台風 (台風 15 号)	東日本台風 (台風 19 号)	10月25日の 大雨
人的被害	死者	2人 (内災害関連死者2人)	1人	11人
	重傷者	11人	3人	1人
	軽傷者	73人	23人	5人
住家被害	全壊	409棟	32棟	35棟
	半壊	4,281棟	270棟	1,716棟
	一部損壊	71,624棟	5,665棟	1,842棟
	床上・床下浸水	96棟	94棟	1,276棟
ライフライン被害	停電	64万1,000軒	13万8,500軒	2万3,400軒
	断水	13万3,474戸	2,491戸	4,699戸
農業被害		664億9,900万円	30億7,000万円	56億9,000万円
中小企業被害		305億円超		

出所：千葉県「令和元年房総半島台風等への対応に関する検証報告書」  
(令和 2 年 3 月 24 日)

東日本台風は県内に暴風と大雨をもたらし、10 月 12 日には市原市で竜巻と推定される突風が発生した。また、県内 2 箇所で最大瞬間風速の観測史上 1 位の値を更新し、大きな被害をもたらした。他方、神奈川県箱根で 10 日から 13 日までの総降水量が 1,000 ミリに達するなど東日本の広い範囲に豪雨、暴風をもたらし、東日本の広い範囲で河川の氾濫や土砂災害、洪水害が発生し大きな被害をもたらした。

10 月 25 日の大雨は、日本の東海上を北上した台風 21 号と 10 月 23 日に東シナ海で発生した低気圧の影響により県内の広い範囲で猛烈な雨をもたらし、12 時間の降水量が 10 月の降水量の平年値を超えたところがあるなど記録的な豪雨となった。この豪雨の影響で県内の広い範囲で河川の氾濫や土砂災害、洪水害が発生し大きな被害をもたらした。このように単独の災害としても観測史上 1 位の値を更新する記録的で大きな被害をもたらした災害が、短期間のうちに三つ連続して発生し大きな被害をもたらした点において、非常に稀有な一連の災害であった。

## 4 地方自治体における災害対応に関するアンケート調査について

### (1) 調査概要

#### ア) 調査目的

この調査は、2019（令和元）年9月9日の房総半島台風、10月12日の東日本台風及び10月25日の大雨により、大きな被害を受けた千葉県内の基礎自治体の被災状況を把握することを通じて、防災に対する住民意識の向上を図って今後の災害に備えるとともに、災害の教訓を後世に残すことを目的に実施した。

#### イ) 調査対象

千葉県内の54市町村（37市16町1村）

#### ウ) 調査方法

2020年12月8日にアンケート用紙を各市町村の防災担当課に送付した。締め切りは、2021年2月12日とし、31市町村（57.4%）から回答を得た。

### (2) アンケート調査の結果の概要（設問別）

アンケートの調査結果の概要を設問別に以下に示す。なお、各設問の調査結果の詳細については、設問別に別表として掲載する。

**Q1-1** 自治体名並びに危機管理・防災業務を主に担当している部署名をご記入ください。

危機管理・防災業務の担当部署は、別表1-1のとおりであった。

**Q1-2** 上記、担当部署の人員体制についてご記入ください（令和2年4月1日現在）。

防災担当部署の人員体制（令和2年4月1日現在）は、別表1-2のとおりであった。

消防士、警官、自衛官（元職を含む）のいずれかを配置していると回答したのが31自治体中、14自治体であった。また、土木職、電気職、機械職のいずれかの技術職員を配置していると回答したのは、6自治体であった。防災に関する種々の専門的知識を有する職員を活用している現状が読み取れる。

回答のあった31自治体における防災担当部署の正規職員の総数は321人で、そのうち防災士の資格者は54人（16.8%）であった。また、回答からは、防災担当部署に一人も防災士がいないのは、16自治体（51.6%）であった。自主防災組織の育成等を勘案すると、防災士会などとの連携が求められるので、資格取得を促進する必要がある。



Q2-1 貴自治体において、災害リスクの計画上の対応について該当する欄に○をつけてください。

地震災害、水害、風害、事業継続計画（BCP）については、ほとんどの自治体で「作成済み」「作成中」であった。

津波災害については、太平洋に面している9自治体と東京湾に面している自治体（千葉市を除く）5自治体の計14自治体で、「作成済み」「作成中」と回答があった。

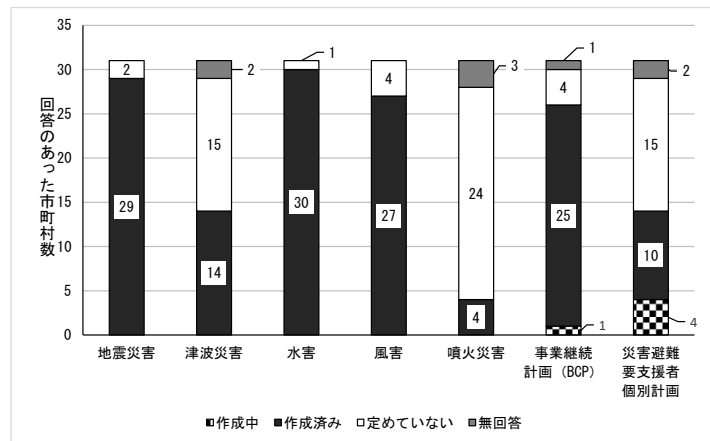
噴火災害は、我孫子市、市川市、香取市、船橋市が「作成済み」「作成中」と回答。災害避難要支援者個別計画については、今回の調査で回答のあった自治体のうち、約半数の14自治体が「作成済み」「作成中」であった。

Q2-2 貴自治体において、地域防災計画では以下の事態への配慮を定めていますか。該当する欄に○をつけてください。

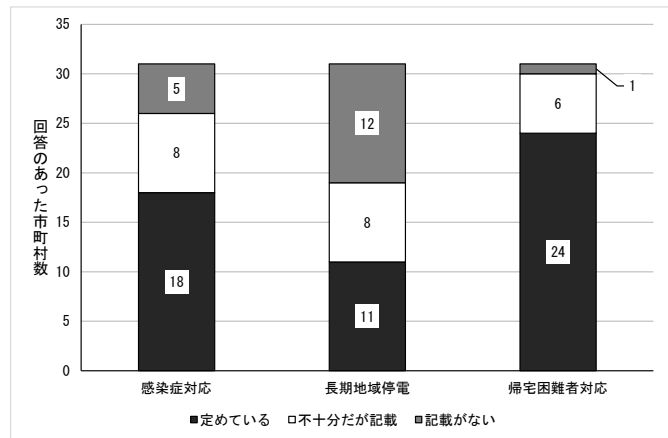
感染症対応は、新型コロナウイルスの関係もあって8割以上の自治体で「定めている」「不十分だが記載」と回答があった。また、帰宅困難者対応についても記載が無かったのは僅か1自治体だけであった。

一方、今回の被害対応でクローズアップされた長期地域停電については、以外にも12市町村で記載が無かった。今後の計画に早急に反映されることが望まれる。

図表3-2-1 災害リスクの計画上の対応について



図表3-2-2 地域防災計画において配慮している事態



Q2-3 貴自治体において、以下の災害リスクについて防災マップ・ハザードマップを作成・公表しているか、該当する欄に○を記入ください。

急傾斜地、洪水、浸水については、8割以上の自治体が「公表している」「作成中」と回答があった。地すべり・高潮については、発生しやすい地形が形成されている6自治体のみが公表と回答があった。

液状化並びに高潮については、4割の自治体で「作成していない」と回答があった。液状化・高潮の被害が想定されると思われる地域において、ハザードマップを「作成していない」と回答している自治体が散見される。これは、千葉県が「千葉県市町村別液状化しやすさマップ」や「高潮浸水想定区域」を公表していることにもない、千葉県の作成したハザードマップを当該市民に周知しているため「作成していない」と回答したものと思われる。

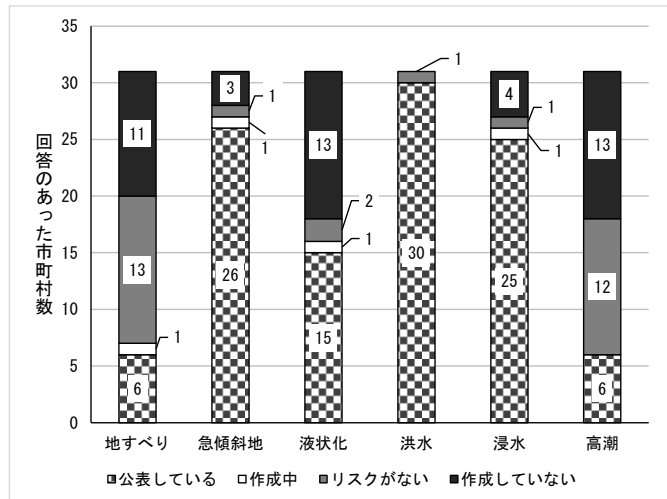
いずれにしても、各市町村が当該住民に対して、防災マップ・ハザードマップを含めたすべての防災情報を周知・提供していくことが求められている。

Q3-1 2019（令和元）年9月9日の房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨によって、貴自治体の災害対策本部を設置する庁舎の被災の有無、並びに被害の概要をお答えください。

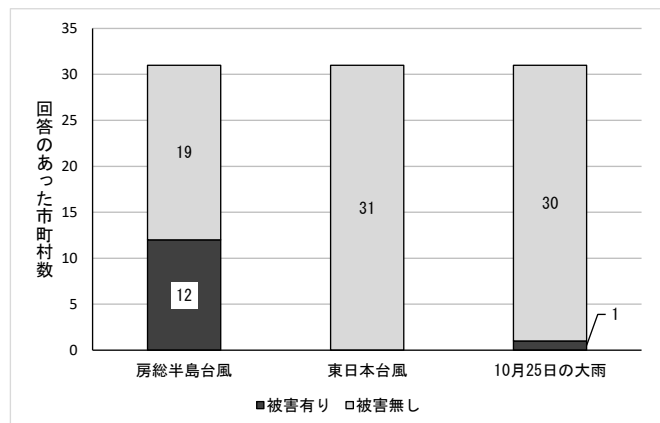
災害対策本部を設置する庁舎の被災の有無については、房総半島台風では12自治体の庁舎で被災が見られた。また、10月25日の大雨では茂原市を除く30自治体が、東日本台風ではすべての31自治体で被災はなかった。

具体的には、房総半島台風では、停電や庁舎の窓ガラス・屋根等の損壊による雨漏りなどの被害が発生した。また、10月25日の大雨では、茂原市役所の庁舎の地下1階及び1階が浸水した。

図表3-2-3 防災マップ・ハザードマップの作成・公表



図表3-3-1 災害対策本部を設置する庁舎の被災の



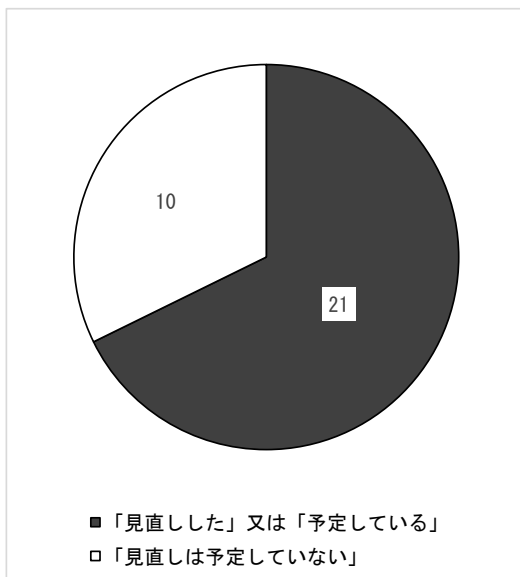
Q3-2 2019（令和元）年9月9日の房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨をうけて、災害対策本部を設置する庁舎の災害対策を見直したものの、若しくは見直しを予定している項目について、該当するもの全てに✓をつけてください。

災害対策本部を設置する庁舎の災害対策の見直しを予定しているのは、21自治体であった。

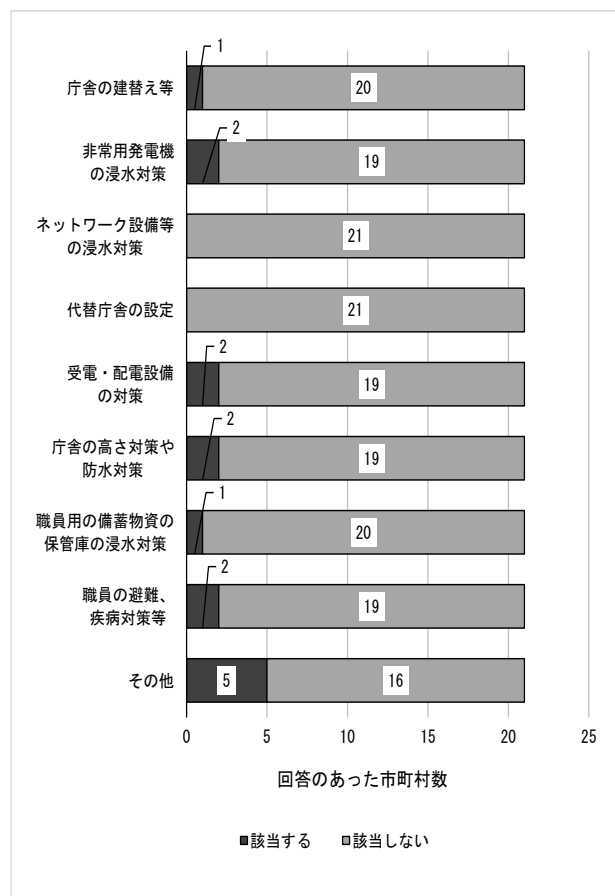
具体的な対策として、庁舎の非常用発電機（燃料庫を含む）の浸水対策、庁舎の受電・配電設備の対策、庁舎の高さ対策（地盤の嵩上げや建物のピロティ構造化等）や庁舎の防水対策（止水板、止水扉等）、職員用の備蓄物資（水、食料等）の保管庫の浸水対策、職員の避難、職員のケガや疾病、感染症対策等があげられていた。

また、「その他」と回答した中の自由記載欄に記入された内容を含めると、非常用電源の新設、機能強化等の対策を予定しているのが6自治体であった。

図表3-3-2-① 災害対策本部を設置する庁舎の災害対策の見直しの有無について



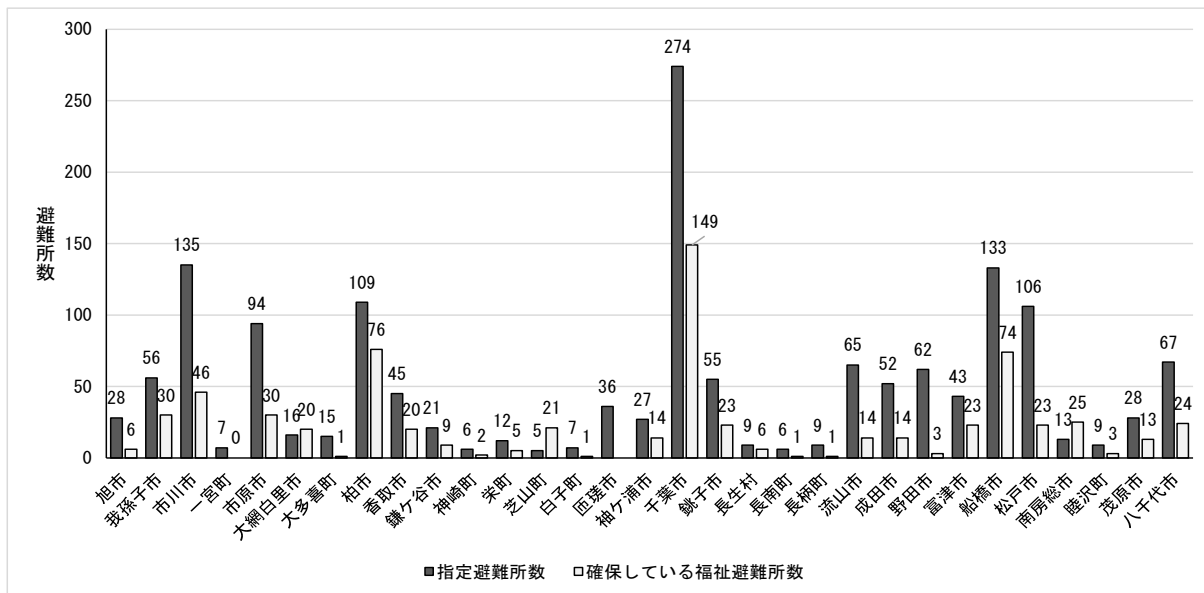
図表3-3-2-② 庁舎の災害対策の具体的な見直し策について



Q 4 - 1 貴自治体における指定避難所数並びに福祉避難所数について記入してください。

指定避難所数並びに福祉避難所数は図表 3 - 4 - 1 のとおりであった。

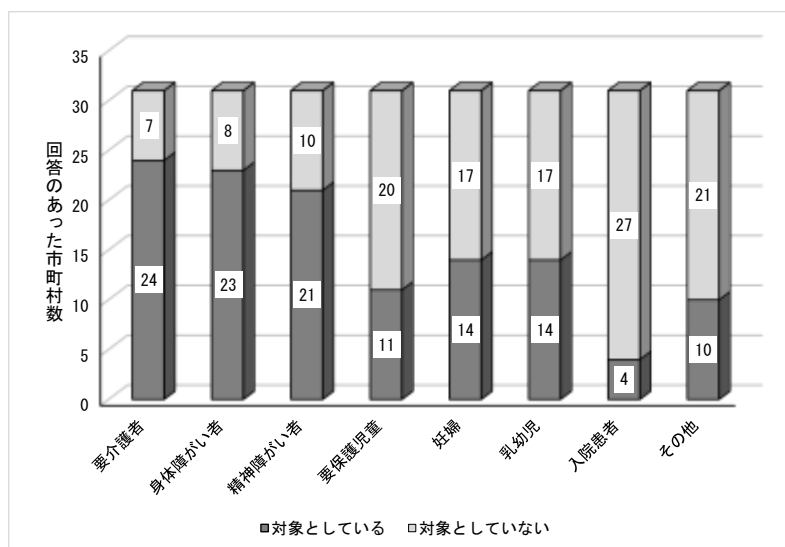
図表 3 - 4 - 1 指定避難所並びに福祉避難所の確保状況について



Q 4 - 2 福祉避難所が対象としている受入れ対象者全てに✓をつけてください。

要介護者、身体障がい者、精神障がい者、精神障がい者については、2 / 3 以上の自治体が受け入れ対象としている。要保護児童、妊婦、乳幼児については半数程度の自治体が対象とし、入院患者は4自治体が対象としている。要保護児童、乳幼児など子供を対象として明記している自治体が少ないという印象がある。

図表 3 - 4 - 2 福祉避難所の受入れ対象者について



内閣府の「福祉避難所の運営等に関する実態調査結果報告書」(2015年)によれば、全国の福祉避難所のうち調査対象とした2000施設の施設分類を見ると、高齢者施設61%、障がい者施設18%、児童福祉施設7%と続いており、この構成割合から要保護児童、妊婦、乳幼児の受入れが相対的に少ないことの理由を類推できると思われる。

要保護児童、妊婦、乳幼児の受入れが相対的に少ないこと

なお、「要保護児童」については、児童福祉法上の用語で、本来「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」と定義されており、内閣府令では福祉避難所の

受け入れ対象となっていない。このことが「要保護児童」を受け入れ対象としている自治体が少ないことに影響しているかもしれない。

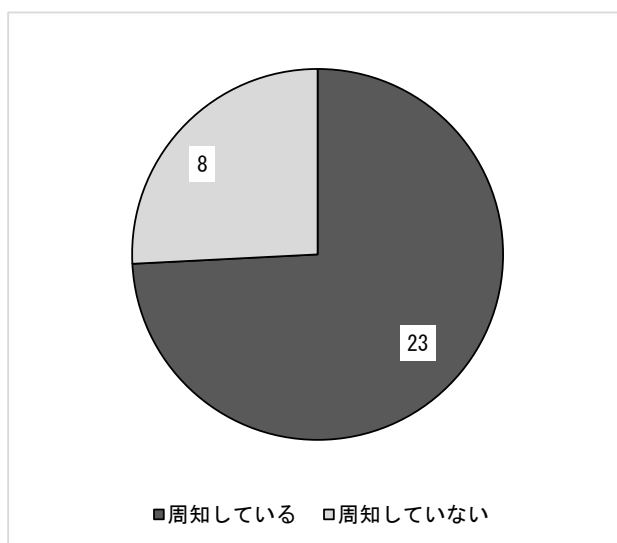
その他（自由記載）として、我孫子市が「外国人」、市原市が「知的障がい者」、鎌ヶ谷市が「障害者手帳（三障害）所持者で、指定避難所での生活が困難であると判断した要配慮者及びその家族」としている。また、質問項目にあげた具体的な受入れ対象者を特定せずに受入れを行っている自治体として香取市が「避難所での生活が困難な要配慮者」、成田市が「一般の指定避難所での生活が困難な障がい者や介護が必要な高齢者等」、船橋市が「保健活動チームがトリアージを行い、受け入れ対象を判断する」、睦沢町が「特定しておらず、避難援護の対象となる者」としている。

**Q 4 - 3** 貴自治体において、福祉避難所の所在を住民に周知している手段について、該当するもの全てに✓をつけてください。

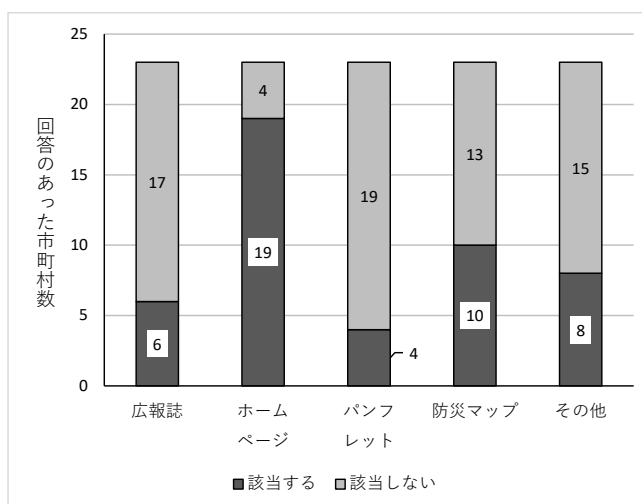
福祉避難所の住民への周知については、3/4の自治体で実施していた。周知していない自治体については、福祉避難所を2次避難所として位置付け、直接避難の対象としていない為であると思慮される。

周知手段としては、ホームページが最も多く6割の自治体で実施していた。次に防災マップ、広報誌、パンフレットが続いていた。その他の手段としてハザードマップが3自治体、地域防災計画が2自治体、スマホアプリ、出前口座、防災ハンドブック、標識版等があげられていた。

図表 3 - 4 - 3 - ① 福祉避難所の住民への周知の有無



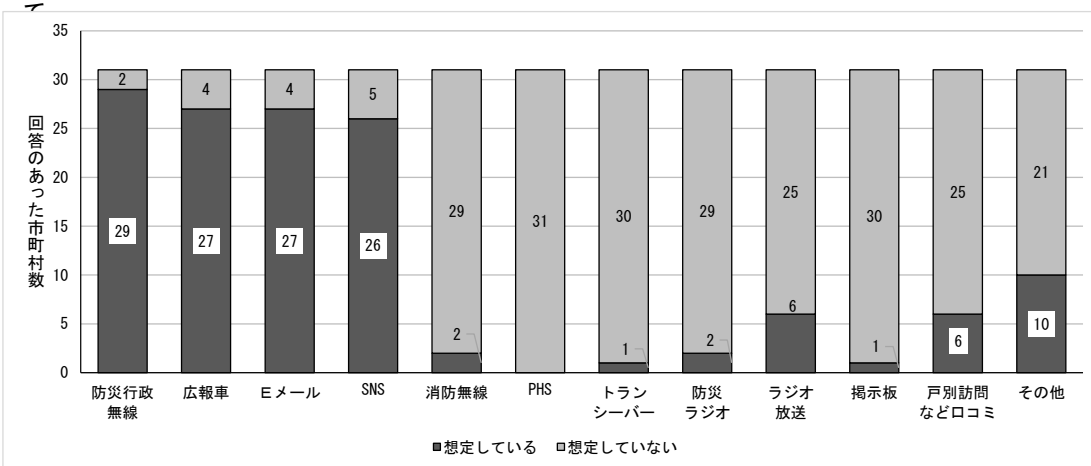
図表 3 - 4 - 3 - ② 福祉避難所の住民への周知手段



Q4-4 貴自治体において、自然災害発生時に住民に対して避難所・福祉避難所への避難誘導する場合の情報伝達手段として想定しているもの全てに✓をつけてください。

住民への情報伝達手段として多く想定されていたものは「防災行政無線」、「広報車」、「Eメール」、「SNS」で8割を超える自治体から回答があった。もっともアナログ的な「広報車」が依然として重視されていることが分かった。また同じアナログ的な手段として「個別訪問などロコミ」として6自治体（鎌ヶ谷市、富津市、八千代市、大多喜町、神崎町、栄町）も回答していることが目立った。

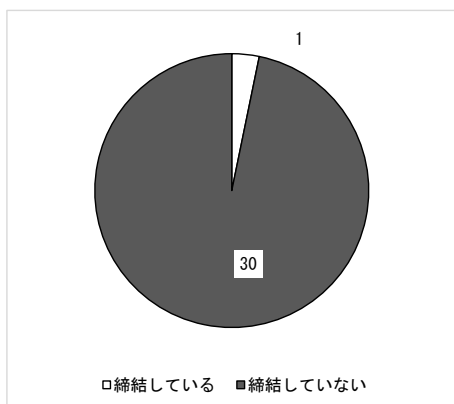
図表3-4-4 住民に対する避難所・福祉避難所への避難誘導の情報伝達手段について



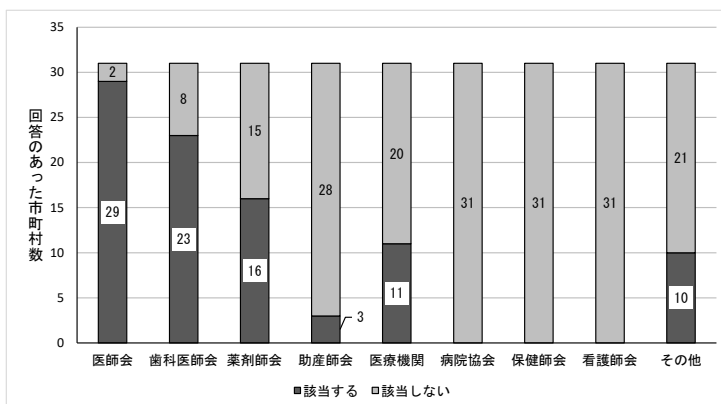
Q5-1 貴自治体において、医療救護に関する災害時応援協定を締結している団体について、該当するもの全てに✓をつけてください。

医療救護に関する災害時応援協定については、1自治体を除いてすべての自治体で締結していた。締結団体としては、医師会が29自治体で最も多く、歯科医師会が23自治体、薬剤師会が16自治体、医療機関が11自治体と続いている。

図表3-5-1-① 医療救護に関する災害時応援協定の締結の有無



図表3-5-1-② 医療救護に関する災害時応援協定の締結団体について

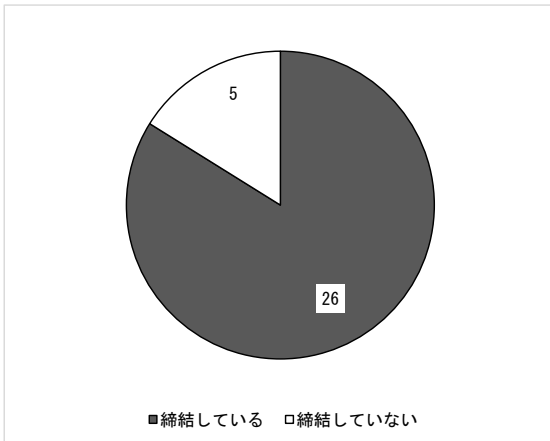


病院協会、保健師会、看護師会と締結している自治体は皆無であった。その他（自由記載）として、6自治体が柔道整復師会と締結しているほか、獣医師会、大東京歯科用品商協同組合千葉県支部、介護施設・障害者施設と締結しているのが各1自治体あった。

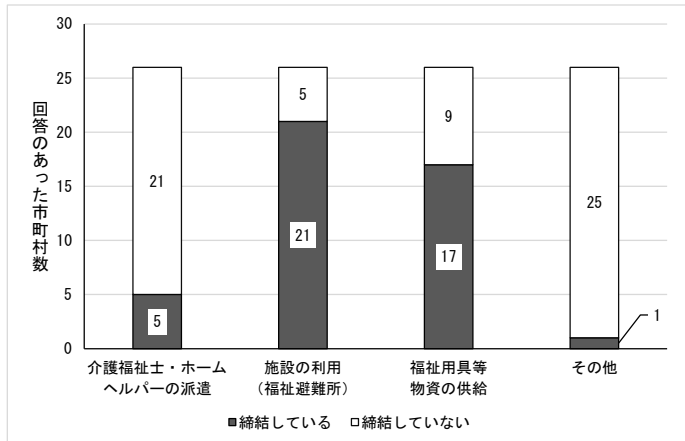
Q5-2 貴自治体において、介護関係者との間で災害時応援協定を締結している内容について、該当するもの全てに✓をつけてください。

介護関係者との間で災害時応援協定を締結しているのは、25自治体であった。締結内容については、「介護福祉士・ホームヘルパーの派遣」が5自治体、「施設の利用（福祉避難所）」が19自治体、「福祉用具等物資の供給」が16自治体、「その他」が1自治体であった。

図表3-5-2-① 介護関係者との間で災害時応援協定の締結の有無



図表3-5-2-② 介護関係者との間で災害時応援協定の締結内容

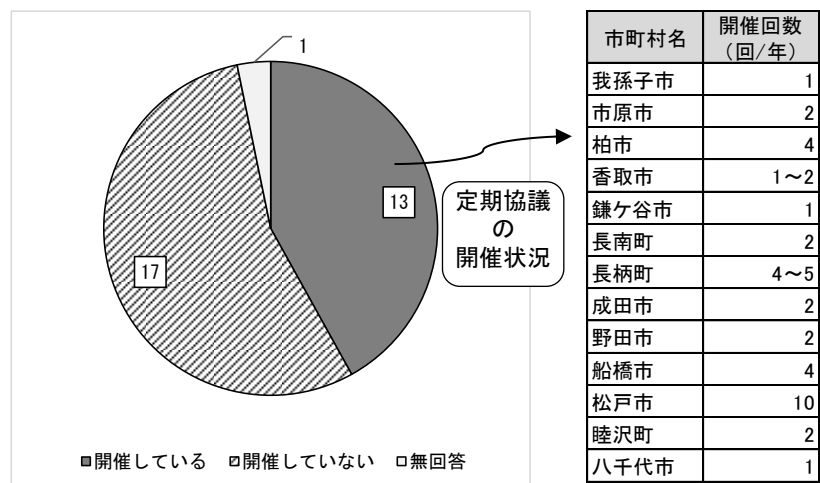


Q5-3 貴自治体において、医師会・医療機関・介護関係者等と定期的な協議の場を開催していますか。

定期的な協議の場を開催しているのは、13自治体であった。開催状況は、松戸市の年10回程度が最も多く、長柄町が年4~5回、柏市と船橋市が年4回と続いている。

コロナ対策など新たな状況もあり、定期的な開催が求められる。

図表3-5-3 医師会・医療機関・介護関係者等と定期的な協議の場について

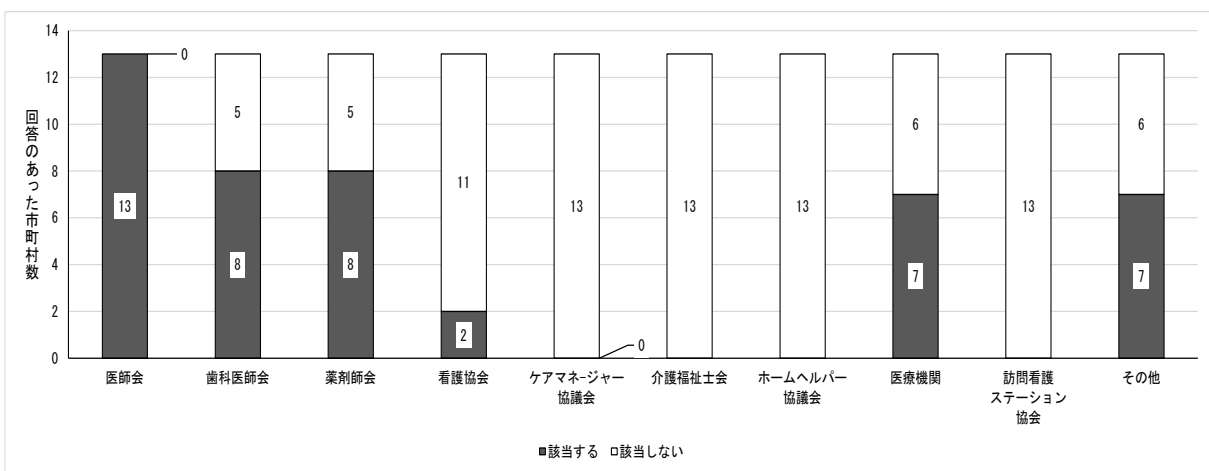


市町村名	開催回数 (回/年)
我孫子市	1
市原市	2
柏市	4
香取市	1~2
鎌ヶ谷市	1
長南町	2
長柄町	4~5
成田市	2
野田市	2
船橋市	4
松戸市	10
睦沢町	2
八千代市	1

Q5-4 定期的な協議の場に参加しているメンバーについて、該当するもの全てに✓をつけてください。

Q5-3で定期的な協議の場を開催していると回答した13自治体のうち、定期的な協議の場に参加しているメンバーとしては、医師会が13自治体、歯科医師会が8自治体、薬剤師会が8自治体、医療機関が7自治体であった。「その他」のメンバーとして、柔道整復師会が4自治体、助産師会が2自治体であった。災害医療コーディネーター、消防局、消防団、警察、自衛隊、社会福祉協議会等については、各1自治体から回答があった。また、ケアマネージャー協議会、介護福祉士会、ホームヘルパー協議会、訪問看護ステーション協会と締結している自治体は皆無であった。

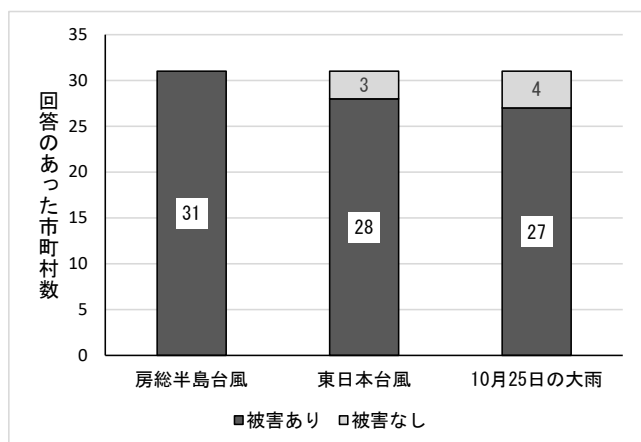
図表3-5-4 定期的な協議の場に参加しているメンバ



Q6-1 貴自治体において「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年10月25日の大雨」の被害の有無について、該当するものに✓をつけてください。

房総半島台風は、31自治体で被害があり、東日本台風は28自治体、10月25日の大雨は27自治体で被害があった。また、東日本台風で被害がなかったのは、我孫子市、芝山町、長柄町で、10月25日の大雨で被害がなかったのは、白子町、銚子市、野田市、睦沢町だった。

図表3-6-1 「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年10月25日の大雨」の被害の有



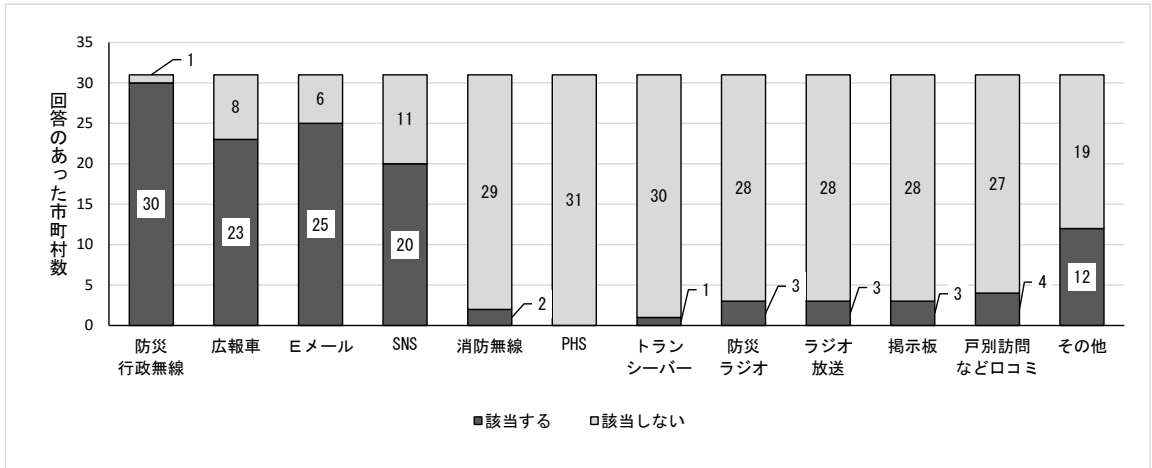


Q6-2 災害時に役に立った自治体間や市民への伝達手段は何ですか。該当するものすべてに✓をつけてください。

災害時に役に立った自治体間や市民への伝達手段としては、防災行政無線が30自治体、広報車が23自治体、Eメールが25自治体、SNSが20自治体であった。その他（自由記載）として、市ホームページが5自治体、

リアラー  
トが3自治体、NHKデータ放送が2自治体、等があげられている。

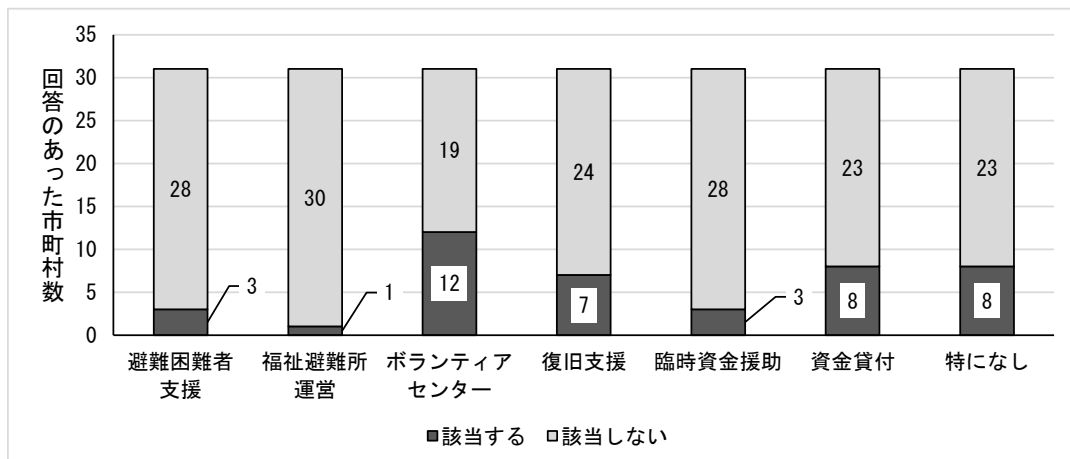
図表3-6-2 災害時に役に立った自治体間や市民への伝達手段につ



Q6-3 災害の復旧に社会福祉協議会の果たした役割についてお伺いします。該当するものすべてに✓をつけてください。

社会福祉協議会の果たした役割については、ボランティアセンターが12自治体、復旧支援が7自治体、資金貸付が8自治体となっている。ボランティアセンターの運営、貸付や臨時的資金援助など、地域での取り組みが進みつつある。

図表3-6-3 災害の復旧に社会福祉協議会の果たした役割について



Q6-4 貴自治体において「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年10月25日の大雨」以降、新たに災害応援協定を締結した連携先がありますか。

新たに災害応援協定を締結した連携先については、31自治体すべてが有と回答した。特徴的な連携先としては、電力の復旧、確保関係や車両など移動式宿泊施設関係、また段ボール製品等の資

図表3-6-4 新たに災害応援協定を締結した連携先

県市町村名	新たに災害応援協定を締結した連携先
旭市	被災者支援のための行政書士業務。災害時及び感染症発生時の防疫活動。災害時の市民への情報配信。電力復旧活動。避難者輸送、車両を一時的に避難所施設として提供。
我孫子市	移動式宿泊施設、物資供給、土地家屋調査士会、獣医師会、消息業務、支援物資の受け入れ配送
市川市	災害時の要配慮者の受け入れに関する協定(福祉避難所)、他自治体との災害時支援協定、水防活動支援協定、感染症対策消毒業務に関する協定、無人航空機の活用に関する協定、自動車の貸渡しに関する協定
一宮町	東京電力との停電復旧に関する協定
市原市	株式会社グランバー東京ラスク(避難場所)、市原緑地整備協同組合(道路啓開)、東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社(停電対応)、日産自動車グループ(日産自動車株式会社、千葉日産自動車株式会社、日産プリンス千葉販売株式会社、株式会社日産サティオ千葉)(電気自動車)、レンゴー株式会社千葉工場(段ボール製品)、株式会社ゼンリン東京第二支社(地図提供)、社会福祉法人ききょう会(福祉避難所)
大網白里市	三菱自動車(自動車の供給)、民間バス会社(災害時のバスの提供)、コメリ(物資供給)、セツカートン(段ボール製品の調達)、東京電力(停電復旧の協力)
大多喜町	品川区、セツカートン・Jパックス、東京電力パワーグリッド(株)、Yahoo
柏市	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書/榊デベロップ、広島建設(株)
香取市	成田国際空港(株)・周辺9市町村(食料、資機材の提供)、NPO法人クライシスマップパズ(ドローン活用)、(株)ダイワテック(ソーラーハウスのレンタル)、千葉県行政書士会(行政書士業務要請)、(株)日本鹿嶋(発電機リース)
鎌ヶ谷市	災害用医薬品等の管理及び供給に関する協定、災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定、災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定、上下水道における自主防災組織による消火栓の使用に関する覚書
神崎町	災害時地図情報提供に関する協定、災害時燃料供給に関する協定、東京電力との協定、災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定
栄町	R2.8.1災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定、R2.9.9災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定、R2.10.30災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定
芝山町	ヤフー(株)、三菱メンテナンス(株)、成田国際空港(株)、一般社団法人千葉県ベストコントロール協会、東京電力パワーグリッド(株)成田支社、(株)デベロップ、福島県田村郡小野町、日本郵便(株)、(株)川久、どらや包装資材(株)、(株)ゼンリン、西尾レントオール、東日本電信電話(株)千葉事業部、成田空港警備(株)
白子町	バス会社、東京電力、石油商業組合、病院、ベストコントロール協会、行政書士会
匝瑳市	県5日で5000枚の約束プロジェクト実行委員会、八日市場青年会議所、千葉県行政書士会、千葉県ベストコントロール協会、レンゴー(株)、豊和村つくり協議会、東京電力PG、成田支社
袖ヶ浦市	レンタル資材等の提供に関する協定(アクティオ)、消防車両等への燃料供給に関する提供(富士石油)、応急給水等に関する確認書(かずさ水道)、感染症発生時の防疫業務の協力に関する協定書(ベストコントロール協会)、停電復旧の連絡等の現状に関する基本協定(東京電力)、無人航空機による活動協力に関する協定(千葉ドローン協会)、段ボール製品の調達に関する協定(コバシ)、支援協力に関する協定(千葉県行政書士会)
千葉市	【災害復旧】千葉県地質調査業協会[応急対策、災害復旧業務への協力]東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社、東日本電信電話(株)千葉事業部[大規模停電等が発生時の、電力・通信復旧活動の連携等] 【廃棄物処理】(株)タケエイ[廃棄物の一時保管処理等)、日本電気株式会社千葉支社[戸別収集に関する受付業務] 【帰宅困難者対策】青洲学園東都大学、ケアパートナー(株) 【電気自動車等貸与】三菱自動車工業(株)等、日産自動車(株)等、千葉トヨタ(株)等 【その他】<防災情報の提供協力>千葉県宅地建物取引業協会千葉支部、全日本不動産協会千葉県本部<汚水等移送>千葉市環境保全協同組合<画像・映像提供>千葉ドローン協会<法律相談>千葉県弁護士会<退避車両受け入れ場所提供>(株)プロロジス、三菱UFJ信託銀行(株)、白馬特定目的会社<蓄電池の提供協力>レッドホースコーポレーション(株)
銚子市	災害時及び感染症発生時における防疫業務、災害時における支援協力、災害発生時における郵便局との協力、災害時における停電復旧の連携、災害時における避難所等の施設利用
長生村	東京電力、ヤフー(株)、医療法人塩田記念病院、(株)カインズ、(株)せんだう、(株)伊藤園、チェーンドラッグストア協会、(株)アベクラ、千葉県行政書士会、千葉県石油商業組合、(株)デベロップヤリタ
長南町	ヤフー(株)、東京電力パワーグリッド(株)、千葉行政書士会、日本福祉用具供給協会、塩田記念病院、千葉県ベストコントロール協会
長柄町	ゼンリン、ヤフー(株)、行政書士会
流山市	千葉県土地家屋調査士会等
成田市	災害時における水道復旧資材の供給に関する協定、災害時における水道施設の緊急復旧工事に関する協定、災害時における停電復旧の連携等に関する協定、災害時における協力に関する協定、災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定、災害時におけるトイレトペーパーの供給に関する協定、災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定
野田市	短期間の車中避難として「災害時における施設等の提供協力に関する協定」を民間企業と締結した
富津市	ジェイコム(社員及び人的支援、車両及び物資等の影響)、東電(停電復旧の連絡)、富津市建設関連5団体(業務基本協定改定、細目協定)
船橋市	(株)オートボックスセブン、(株)ジャンクサービス、船橋市一般廃棄物協同組合、(株)エナジー、橋本商事(株)、船橋清掃(株)、(有)船和清掃、(株)大谷商事、(有)法典清掃、(有)北爪清掃事業、(一社)千葉県介護福祉士会、(株)神原、住友大阪セメント(株)、八戸セメント(株)、船橋管工事業協同組合、(株)黒姫、(株)京業アスコン、(株)新白井リサイクルセンター、千葉製鋼(株)、前田道路(株)東京支店(船橋合材工場)、前田道路(株)東京支店(総合合材工場)、東遼青建設(株)、(一社)千葉県ベストコントロール協会、(株)ジェイコム千葉YY船橋習志野局、特定非営利法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク、日本郵便(株)船橋郵便局、コバシ(株)、千葉三菱コルト自動車販売(株)、三菱自動車工業(株)、(株)エイケン、船橋興産(株)、(公社)船橋清美公社、(株)都市整美センター千葉支店、東京電力パワーグリッド(株)京葉支社
松戸市	(株)カクタ、(株)ジェイコム千葉東葛飾局、松戸公産
南房総市	東電パワーグリッド(停電復旧の連携)、千葉県環境保全センター館山支部(浄化槽の点検及び復旧)、レンゴー株式会社千葉工場(段ボール等物資支援)、(株)バカン(避難所混雑状況可視化)、県立安房拓心高校(避難所)
睦沢町	JA長生農協との物資の供給等、千葉県行政書士会との応援協力等
茂原市	(有)オートウィル、東京電力パワーグリッド(株)、(株)ゼンリン
八千代市	東京電力パワーグリッド(株)京葉支社等

材関係などがあげられている。

なお、具体的な回答内容は図表 3-6-4 のとおりである。

Q6-5 貴自治体において「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年 10 月 25 日の大雨」において教訓となったことや新たに気づいたことがありますか。該当するものに✓をつけてください。

教訓となったことや新たに気づいたことについては、29 自治体が有と回答した。回答として多かったのは、大規模・長期停電への対応や避難所運営が中心であり、その結果、課題が多く見付き、実際の災害を見据えた訓練や準備が重要と感じているとの回答も示されている。

なお、具体的な回答内容は図表 3-6-5 のとおりである。

図表 3-6-5 教訓となったことや新たに気づいたこと

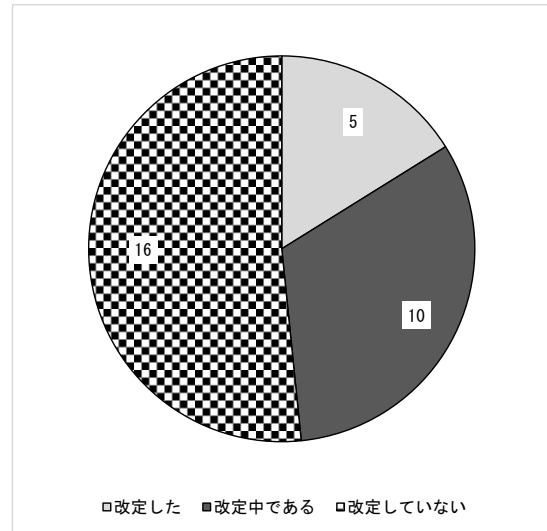
県市町村名	教訓や気づきの有無	教訓や気づきの内容を記入してください
旭市	有	停電時の避難所の運営について。要配慮者の避難と安否確認について。
我孫子市	有	ペットの避難、避難所の開設・運営
市川市	有	令和元年東日本台風では、近隣市から多くの避難者が本市に避難してきた
一宮町	有	事務の役割分担、避難所の見直し。今後ニーズが高まる備蓄物資
市原市	有	備蓄スペースや実際に作業するスペースの必要性、プロアクティブの原則の重要性等、「令和元年台風第15号等への対応検証報告書」において記載(URL:https://www.city.ichihara.chibajp/kurashi/bohanbosai/bousai_top/torikumi/time_20200511.html)
大網白里市	有	避難場所配備職員の準備、住民への情報伝達手段の確保、長期停電・断水・災害廃棄物対策等、情報の収集・伝達、避難体制・避難場所運営、停電対策、断水・ごみ処理対策
大多喜町	有	停電による固定電話、携帯電話、インターネットが一時的に不通となったなかで、防災行政無線のみ使用できたことから、その重要性を再認識した。停電対策の重要性について認識を改めた。
柏市	有	配備体制の見直しを行った他、災害対策本部の設置条件をより明確化した
香取市	有	発災時の災害対応について職員への周知徹底、平時の防災訓練等により防災意識の向上が必要だと感じた、大規模停電時の対応が不十分、停電対策のための森林伐採が必要、避難所が不足し市域を超えた広域避難が必要、災害本部の具体的な移転要綱
鎌ヶ谷市	有	日頃から関係機関との連携が必要だと感じた。
神崎町	有	災害前の樹木伐採の呼びかけや事前の処理、避難所を災害発生前に設置し早期の避難ができる体制を整える、避難勧告を発するタイミング
栄町	有	台風19号の際：防災行政無線が聞こえないという問い合わせが多かったこと、台風15号の際：防災行政無線の子局が長期停電(4日間)により内臓バッテリーが消耗したため音声流れなくなったこと、避難所の備蓄品について最低限の備蓄品を全ての避難所に配備しておくこと
芝山町	有	各班の動きが把握できていない、災害対応の業務量に偏りがある、停電により避難所や防災行政無線の機能が大幅に制限された、要支援者への避難体制が明確に定まっていない、地域防災計画が実際に業務を行う上で役立っていない、来庁者や電話対応のための人員を確保する必要がある
白子町	有	
匝瑳市	有	職員の適切な配置、停電に対する備え。各種マニュアルの修正の必要性、情報共有
袖ヶ浦市	有	災害対策本部の運営体制や災害時の情報収集や情報伝達、避難所の開設と運営方法、関係機関との連携体制などについて、地域防災計画等に定めているものの、計画通りにいかない部分が多々あった。実際の災害を見据えた訓練や事前準備が重要だと感じた。
千葉市	有	大規模・長期停電への対応の必要性 土砂災害(特別)警戒区域以外の地域を含む避難勧告等の必要性 災害対策本部事前設置に係るルール作りの必要性
銚子市	有	職員アンケートを実施したところ避難所運営における課題や改善点が多く寄せられた
長生村	有	倒木から起因する長期停電時の対応、河川の大規模決壊の対応
長南町	有	非常用発電機の必要性(長期停電対策)、災害ごみの処理対策・対応、避難所環境の整備など課題が見つかった。
長柄町	有	
流山市	無	
成田市	有	今回の台風は、今までに経験したことがない災害となり、対応が難しいものとなった。倒木の影響による長期間の停電や、それに伴う井戸水の取水不能により市民生活に混乱が深まった。上記の災害被害を踏まえ、各種災害応援協定の締結の他、職員に対し、防災に関する知識や災害時の職務について更なる理解の深化が必要であると思料する。
野田市	有	昨年の台風19号の課題として浸水想定区域内の避難所に誘導し、避難情報を発令したことで、他の指定避難所へ移動(水平避難)や避難所の2階や3階へ移動(垂直避難)をお願いすることになってしまったため、地域防災計画の修正を行った。
富津市	有	市民への情報協定の難しさ、地域防災計画との整合性(配備体制など)
船橋市	有	避難所の開設判断を早い段階で行う重要性、被災者支援対策
松戸市	有	情報伝達手段の課題、開設する避難所の基準など
南房総市	有	長期の想定をふまえた通信設備、要配慮者の安否確認に関するルール作り、受援
睦沢町	有	停電対応の難しさ等
茂原市	有	長期停電対策の重要性を認識した。また、浸水と孤立した後の救助要請は救助力が不足し、対応が困難であった
八千代市	無	

Q 6 - 6 貴自治体において「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年 10 月 25 日の大雨」以降、地域防災計画の改定状況について、該当するものに✓をつけてください。

地域防災計画の改定状況については、「改定した」「改定中である」が 15 自治体、「改定していない」が 16 自治体であった。これは各自自治体での被害の有無及び被害規模の大小の結果によるものと考えられる。

Q 6 - 7 改定した（改定中の）項目に✓を付けてください。

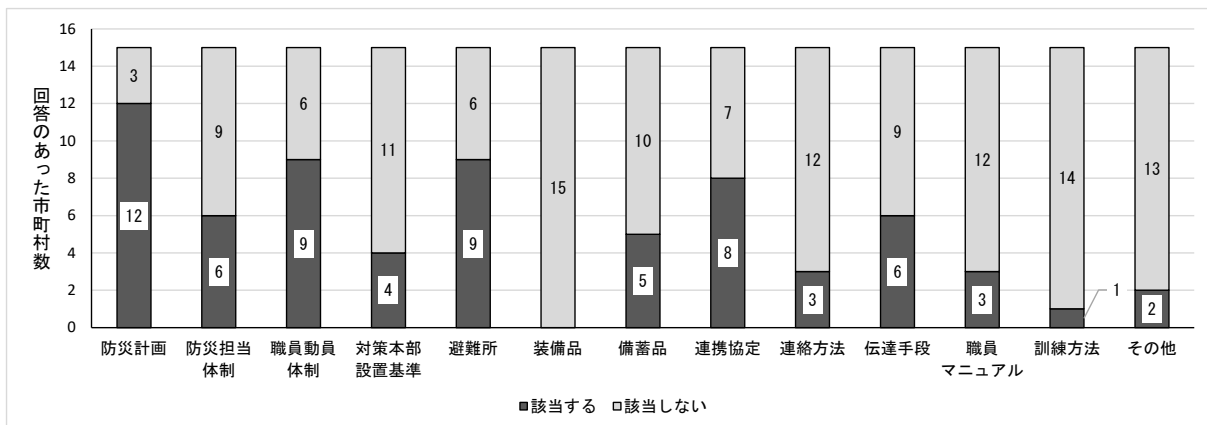
図表 3 - 6 - 6 「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年 10 月 25 日の大雨」以降の地域防災計画の改定状況について



Q 6 - 6 の地域防災計画の「改定した」「改定中」の項目で該当するものが多かったのは、防災計画が 12 自治体、職員動員体制及び避難所が 9 自治体、連携協定が 8 自治体と続いている。当時の実態を受け、改定した多くの自治体が避難所の位置や避難物資、また動員体制など避難所運営全般の見直しを行なっている。

地域防災計画の見直しについては、避難所、職員の動員体制、備蓄品などで進んでいる。また、連携協定などは今回の災害で得られた教訓を活用していることが読み取れ、評価できる。

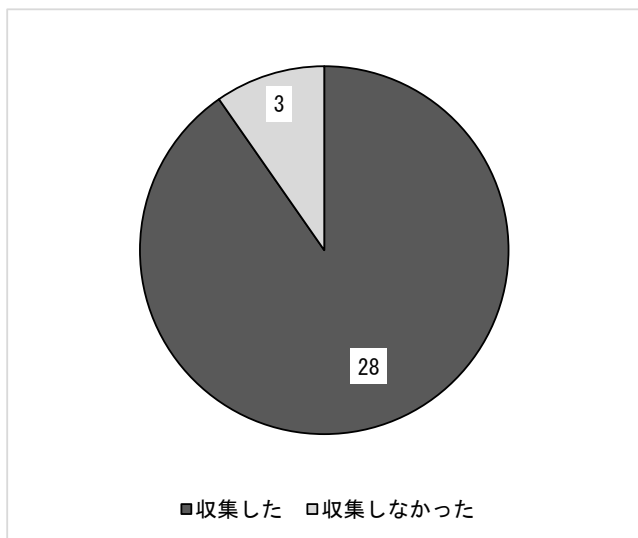
図表 3 - 6 - 7 地域防災計画の「改定した」「改定中」の項目について



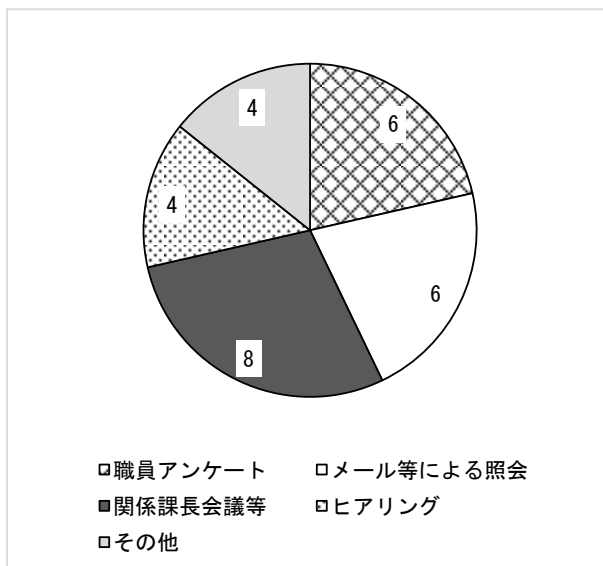
Q 6-8 自治体組織及び職員が災害対応から得た教訓や気づきを収集しましたか。該当するものに✓をつけてください。

「教訓や気づきの収集の有無」については、「収集した」が28自治体だった。自由記載とした収集方法について、共通する項目でまとめたものが図表3-6-8-②である。主な収集方法としては、職員アンケート、メール等による照会、関係課長会議等、ヒアリングが挙げられていた。

図表3-6-8-① 自治体組織及び職員が災害対応から得た教訓や気づきの収集の有無



図表3-6-8-② 教訓や気づきの収集方法

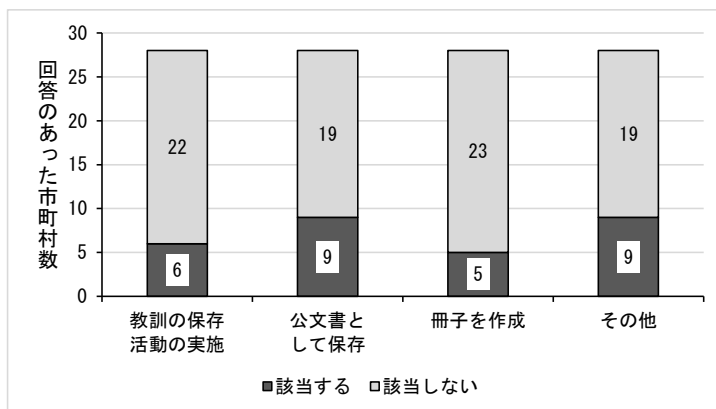


Q 6-9 教訓や気づきをどのようにまとめましたか。該当するものに✓をつけてください。

Q 6-8で「教訓や気づきを収集した」と回答した28自治体のうち、「教訓の保存活動の実施」が6自治体、「公文書として保存」が9自治体、「冊子を作成」が5自治体、「その他」が9自治体であった。

その他（自由記載）として、「会議録」「課内で情報を共有」「意見を集約した上でデータで保存」「文書ファイルで保存」「災害検証報告書を作成し議会に報告、市ホームページで公開」「アンケート結果一覧を作成」「検証資料の作成」等があげられていた。

図表3-6-9 教訓や気づきのまと



Q 6-10 まとめた教訓や気づきをどのように活用しましたか。該当するものに✓をつけてください

い。

Q6-8で「教訓や気づきを収集した」と回答した28自治体のうち、教訓や気づきの活用の仕方としては、「内部検討会に提供」が6自治体、「職員に周知」が14自治体、「冊子として公表」が4自治体、「その他」が9自治体となっている。一方で審議会等への提供は無く、地域住民等に対する周知への活用は少ない結果となった。

また、その他（自由記載）としては、

「反省を踏まえた対応を職員に指導」「協定の締結、備蓄品の追加購入」「地域防災計画に反映」「課内で情報を共有」「地域防災計画、災害に強いまちづくり政策パッケージに反映」「防災講話の資料として活用」等があげられている。

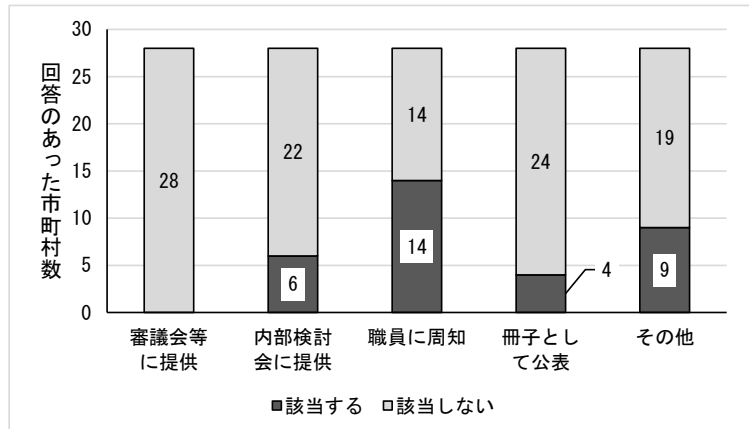
Q6-11 教訓や気づきをどのように将来の職員に継承していくつもりですか。該当するものに✓をつけてください。

Q6-8で「教訓や気づきを収集した」と回答した28自治体のうち、教訓や気づきを継承する方法としては、「冊子として保管」が7自治体、「冊子を配布」が1自治体、「職員研修に導入」が7自治体、「特別な活動は考えていない」が8自治体、「その他」が12自治体であった。

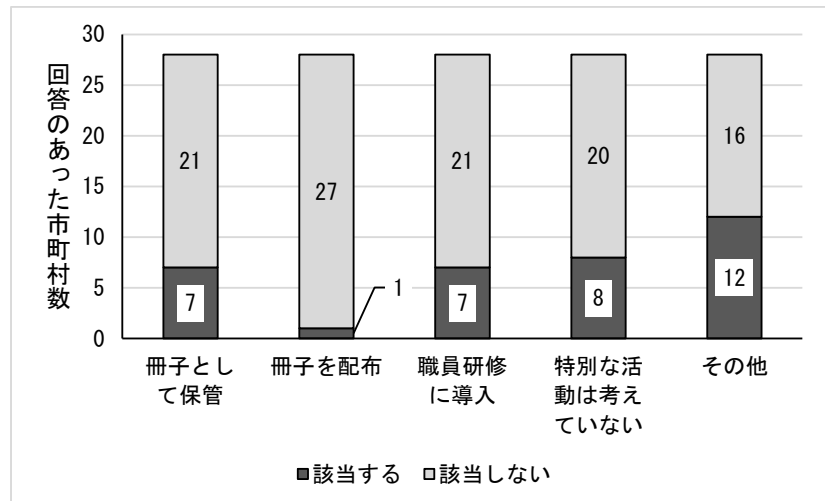
また、その他（自由記載）としては、「地域防災計画への反映」「検証結果の進捗状況を定期的に確認」「各該当部署へ課題を落とし込み、業務改善を図った」「訓練などを通じた継承」「内部検討会に提供」「災害時職員初動マニュアル」の改定」等があげられている。

すでに多くの自治体では収集した教訓や気づきを活用しているが、今後も定期的な職員研修、訓練などに取り入れることにより、将来への継承を図る必要があると思われる。

図表3-6-10 教訓や気づきの活用の仕方



図表3-6-11 教訓や気づきを将来の職員に継承する方法

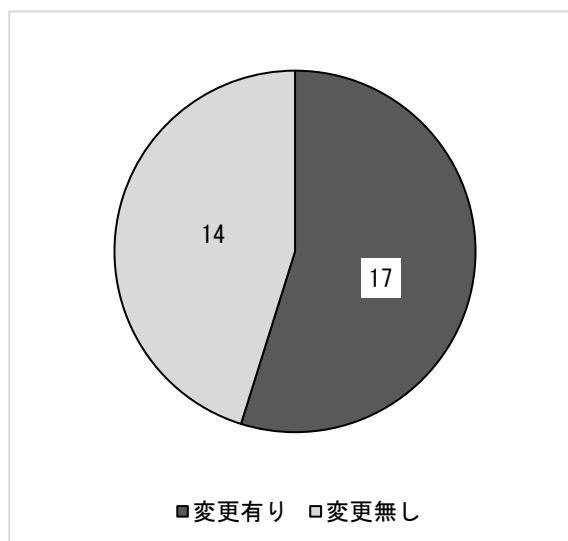


Q7-1 新型コロナウイルス感染症の蔓延で、防災計画上変更等を予定していることがありますか。

新型コロナウイルス感染症による防災計画上変更等について尋ねたところ、防災計画上の変更が有りと答えたのは17自治体であった。

また、防災計画上の具体的な変更内容を図表3-7-1-②に示した。変更内容としては、避難所運営並びに新型コロナウイルス感染症対策に関するものが多くみられる。ほかに、避難行動の周知、自宅療養者等の避難確保、ホテル・旅館等の活用、保健所との情報連携、感染症対策に要する備品（マスク、アルコール等）に関する協定等があげられている。

図表3-7-1-① 新型コロナウイルス感染症による防災計画上の変更の有無



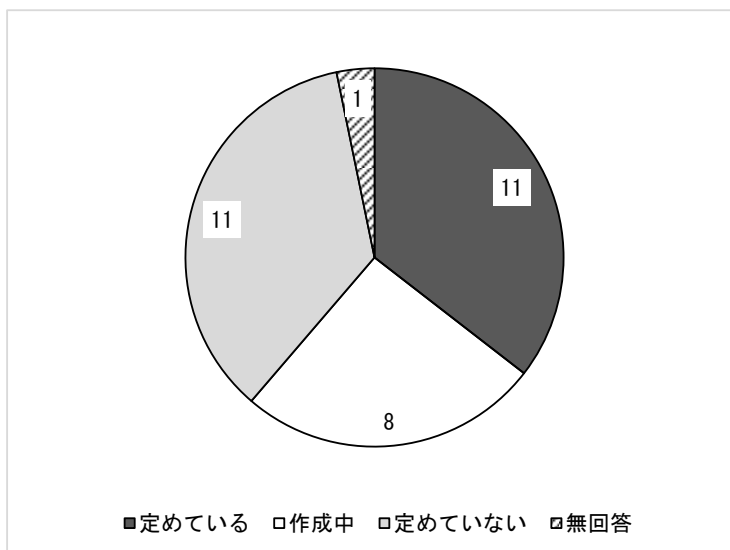
図表3-7-1-② 新型コロナウイルス感染症による防災計画上の変更内容

県市町村名	防災計画上の変更内容
我孫子市	避難所運営など
市川市	避難所における感染症対策を追記
一宮町	感染症対策を講じた災害対応、避難所運営等
市原市	避難所の過密防止を考慮した避難所の開設、避難行動の周知、自宅療養者等の避難確保、ホテル・旅館等の活用、避難所の環境整備、保健所との情報連携
大網白里市	避難所収容人員の見直し
柏市	各避難所への配備備蓄物資の改定
香取市	新規に感染症対策の項目を追加、施設毎の対応方法について
白子町	避難所運営
千葉市	記載内容について、現在検討中。
長南町	避難所の運営方法や業務継続等について変更を予定
流山市	感染症対策に要する備品（マスク、アルコール等）に関する協定等
成田市	新型コロナウイルス感染対策の観点を取り入れた防災対策を推進する旨を記載、避難所運営での新型コロナウイルス感染症対応をまとめた。「新型コロナウイルス感染症対応の手引き」を基に避難所運営を実施する旨を記載
野田市	避難所における新型コロナウイルス感染症対策について新設予定
富津市	現在見直し中のため、未記入とする。※感染症防止資機材の調達
松戸市	元々、修正予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策も盛り込んだ形となっている
睦沢町	避難所対応等
茂原市	避難所運営の見直し(地域防災計画の修正、マニュアルの改定)

Q7-2 新型コロナウイルス感染症への対応計画を作成していますか。

新型コロナウイルス感染症への対応計画の作成状況については、「定めている」「作成中」が19自治体、「定めていない」が11自治体であった。

図表3-7-2 新型コロナウイルス感染症への対応計画の作成状況



Q7-3 新型コロナウイルス感染症への対応計画に含まれる内容について、該当するもの全てに✓をつけてください。

Q7-2で「定めている」「作成中」と回答した19自治体について、対応計画に含まれる内容を尋ねたところ、「避難所における避難者の過密抑制策等」と回答したのが14自治体、「防護物品の備蓄・手配・提供など」が13自治体、「消毒」が8自治体と、比較的多く回答が寄せられていた。

図表3-7-3 新型コロナウイルス感染症への対応計画に含まれる内容について

また、対応計画に含まれている項目数をみると、船橋市が13項目、栄町が11項目、成田市が9項目と多く、他の自治体は1~5項目であった。

新型コロナウイルス感染症への対応計画に含まれる内容	回答のあった市町村数
避難所における避難者の過密抑制策等	14
防護物品の備蓄・手配・提供など	13
防護機器の配備	3
防護服着脱	4
患者搬送	3
消毒	8
軽症者受け入れ	1
検体採取	1
検体搬送	1
検査体制の整備	2
民間検査機関への援助	0
自主検査希望者への支援	0
患者の衣食住などの生活支援	1
医療体制	2
医療支援	2
情報処理	3
広報体制	4
相談体制	4
その他	4



### (3)まとめ

千葉県内の54市町村を対象にアンケート調査を実施し、31市町村(57.4%)から回答を得ることができた。2015年に実施した「介護保険制度改革に関する市町村アンケート調査」において、回答が得られた33市町村(61.1%)とほぼ同程度の回収状況となった。

#### ア)防災担当部署の人員体制について

消防士、警官、自衛官(元職を含む)を防災の現場で活用する動きが広がっていることがうかがえた。また、技術職員(土木職、電気職、機械職)が少数の自治体ではあるが、配置されているのが特徴としてあげられる。

防災担当部署における防災士(認定NPO法人日本防災士機構が認証する資格)の資格取得については進みつつあると思われる。自主防災組織の育成等が求められる中で、自治体の防災担当部署における資格取得の促進が必要となっている。

#### イ)地域防災計画等の内容の拡充について

市町村が策定している地域防災計画の内容には、地震災害、津波災害、水害、風害、事業継続計画(BCP)が当該市町村の状況に応じて概ね盛り込まれていた。しかし、噴火災害については、盛り込んでいるのは4自治体のみであった。令和3年6月4日に気象庁が富士山の噴火警戒レベルの判定基準を公表したことを踏まえて、未策定の自治体においては新たに作成すること、また策定されている自治体でも見直しが求められている。

災害避難要支援者個別計画を策定していない自治体が1/3を占めているが、今後一層の当該計画の策定推進やすでに策定されている計画内容の更なる拡充が求められている。また、令和元年房総半島台風においては、長期にわたる地域の停電が発生したことにともない、様々な課題が明らかになっており、今後の対策強化が必要である。

#### ウ)災害対策本部を設置する市町村の庁舎の災害対策について

災害対策本部を設置する市町村の庁舎の被害状況に関しては、房総半島台風では回答のあった自治体の1/3が被災した。東日本台風では回答のあったすべての自治体で庁舎被害は発生せず、10月25日の大雨では茂原市のみが被災した。

房総半島台風では、窓ガラスや屋根等の庁舎の物理的な被害はなかったが、長期停電による被災を回答している自治体もいくつか含まれている。災害対策本部を設置する市町村の庁舎の物理的な被災対策と合わせて、庁舎の電源確保策も課題として浮かびあがっている。

#### エ)市町村における避難所並びに福祉避難所の受入れ対象並びに周知手段について

要介護者、身体障がい者、精神障がい者については、2/3以上の自治体が福祉避難所の受入れ対象としているが、要保護児童、妊婦、乳幼児については、半数程度の自治体に留まっている。また、入院患者については、4自治体が対象としている。今回、調査対象とした要援護者については、小規模な自治体等では対応が困難なことが想定され、広域的な支援体制の構築など対策が急がれる。

福祉避難所の周知手段としては、ホームページが最も多く6割の自治体で実施していた。また、

住民を避難所・福祉避難所への避難誘導する場合の情報伝達手段としては「防災行政無線」、「広報車」、「Eメール」、「SNS」で8割を超える自治体から回答があった。令和元年房総半島台風では長期停電という事態が発生したことも相まって、「広報車」、「個別訪問などロコミ」等のアナログ的な対応が思いのほか有効であった。

#### オ) 医療救護並びに介護関係者との災害時応援協定の締結状況等について

医療救護に関する災害時応援協定については、1自治体を除く30自治体で締結していたが、介護関係者との間で災害時応援協定を締結しているのは、25自治体であった。医療救護の締結団体としては、医師会が29自治体、歯科医師会が23自治体、薬剤師会が16自治体、医療機関が11自治体と続いていたが、幅広い医療・介護関係者との連携を強化するためにも災害時応援協定の締結団体の拡充は重要であると思われる。

医師会・医療機関・介護関係者等と定期的な協議の場を開催しているのは、4割の自治体に留まった。災害時における医療・介護関係者との連携を強化するためにも、また地域防災計画の見直し・検証作業を進めるためにも、定期協議の開催・充実が求められる。

#### カ) 地域防災計画の改定状況並びに新たな災害応援協定の締結先について

「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年10月25日の大雨」以降の地域防災計画の改定状況については、回答した自治体の半数にあたる15自治体が「改定した」「改定中」であった。主な改定項目は、職員動員体制、避難所、連携協定、備蓄品、伝達手段等となっている。

近年、比較的災害の少なかった千葉県にあって、「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年10月25日の大雨」は大きな被害をもたらし、地域防災計画やマニュアルの想定を超える判断や対応を求められる場面が生じたことが地域防災計画の改定の背景となっていると思われる。

実際、回答した31自治体すべてにおいて、「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年10月25日の大雨」以降に新たな災害応援協定を締結しており、その締結先は多方面にわたっている。各自治体における被災状況に応じて、浮かび上がった課題に対応すべく、それぞれの地域事情にあわせて協定締結が進められていると思われる。

#### キ) 教訓や気づきについて

教訓となったことや新たに気づいたことについては、29自治体が有と回答した。教訓、気づきの内容としては、大規模・長期停電への対応や避難所運営が中心であり、その結果、課題が多く見付き、実際の災害を見据えた訓練や準備が重要と感じているとの回答も示されている。

今回得られた教訓や気づきを冊子という形でまとめることは大切だが、それに留まることなく、常に自治体内部でPDCAサイクルを回して教訓や気づきを将来の職員に継承していく取り組みを進めていくことが重要である。

## 5 鋸南町のヒアリング調査について

### (1) 鋸南町ヒアリング調査の概要について

ア) 実施日時 2020年10月15日(木)13:30~14:30

イ) 場 所 鋸南町役場2階 会議室

#### ウ) 調査内容

事前に提出した質問に対する鋸南町の回答(資料1)を踏まえて、令和元年房総半島台風による被害発生状況とその対応、復興・復旧に向けての取り組み、それらを通して見えてきた今後の課題等についての質疑、意見交換を行った。その後、被害が大きかった岩井袋地区を視察した。

#### エ) 参加者

東京湾岸風水害被害調査研究会のメンバーを中心に以下のとおり参加した。

佐藤 孝治(神奈川大学名誉教授)  
落合 勉(神奈川大学工学部助手)  
宮本 知樹(東京地方自治研究センター副理事長)  
木下 究(東京地方自治研究センター事務局次長)  
若井 康彦(千葉地方自治研究センター顧問・前衆議院議員)  
椎名 衛(千葉地方自治研究センター副理事長)  
佐藤 晴邦(千葉地方自治研究センター事務局長)  
菅原 敏夫(地方自治総合研究所委嘱研究員)  
本田 大祐(地方自治総合研究所事務局長)  
大沢 宏二(神奈川県地方自治研究センター事務局長)

#### オ) 鋸南町の対応者

平野 幸雄(総務企画課 課長)  
安田 隆博(総務企画課総務管理室 室長)  
小川 亮一(総務企画課復興支援室 室長)  
井戸 俊明(総務企画課総務管理室 主任主事)

### (2) 鋸南町の被災状況等について

鋸南町の被災状況等については、ヒアリング調査の質問事項に対して、鋸南町が作成した回答から抜粋して掲載している。

ア) 鋸南町の被害概要(令和元年12月末現在)

#### (a) 人的被害

無

## (b) 住家等被害

全壊	92 棟
大規模半壊	84 棟
半壊	426 棟
一部損壊	2,474 棟
計	3,076 棟

※り災証明書が発行件数

## (c) 公共施設等被害（主な施設）

### ①本庁舎

庁舎（外壁、天井、窓ガラス、屋上パンザマストほか）

車庫（外壁、シャッターほか）

### ②保健福祉総合センター（空調設備）

### ③老人福祉センター（窓ガラスほか）

### ④鋸南病院（窓ガラス、屋上フェンス、室外機ほか）

### ⑤道の駅きょなん（屋根、窓ガラスほか）

### ⑥都市交流施設・道の駅保田小学校（直売所壁面、電気・空調・給排水衛生設備）

### ⑦消防団詰所 4 棟

### ⑧防災備蓄倉庫 1 棟

### ⑨防災行政無線施設（中継局、屋外子局ほか）

### ⑩保育所（屋根、窓ガラス）

### ⑪学童保育所（屋根、外壁ほか）

### ⑫幼稚園（窓ガラス、門扉ほか）

### ⑬小学校（窓ガラス、太陽光パネル、門扉、フェンスほか）

### ⑭中学校（屋根、窓ガラス、防水シートほか）

### ⑮中央公民館（軒天、ドアガラス、空調機ほか）

### ⑯歴史民俗資料館（屋根、窓ガラスほか）

### ⑰海洋センター（アリーナ：屋根、天井、窓ガラス、プール：外壁、サッシほか）

### ⑱弓道場（屋根、天井、外壁ほか）

### ⑲野球場（フェンス、ダッグアウト、窓ガラス）

### ⑳浄水場（屋根、窓ガラスほか）

## (d) 町道被害

### ①94 箇所（倒木 47 箇所、土砂流入 18 箇所ほか）

## (e) 農林水産業施設等被害

### ①農地 40 箇所

### ②農道 2 箇所

### ③農業用ハウス 167 棟

### ④林道 9 箇所

### ⑤水産業施設 20 件（共同施設、事務所、養殖魚、漁船ほか）

イ) 鋸南町支援等の状況 (2019年12月末現在)

(a) 激甚災害の指定

○施行日：2019年10月17日

区分	特例措置
【本激】	①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置 国庫補助率の嵩上げ (過去5カ年の実績の平均では農地は83%⇒96%) ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 国庫補助率の嵩上げ (一般災害20%⇒最高90%)
【局激】	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げ

(b) 被災者生活再建支援法の適用

○適用日：2019年9月27日

○適用条件：鋸南町の人口区分から滅失世帯40世帯で該当  
半壊80世帯であり、半壊2世帯で滅失1世帯と換算

① 被災者生活再建支援金

区分	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 ・ 解体世帯	100万円	建設・購入 200万円	300万円
		補修 100万円	200万円
		貸借 50万円	150万円
大規模半壊 世帯	50万円	建設・購入 200万円	250万円
		補修 100万円	150万円
		貸借 50万円	100万円

② 災害援護資金の貸付

生活の再建に必要な資金を貸し付け。

○貸付限度額：最大350万円 (被害の程度により異なる。) 所得制限あり

○償還期間：10年 (うち据置3年)

○利率：保証人有り⇒無利子、保証人無し⇒年1.5%

(c) 千葉県災害見舞金

千葉県が対象とした災害において下記災害見舞金を支給。

○家屋の全壊・全焼・流出：1世帯につき10万円

※死者等に関する支給額は省略

(d) 賃貸型応急仮設住宅 (みなし仮設住宅)

○制度開始日：2019年10月10日

○入居期間：2年以内

○対象者：

① 災害救助法適用市町村

② 住宅の全壊、半壊、全焼又は流出により居住する住家がない方

③ 自らの資力をもってしては住家を確保することができない方

④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度又は障害物の除去制度を利用していない方

- 賃貸住宅の家賃限度：2人以下の世帯月額7.5万円以内  
3人以上の世帯月額8.5万円以内  
県北西部で5人以上の世帯月額12万円以内

(e) 被災家屋等の公費解体・自費償還制度

- 受付開始日：2020年1月6日
- 制度内容：台風により損壊した半壊以上の被災家屋等について、所有者の申請に基づき、町が損壊家屋等の解体・撤去を行う。
- 主な要件：
  - ①半壊以上の判定を受けたもの
  - ②個人が所有する住宅及び併用住宅
  - ③家屋等をすべて解体・撤去
- 事業費・財源内訳（金額単位：千円）

	想定棟数	予算額	財源内訳		
			国 (50%)	町	
				町債(10%)	一般財源(40%)
損壊家屋撤去業務委託	108棟	1,152,518	586,181	※1 117,200	※2 468,982
損壊家屋費用償還金	10棟	19,845			
計	118棟	1,172,363			

※1. 元利償還の95%が交付税算入されるの見込む。 ※2. 特別交付税措置を見込む

(f) 被災住宅に対する補助制度

- 受付開始日：2019年10月29日
- 支援内容

損害の程度	支援の区分		
	災害救助法の適用	災害救助法の拡大	千葉県の補助事業
全壊 大規模半壊 半壊	応急修理 上限59万5千円 【国1/2、県1/2】		
一部損壊	損害割合 10～20%	応急修理 上限30万円 【国1/2、県1/2】	工事費が150万円を超える場合 上限20万円上乗せ (150万円超の20%) 【県8/10、町2/10】
	損害割合 ～10%	被災住宅修繕緊急支援事業補助金 上限50万円 (工事費の20%) 屋根・30万円まで【国5/10、県3/10、町2/10】 屋根・30～50万円【県8/10、町2/10】 外壁等・50万円まで【県8/10、町2/10】	

- 予算額及び財源内訳（金額単位：千円）

	予算額	財源内訳		
		国	県	町
住宅応急修理委託（半壊以上）	226,100	113,050	113,050	

住宅応急修理委託（一部損壊 10%以上）	128,700	64,350	64,350	
住宅応急修理補助金（一部損壊 10%以上）	85,800	42,900	42,900	
住宅応急修理補助金（一部損壊 10%未満）	171,500	51,450	85,750	34,300
被災住宅緊急支援事業補助金（一部損壊 10%未満）	686,000		548,800	137,200
計	1,298,100	271,750	854,850	171,500

### (g) 災害義援金について

- 口座開設期間 2019年9月17日～2020年3月31日（延長可能）
- 取扱機関 ゆうちょ銀行
- 配分委員会 11月20日：第1回千葉県災害義援金配分委員会  
12月19日：第1回鋸南町災害義援金配分委員会
- 配分額 1次配分（対象者は12月19日現在）

項目	死亡者	重傷者	全壊 (解体世帯)	半壊	床上浸水	一部損壊	合計
町対象数	0人	0人	33件	353件	0件	1,937件	2,323件
県配分額	30万円	15万円	30万円	15万円	3万円	1万円	—
町配分額	5万円	3万円	5万円	3万円	2万円	2万円	—
県+町配分	35万円	18万円	35万円	18万円	5万円	3万円	—

- 所要額 千葉県 8,222万円 鋸南町 5,098万円
- 義援金総額 千葉県 約17億円 鋸南町 約8,500万円
- その他 今後2次配分、3次配分

### ウ) 災害初動時の主な事象記録

日時	気象情報等	対応等
9月8日（日）		
10:25	波浪警報発表	防災無線、安心安全メールによる注意喚起
12:00		災害対策本部設置前（第2配備）
12:58	暴風警報、大雨注意報発表	防災無線、安心安全メールによる注意喚起
16:45		避難所開設（2箇所）して自主避難を周知
22:50	大雨警報発表	防災無線、安心安全メールによる注意喚起
9月9日（月）		
2:16	洪水警報発表	
3:00	土砂災害警戒情報発表	災害対策本部設置（第3配備） 土砂災害警戒区域の住民に対し、防災無線、安心安全メールによる安全確保の喚起 避難所開設を拡大（2⇒5箇所） 停電（町内5,900軒） 庁舎、自家発電機稼働
5:35		土砂災害警戒区域及び河川周辺住民に対し、防災無線等により避難勧告発令
6:00		災害対策本部（第5配備） 全職員を招集

9月10日(火)	
	○被害状況の把握(初期段階) ・本庁舎(災害対策本部)被災 ・町内ライフライン(上水道断水300世帯、停電全戸4000世帯) ・通信機能不全(固定電話、携帯電話) ・避難所一部被災、開設不能(B&G海洋センター、鋸南中学校)
	○避難所開設拡大5箇所(鋸南小学校、鋸東コミセン、岩井袋区第2コミセン、町区コミセン、中原区コミセン)
	○非常用電源の確保(本庁舎自家発電機、避難所発電機配置) ・本庁舎及び周辺住宅の電力復旧(21:55)
	○被害状況の収集 【第1段階】町職員による町内全域巡回 【第2段階】各区長に区内被害状況の把握を要請
	○孤立世帯、災害要支援者への対応 ・民生委員、保健師、各区長
	○ブルーシート・食料・飲料水等の配付開始
	○携帯電話充電コーナー開設
	○携帯電話用移動中継局配備(キャリア3社)
9月11日(火)	
	○民生委員による独居老人等の安否確認
9月14日(金)	
	○町営温浴施設の無料開放
9月15日(土)	
	○災害ごみの受入開始
	○災害ボランティアセンターの開設
	○防災行政無線中継局の電力復旧(21:30)

### (3) ヒアリング調査の結果

冒頭、東京湾岸風水害被害調査研究会の主査である佐藤孝治神奈川大学名誉教授から今回のヒアリング調査の趣旨等について、「2019年9月の令和元年房総半島台風は、千葉県を直撃して大きな被害をもたらしたが、この進路が少し西にずれていれば、東京都、神奈川県にも多大な被害をもたらすことになる。近年、関東は大きな台風被害にあっていないが、これからは警戒を強める必要がある。東京、神奈川、千葉の地方自治研究センター並びに地方自治総合研究所はこのような認識に立って、令和元年房総半島台風の被災から教訓を学び、課題を整理するために、今回、鋸南町にヒアリング調査をお願いした」と挨拶し、ヒアリングをスタートした。

質疑応答、意見交換は以下のとおり。



Q. 復興状況等の概要をお聞かせいただきたい。

A. 住宅の修繕が終わっているのは、約4割弱。事業者の不足と一部には資金不足で修繕できない世帯も含まれる。令和4年3月までに修繕を完了させたいと考えている。町が実施する住宅の公費解体については、申請が152件、完了が55件で、2020年10月末に完了予定。応急仮設住宅は建設せず民間アパート等を借り上げている。138人、59世帯がみなし仮設住宅におり、町外が多い。被災者再建制度については、9月末現在で112世帯、1億3900万円の支給を完了している。半壊以上で解体となった場合に対象となる。町の南部に天然漁港の岩井袋地区があるが、ここの被災が一番ひどかった。竜巻が起こったのではないかとされている。

Q. 鋸南町における区長制度の概要、また、区長制度が災害に当たってどのように機能したか。支援に入っている相模原市との関係は？

### **区長の役割は機能した**

A. 区長の機能について。鋸南町には、区は26あり、区長は行政委員として委嘱をしている。通常、広報紙の配布等を依頼している。通信が全く使えなかったので、職員が区長宅を訪ねて、「区の中の被害状況をまとめてほしい。町にある支援物資を渡す」と伝えた。特に、気になったのは、発災の当初、気温が高かったにもかかわらず、停電でエアコンが使えない状況であった。高齢者をはじめ熱中症が心配された。水や食べ物を配布することしかできなかったが、区長を通じて各戸に配布してほしいと伝えた。このようなことを行いながら、区長を通じて寄せられた各地区の情報をもとに第1報を県に報告した。この第1報の後に、支援物資等が送られてくるようになったし、マスコミによって報道されるようになった。区長の役割は機能したと考えている。区長の自宅も被害を受けたところもあり、大変だったと思うが、期日どおりに報告は挙げられてきた。

### **“総括支援チーム”という制度すら知らなかった**

相模原市の件は、実は“総括支援チーム”という制度すら知らなかった。町村会の事務局から鋸南町は手を挙げていないが、大丈夫かと問い合わせがあり、急遽申し込みをした。この支援がなかったら、どうなったかと思うぐらい大変助かった。相模原市が鋸南町に入ってくれ、川崎市と埼玉県県だったと思うが、南房総市と館山市に振り分けられた。

相模原市には、災害そのもののマネジメントを担ってもらった。住宅の被害状況の調査、罹災証明の発行などの初動の部分のほとんどについて、相模原市のリーダーシップで行った。回復支援については、災害支援チームとは別で、再興支援を受けるかどうかを鋸南町と相模原市で協議することとなった。結果、相模原市は再興支援を受けてくれた。また、祭儀協定に基づき東京都足立区と友好都市の長野県辰野町、千葉県の4つの自治体が支援に加わってくれた。

Q. 相模原市は、延べ何人くらい支援に入ったのか。

A. 1日最大37名。総勢で106人だった。ただ、2019年10月の東日本台風によって相模原市も甚大な被災を受けたため、鋸南町の再興支援はできなくなり、その分、足立区と千葉県に支援をお願いすることとなった。

自衛隊のリエゾンの件は、ちょうどこの場所に災害対策本部があったが、ここに寝泊まりしてもらった。自衛隊の役割は、要援護者のブルーシートの貼り替えと停電復旧のための倒木撤去だっ

た。それ以外の任務については厳格に切り分けをしていたので、もう少し柔軟な対応をしてほしかった。

Q. 災害協定は当該自治体と離れた自治体と締結することが多いと思うが、足立区との締結のいきさつや理由は？

A. 町内に足立区の自然の家がある。もともと、足立区から人的物的支援をもらえるという想定はなかった。今回の経験で、プッシュ型支援というのを初めて経験した。足立区は震災直後、自分の施設を見に来ると同時に、災害対策本部に立ち寄ってくれた。その際、何が不足しているかを町の職員から聞いて直ぐに電話で対応してくれ、二日後ぐらいには物資が送られてきた。また、東日本台風の時は、足立区の自然の家を避難所として使わせてもらった。

### **大きな自治体との相互支援は必要**

本来の支援を受ける手順からすれば、鋸南町→県→国→支援する自治体となるが、発災直後は県への連絡手段が限られてしまっていて、県に連絡したとしても通じないのではないかという不安があった。そのような中で、独自に支援協定を締結している自治体に急場の応援をお願いし、県からの支援が来るのを待つことにした。足立区は鋸南町に比べて大きな自治体なので、我々が欲する量と足立区が保有する量には乖離があり、それがために足立区としては支援がしやすい状況ではなかったかと思う。そのようなことを考えると、大きな自治体との相互支援は必要だと思う。

Q. 鋸南町の高齢化率が45%ぐらいで比較的高い。災害時には、災害弱者への対応が必要となってくるが、その点で苦労されたこと、区長を中心とした防災の取り組みで心掛けていること等についてお聞かせいただきたい。

### **保健師を中心に全戸を安否確認**

A. 区内の町民の安否確認は区長が行なったと思うが、ただ道路が決壊して、行くことができない地域は町がやらざるを得なかった。町長からは高齢者の安否と健康状態の確認をするように指示があったので、保健師を中心に全戸を訪問した。受援体制が整っていなかったため、DMAT等が入ってくる人たちをうまくエリア分けしたりができなかった。地域の地理に明るくない人は目的の家までたどり着くのに、かなり時間を要してしまったこともあったが、最終的に全戸に水を配って健康状態をチェックしてまわることができた。一人住まいの高齢者宅には名簿を作って何度もまわった。

都会と地方ではコミュニティの状況が随分違っていると思う。電話が通じない状況でも、地域の人たちが自主的にまわってくれた。町から各区長に「申し訳ないが、地域内の状況を教えてほしい」とお願いすれば、2~3日で各地域の情報がかえってきた。アナログ方式が結構機能していたのではないかな。

Q. 発災直後の3日間ぐらいは猛暑が続いた上、停電だった。と国支援が必要だと思われる高齢者の独居世帯の情報は班長や区長を通じて災害対策本部にあげられたということか。

A. 見守りが必要な世帯に対しては、町の職員が直接対応した。名簿をつくって職員2~3人で回った。それにプラスして、保健師が全戸を訪問した。何度か回ったが、本当は氷とか冷やすものを配りたかったが、できなかった。

Q. 日頃から、地域のコミュニティには町も関わって、区の状況を把握していたのか。

A. 議会から要支援者名簿を作成して、行動計画を策定したらどうかとずっと指摘はあったが、去年の9月までキチンとしたものはなかった。保健福祉部門で持っていた要支援者の名簿を使って対応した。後は区長が独自に集めた各区の情報によった。

大きい区でも400人程度、少ない区では50人程度なので、区長、班長と民生委員の3人が集まればその区の全体状況は把握できてしまう。

Q. 資料には、通信の復旧については翌日から始まったとあるが、その他の電気ガス水道道路などのライフラインの復旧は内部から見た実情はどうだったのか。

### **町内全域が停電、復旧に2週間程度**

A. 水道は町営の上水道で、山間部は停電でポンプアップできなくなったので、水道職員が給水車で水を配っていた。特に問題にはならなかった。ガスはプロパンなので、特に問題はなかった。電気は町内の全域が停電で、全部が復旧するまでに2週間ぐらいかかっている。

経産省からリエゾンが入って以降、復旧のスピードが早まり、どこが停電で、どこが復旧したかというようなことを迅速に把握できるようになった。最後に残ったところには電源車を配置し、円滑に復旧できた。経産省のリエゾンが入る前には、町立の鋸南病院に電源車が入るというようなことがあったが、どういうわけか、そのまま帰ってしまったこともあった。

停電でガソリンスタンドから燃料も汲み上げられなかった。

電気が回復しても、固定電話の復旧がままならなかった。固定電話を使う住民も結構いるが、どこが不通なのか把握できないため苦労した。一時期は、役場への住民からの問い合わせは、東電とNTTばかりの苦情であった。

Q. 罹災証明の発行事務は、発災後どのくらいの期間で終了したか。

A. 相模原市は、東日本台風の被災によって10月19日までで撤退した。それ以降は千葉県と足立区にお願いをした。足立区は年内ギリギリまで対応していただき、全戸の被害認定調査を終えた。

Q. 房総半島台風による発災が発生して以降、南房総市、館山市等にドローンを使って調査を行ってきた。発災直後、被害認定にドローンを使えないかと思い、南房総市を訪ねて担当者に話をしたが、良い返事は得られなかった。

### **町内4000戸全戸の被害認定調査を実施**

A. 大規模な被害認定を行うのは、南房総市も館山市も初めてのことだと思う。我々も初めてなので、どういう手法で実施するかということもわからなかった。相模原市の提案で、国のいうように1ヶ月で終わらせるというのであれば、申請主義では無理なので町内4000戸全戸の調査を概観目視で行おうということになった。いい面もあったし、悪い面もあった。一部損壊としておいたものが、あとから住民から半壊だと思うからということで、再度調査に入るケースも何度かあった。足立区にはご苦労をおかけした。火災時に罹災証明を出すぐらいの経験しかなかったので、当初は段取りすらわからなかった。

全戸調査での結果をもとに罹災証明の発行をすることはできるが、ドローンによる調査によって総体的な事実は把握できたとしても、罹災証明の発行に至るかという点と別問題だと思う。少し乖離があると思う。鋸南町でも東京大学がドローンを使って調査をした。この地域は被害がひどいというような概括的なことはわかるが、一部損壊か半壊か全壊かというような判断はむずかしい。

Q. 鋸南町の防災行政無線の機能が失われなかったと資料にあるが、無線のシステム等の状況についてお伺いしたい。

A. 役場から電波を発信して、鋸山にある中継所を経由して防災無線を町内に流すパンザマストへ飛ばしている。加えて、全戸に個別受信機を配布してあるので、各家庭で個別に聞けるようになっている。一番問題だったのは、停電の際、中継所のバッテリーの寿命を72時間と想定していたため適宜充電しなければならないことだった。保守業者に鋸山の中継所に登ってもらい、発電機を使って充電してもらった。住民には情報提供しなければならないことがたくさんあったが、防災無線を使う回数を決めて極力電気の消費を抑えることにした。

ボランティアが広報車をもってきてくれたので、町内をグルグル回って情報を発信することができた。もう一つ県と連絡を取るための防災無線があるが、その電源は本庁舎の3階にある発電機を使うことになっていた。しかし、その発電機が半屋外に置かれていたため、雨で浸水してしまって使えなかった。結果、県との連絡は、衛星携帯電話のみとなってしまった。

Q. 県との連携はうまく取れたのか。ブルーシートの調達はどうしたか。

#### **車も運転手も不足し、県の施設の取りに行けず**

A. 本来、県はプッシュ型の支援を行うとしていたが、実際にはブルーシートについては、館山市にある県の施設に取りに行った。そこが枯渇すれば、市原市にある県の施設に取りに行くということになっていた。鋸南町は車も運転手も不足していたので、館山市が市原市にある県の施設に物資をとりに行く際に鋸南町の方も運んでくれないか相談したが、館山市の分を運ぶだけで手一杯の状況だった。幸い、足立区や辰野町がブルーシートを運んできてくれたので、なんとか住民の皆さんを待たせずに済んだ。

Q. 物資の運搬については、どこかの自治体が代表して県の施設に物資を取りに行き、運んできた物資を郡内で分け合うという郡部連携を行ったところもあるようだが。

A. 自治体の規模によって、対処できることも違ってくると思う。大きな自治体では物資を取りに行く際に、どこかの部署から人員を調達できると思うが、小さな自治体ではなかなかむずかしいのではないかと。鋸南町は職員数が100名程度だが、発災後、物資の配布、現場での被害確認や対処、災害対策本部の運営、ボランティアへの対処等を行うだけで手一杯となってしまった。小さな自治体は県の施設まで物資を取りに行くことすらできないので、持ってきてくださいと言わざるを得ない状況だった。

Q. 南房総市は平成安房郡の6町1村が平成の大合併でスタートしたが、鋸南町は合併しない選択をした。そのあたりの率直な感想はいかがか。

A. 職員数という点を考えれば、ヒューマンパワーの不足は否めず、合併した方がいろいろな点に

対応できると思う。今回の災害対応を検証する際に議論したのは、受援体制を事前にどう確立しておくかということであり、現在取り組んでいる課題だ。合併にはメリット、デメリットがあると思うが、鋸南町に関していえば、地域のために頑張るぞという住民の意識は合併した地域よりも高かったと思う。

Q. マスコミ報道からは、鋸南町は災害時の安否確認等の対応がスピーディに対応しているようにうけたが。

### **職員の8割が町内に在住**

A. スピーディという話だが、町域が狭く、被害の件数も比較的になかったことが幸いしたと思う。ただ、鋸南町の職員の8割が町内に在住しているが、このことが災害時に大きな力になった。大都市だと通勤時間が1時間という職員もかなりいると思うので、すぐに集まらない職員も多くいるのではないか。鋸南町では、在住している職員はいざとなれば歩いて役場に駆けつけることができる。自分が暮らしている地域の情報については、常日頃から把握している。例えば、道路が倒木で塞がれていて動けないよという情報が入れば、地図を広げなくても職員が様子を見に行ける。このような体制があることが地域の防災力を上げる要因の一つで、併せて、地域の人たちが自主的に動いてくれることが防災力をより引き上げていると思う。

発災直後の3日間、猛暑が続いた。このような中で、一人暮らしの高齢者が水も食べ物もない状況では大変だが、だれも目にも触れることなく具合が悪くなったという報告を受けていない。発災の当日もしくは翌日には、おそらく民生委員、区長、地域包括支援センターの職員、町職員等の誰かが安否確認を行っていたと思われる。

Q. 20年ほど前の話になるが、私が暮らしている川崎市の管理職の住所を調べたら、川崎市内に住んでいる管理職の割合は2割弱だった。災害時に8割近い管理職が役所に出てこれられないとすると、役所が機能しないのではないかという議論をした記憶がある。大都市部は、常日頃から防災担当以外でも本庁等の近くで宿泊する体制を整えておかないと、いざというときに対応できないのではないかと感じた。

A. 相模原市の鋸南町に来られた災害危機管理監は近くに住んでいるとのことだった。

Q. 東京の自治体でも、区内に防災住宅のようなものを用意して担当者が住んでいる。在住率が低いので、都心に行けば行くほど参集率は下がるのではないか。

A. 自宅が半壊等の被災を受けた職員がたくさんいた。マニュアルには職員の被災状況を踏まえて職員配置を行うようになっているが、そのようなことを考えるような状況ではなかった。全員が役場に出てきて対応していたが、定期的に休みを与えるのが精いっぱいだった。自宅のことはそっこのけという職員が多かった。

Q. 町議会議員の皆さんもいろいろ動いていたと思うが、町議会議員との間のトラブルなどで業務が滞るといったようなことは起こらなかったのか。

A. かなり昔にはそのようなトラブルがあったが、今回は一切なかった。逆に、女性の議員がツイ

ッターを使って、いま何が不足していますか等の情報発信をしてくれて、これが大きく拡散し、効果的だった。側面からの支援に感謝している。議会質問でも出されたので、いまSNSの利用を促進している。国会議員、大臣等が大勢視察にきたが、ほとんどのケースで職員が随行していった。ただ来て見ていくだけのケースや視察の段取りが細かくて面倒だったケースなどいろいろだった。町長の指示は、視察の依頼についてはすべて受けて、町の状況を情報発信するよということだった。

Q. 消防団の動きはどうだったか。

A. 消防団に入っている若手の人たちは、それぞれの地域の復旧活動等の先頭で働かざるをなかった。そのため、消防団として活動することが実質的に難しい状況だった。国の考えとしては、災害時に消防団を活用することは前提だと思うが、地域によって違いが出てくると思う。人口の少ないところで消防団を当てにしても災害救助ができるかという、なかなかそうはいかない場面があると思う。鋸南町のように高齢化率が高い地域では、若手は消防団として活動する以前に、地域の災害復旧等の貴重な戦力となっている。ただ、鋸南町もそうだが地方の高齢者はかなり元気に活動できる人も多くいるのも事実で、都会の高齢者とは少し違うかもしれない。

Q. 福祉避難所の現状と課題をお聞かせいただきたい。

A. 福祉避難所については、他の多くの自治体と同様に困っている。1施設と協定を結んでいる。その施設も停電になり、通電するのが最後になってしまったが、電源車等を配置して機能を維持してもらった。それ以外に、協定は締結していなかったが、1施設が手を挙げてくれた。ケアマネジャーが施設への入所を判断して対応したが、希望しても施設は入れず、自宅にいた人には十分なケアができなかった。この点については、議会でも質問が出され、今後に課題を残している。

## 6 南房総市のヒアリング調査について

### (1) 南房総市のヒアリング調査の概要について

ア) 実施日時 2021年5月19日(水)13:00~14:00

イ) 場 所 南房総市本庁舎2階 会議室

#### ウ) 調査内容

事前に提出した質問に対する南房総市の回答(資料1)を踏まえて、令和元年房総半島台風による被害発生状況とその対応、復興・復旧に向けての取り組み、それらを通して見えてきた今後の課題等についての質疑、意見交換を行った。

#### エ) 参加者

東京湾岸風水害被害調査研究会のメンバーを中心に以下のとおり参加した。

佐藤 孝治（神奈川県大学名誉教授）  
宮本 知樹（東京地方自治研究センター副理事長）  
木下 究（東京地方自治研究センター事務局次長）  
若井 康彦（千葉地方自治研究センター顧問・前衆議院議員）  
椎名 衛（千葉地方自治研究センター副理事長）  
佐藤 晴邦（千葉地方自治研究センター事務局次長）  
大沢 宏二（神奈川県地方自治研究センター事務局次長）

#### オ) 南房総市の対応者

座間 好雄（消防防災課 課長）  
根形 貴洋（消防防災課 課長補佐）  
宇山 尚希（消防防災課 副主幹兼係長）  
川名 真久（消防防災課 副主査）  
石井 英樹（消防防災課）

#### (2) 南房総市の被害概要

南房総市の被害概要については、ヒアリング調査の質問事項に対して、南房総市が作成した回答から抜粋して掲載している。

##### ア) 人的被害の状況（令和2年9月1日現在）

死亡者（うち災害関連死）	1人（1人）
重傷	1人
軽傷	2人

##### イ) 住家の被害状況

全壊	122棟
大規模半壊	140棟
半壊	849棟
一部損壊	5,612棟
床上浸水	5棟
床下浸水	34棟
計	6,762棟

##### ウ) ライフラインの被害状況

###### (a) 電気（停電）

9/9～ 約23,000軒が停電  
※9/27に広域停電解消（ただし、一部隠れ停電あり）  
10/12～ 約13,000軒が停電  
※10/16広域停電解消（ただし、隠れ停電あり）

10/25 約 400 軒が停電

(b) 上水道 (断水)

9/9～ 停電による断水 9/12 に最大で 6,800 軒

※9/20 に断水解消

10/13～ 約 360 軒が断水

※10/15 に断水解消

(c) 通信被害 (回線不通)

9/9～10/24 一般電話回線不通等の問い合わせ件数 2,220 件

エ) 農業被害

農水産物 (果樹、花き、飼料作物、水産物等) 994,257 千円

農林水産業施設 (農道、水路、林道、漁港等) 154,076 千円

(花きハウス、牛舎、農地、漁協、漁船等) 4,018,607 千円

計 5,166,940 千円

オ) その他被害金額

市内中小企業 (773 社) 3,831,890 千円

商工関係施設 (市所管 3 施設) 7,238 千円

教育施設 (小・中学校、幼稚園、子ども園) 245,462 千円

その他文教施設 (社会教育施設・社会体育施設) 325,212 千円

水道関係 (浄水場、ポンプ場建屋・フェンス等) 8,101 千円

市営住宅 (富浦、千倉、丸山、和田) 8,024 千円

災害廃棄物処理費 244,728 千円

住家公費解体 (154 件見込) 515,000 千円

(3) 南房総市支援等の内訳 (災害検証レポート 25～27 ページから抜粋)

【リエゾン※<sup>1</sup>】

団体名	業務内容	受援期間	延べ人数
経済産業省	リエゾン業務	9/11～10/17	30 人
総務省		9/14～9/26	16 人
農林水産省		9/14～9/20	7 人
国土交通省		9/14～10/24	59 人
千葉県		9/13～10/24	84 人
さいたま市		9/13～9/19	21 人
東京電力		9/14～10/18	36 人
NTT		9/17～10/18	61 人
陸上自衛隊		9/15～10/24	54 人
航空自衛隊		9/11～10/13	25 人
海上自衛隊		9/17～10/14	15 人

※<sup>1</sup>リエゾンとは災害対策現地情報連絡員のこと。大きな災害の際に、情報収集、連絡要員として派遣される。

【千葉県】



団体名	業務内容	受援期間	延べ人数
千葉県	罹災証明	9/24～9/26	354 人
	保健師	9/18～9/20	13 人
	物資搬入	9/17～10/4	93 人
	メンタルケア	9/19～9/20	16 人
	災害ごみ仮置場	9/17～10/22	284 人
	社会福祉課	9/17～9/28	41 人
	ボランティアセンター	9/19～10/21	116 人
	健康支援課	9/18～9/25	6 人
	農林 災害	9/17～12/20	205 人
	観光 災害	9/18～9/19	5 人
	プレミアム商品券	9/17～9/18	2 人
	損壊家屋等公費解体	11/25～11/29	10 人
	復興支援課 R3 も継続中 (建設課住宅復興係)	1/1～3/31	182 人

#### 【千葉県相互応援協定】

団体名	業務内容	受援期間	延べ人数
千葉市	罹災証明	9/17～9/30	37 人
野田市	ブルーシート張り	9/20～9/24	10 人
八千代市	ブルーシート張り	9/20～9/25	21 人
安房消防	ブルーシート張り	9/25～10/1	25 人

#### 【姉妹友好都市】

団体名	業務内容	受援期間	延べ人数
習志野市	罹災証明	9/15～10/4	46 人
	保健師	9/15～9/20	9 人
	災害対策本部	9/14～9/23	11 人
	災害ごみ搬出	9/16～9/23	16 人
	物資搬入	9/18～9/20	15 人
	ブルーシート張り	9/15～9/20	72 人
富士吉田市	罹災証明	9/18～10/11	53 人
	物資搬入	9/18～9/26	30 人
飯豊町	罹災証明	9/19～11/1	84 人
安中市	罹災証明	9/19～12/15	146 人
武蔵野市	罹災証明	9/25～11/1	34 人
	ボランティアセンター	9/20～9/24	10 人

#### 【対口支援】

団体名	業務内容	受援期間	延べ人数
さいたま市	罹災証明	9/20～10/10	120 人
神奈川県		10/2～10/11	352 人
山梨県		10/4～10/11	128 人
仙台市		10/7～10/11	30 人
静岡県		10/7～10/11	120 人
静岡市		10/7～10/11	50 人
埼玉県		10/7～10/11	90 人
茨城県		10/7～10/11	20 人

#### 【自衛隊】

団体名	業務内容	受援期間	延べ人数
陸上自衛隊	道路啓開	9/15～9/29	1549 人
	お風呂	9/13～9/22	312 人
	ブルーシート張り	9/15～9/29	773 人
航空自衛隊	道路啓開	9/11～9/24	75 人

#### 【災害ごみ】

団体名	業務内容	受援期間	延べ人（台）数	
習志野市	災害ごみ搬出	9/16、23	6 台	
市川市		9/26	1 台	
船橋市		9/26～11/1	48 台	
八王子市		9/26～10/18	50 台	
川崎市		9/25～10/10	47 台	
昭島市		9/27～10/2	11 台	
町田市		9/26	4 台	
横須賀市		9/30～10/23	31 台	
台東区		9/30～10/19	20 台	
江戸川区		9/30～10/19	20 台	
練馬区		9/30～10/19	21 台	
中央区		10/1～10/15	6 台	
千代田区		10/1～10/19	16 台	
港区		10/1～10/19	22 台	
新宿区		10/1～10/10	14 台	
葛飾区		※車両 1 台当たり、応援職員数は 2～3 人体制	10/1～10/19	18 台
荒川区			10/3～10/5	2 台
東京都		災害ごみ処理事務	9/21～10/31	71 人
新潟市			9/30～10/4	5 人
栃木県	10/3～10/4		2 人	
魚沼市	11/5～11/25		14 人	

【その他】

団体名	業務内容	受援期間	延べ人数
防災協力会 千葉県建築業協会	ブルーシート張り	9/19～9/27	161 人

#### (4) ヒアリング調査の結果

冒頭、東京湾岸風水害被害調査研究会の主査である佐藤孝治神奈川大学名誉教授から今回のヒアリング調査の趣旨等について、「2019年9月の令和元年房総半島台風は、千葉県を直撃し大きな被害をもたらした。この進路が少し西にずれていれば、東京都、神奈川県にも多大な被害をもたらすことになり、決して対岸の火事ではない。異常気象が続く中で、今後の対策を考えるために研究会を立ち上げ、昨年10月15日に鋸南町でヒアリング調査を行った。研究会の中で、私が南房総市のヒアリング調査も行うように話をし、今回の調査となった。ぜひ、ざっくばらんな意見交換をお願いしたい」と挨拶。その後、市側から当日配布資料に基づいて、発災直後の農業ハウス（花卉・枇杷）の被害状況及び2019年9月12日～9月18日までの停電の復旧状況の説明を受け、質疑応答に入った。

質疑応答、意見交換は以下のとおり。

Q. 防災行政無線について、昨年10月に調査した鋸南町では、防災行政無線の中継局が鋸山にあり、停電でバッテリーの寿命を72時間と想定していたため充電が大変だったが、防災無線の使用回数を抑えて対応したとのことだった。南房総市では「停電においては無力であった」と『令和元年房総半島台風等への災害対応に関する検証レポート（南房総市、令和3年2月）』（以下、「検証レポート」という）に記載してあるが、どのような状況だったのか教えてほしい。

#### 停電で防災行政無線による放送が停止

A. 南房総市の場合は、防災行政無線の親局が三芳地区にあり、中継局が富浦、白浜、和田、三芳地区の4か所ある。富浦と白浜の中継局は親子関係となっており、富浦の中継局が使えなくなると、白浜も使えなくなる関係にある。今回の災害では、中心的な富浦地区の中継局がやられてしまった。すなわち、中継局につながっている電線が切れて停電となったが、倒木が道路を塞いだため、自動車が近づける状況ではなかった。4か所の中継局とも徒歩では行くことができたが、自動車の中継局まで行けなくなった。

バッテリー充電のため、2日に1回のペースで中継局に徒歩で登って、燃料を補充する必要が生じた。そうこうしているうちに、発災3日目には、市内にある184基の屋外子局（屋外スピーカー）のバッテリー切れにより防災行政無線による放送が停止した。屋外子局のバッテリー交換が終了したのは、9月20日だった。

Q. 防災行政無線が発災直後から使えなくなったことに対して、例えば中継局を移動する等の対策を検討しているか。

#### 衛星無線、衛星電話、簡易無線を別に用意

A. 防災行政無線そのもの自体を見直さなければならないということがあるが、今の防災行政無線は平成24年から整備してきたもので、中継局を動かすという話もあったが、南房総市という地域を考えると、中継局の場所としては、現在のところが妥当ということになっている。ただ、防災行政無線が使えなくなったとしても、何とか避難所までの通信手段を確保したいということで、すでに衛星無線、衛星電話、簡易無線による通信の仕組みを防災行政無

線とは別に導入している。

Q. 令和元年房総半島台風（以下、「房総半島台風」という）では、超高圧の送電網が破壊されて、千葉県南部に電力供給ができなかったと考えていた。先ほど、地域の中で復旧作業を行って、電力が復旧していった地域が徐々に拡大していった経緯について説明があったが、南房総市における停電の主因についてお伺いしたい。

A. 南房総市における停電については、超高圧の送電線の破壊による影響というよりは、倒木による送電線の破壊や電柱の倒壊によって引き起こされたものと理解していた。

Q. 令和元年房総半島台風は、想定外と認識しているか。

A. 南房総市はウェザーニュースと業務提携を結んでおり、24時間体制でこちらからの問い合わせに対する回答をもらっている。この房総半島台風についても、1週間前くらいから追跡を行っていた。2019年9月9日の前々日の神奈川県上陸から東京湾へとずれてきたが、想定外だった。前日の昼頃、消防防災課も配備に就いて、避難準備情報を出せる準備をしていたが、ここまでとは思っていなかった。

Q. 災害対策本部の下に、7つの現地対策本部が合併前の旧7町村の役場に置かれたようだが、災害対策本部、現地対策本部、各地域との連携・情報交換等の状況はいかがだったのか。

#### **災害対策本部の会議を毎日2回開催**

A. 現地対策本部は災害が発生した場所につくられるのが通常だが、南房総市では、災害対策本部は富浦地区に立ち上げ、同時期に現地対策本部を合併前の旧7町村の役場に設置することをあらかじめ決めてあった。連絡は密にとるようにしていたが、当初は通信網がズタズタにされたので、伝達が伝わりにくい等の問題が生じ、きびしかった。災害対策本部の会議には現地対策本部から本部長等が参加し、毎日2回開催して意見交換を行って、意思疎通を図っていた。

Q. 鋸南町では、職員の8割が町内在住のため、発災時に比較的スムーズに職員は集まってきた、ということだった。自治体の規模によっても違うと思うが、南房総市では、初動における職員の参集体制はいかがだったのか。

#### **現地対策本部に地元在住の職員を配置**

A. 第1次から第5次の5段階の配備体制となっている。配備体制は時間の経過とともに、追加していくので、変わっていく。現地対策本部については、基本的には地元在住の職員を配置しており、この点では鋸南町とそれほど変わらないと思う。

Q. 検証レポートには、「発災後、1週間程度経過したころから、第5配備体制であるにも関わらず、通常業務に従事する職員がいるなど、職員の災害対応に対する危機意識の欠如がみられた」とあるが、この点についてもう少し詳しく教えてほしい。

A. 房総半島台風では、倒木・電柱倒壊による停電、屋根等の住家被害、農林水産業施設の被

害等が発生した。致し方ないのかもしれないが、福祉、農林、建設等の部門では災害業務と通常業務の区別がしづらく、通常業務にシフトしていく傾向がみられた。避難所の開設期間もそれほど長くなかったのも、反省点として掲げられている。

Q. 鋸南町でのヒアリング調査では、県との関係がスムーズにいったなかったと感じた。その点は、南房総市では如何だったか。

#### **千葉県の防災倉庫に資材を取りに行く**

A. 千葉県の防災倉庫が館山市亀ヶ原にあって、その防災倉庫に何があるか事前に承知していた。房総半島台風の際は、館山市亀ヶ原の千葉県の防災倉庫にブルーシートが 1,000 枚あるのも承知していたので、問い合わせで 800 枚を拠出してもらった。他の振興事務所にブルーシートはないかと聞いたところ、夷隅と葛南の振興事務所にあるということだったので、各 2,000 枚を拠出してもらった。但し、県のほうから届けられないので、ブルーシートを取りに来てほしいということだった。令和元年東日本台風（以下、「東日本台風」という）の際は、強風域に入る前々日に、千葉県が業者に依頼してブルーシートを南房総市に届けてくれた。

房総半島台風の際は、千葉県が南房総市等の状況がどうなっているのか把握できなかったということもあるかと思うが、千葉県がこちらのほうに入ってくるのは遅かった。本格的に国、県が動き出したのは、発災 3 日後に東京電力と経済産業省のリエゾンが派遣されてきたからだった。風水害では、発災初日及び 2 日目が大変さのピークなので、その点を踏まえた対応を今後検討してほしい。

Q. 事前の質問に対する回答の中に、応援要請について、要請方法や相手方が多岐にわたり大変そうな内容が記載されているが。

#### **当初は支援要請の仕方にも戸惑い**

A. 今は受援計画を作成してあるが、当時は作成されていなかった。当初は、どのように支援を要請していいものかという戸惑いもあった。直接、市長が姉妹友好都市等に支援をお願いしたりしたが、その後は対口支援などスムーズにいった。千葉県のリエゾンが入ってきたから、受援・対口支援の仕方を教わった。

Q. 災害協定を結んでいるところから、プッシュ型の支援で物資を送ってることがあったと思うが、状況は如何だったか。

A. 発災直後から電話が通じない状況であったので、お互いに意思の疎通を行うことができなかった。たまたま、南房総市に取材に来たマスコミを通じて、何が不足しているか等の情報を流してもらい、それを協定先が聞いて送ってきてくれた。

Q. 東京都の武蔵野市が応援に来たり、八王子市が廃棄物の処理で支援に入ったりしているが、経緯をお伺いしたい。

A. 武蔵野市はもともと合併前の旧白浜町と友好関係があり、南房総市と友好都市となって

いる。災害廃棄物の処理については、千葉県内は協会が調整し、東京都の自治体の場合は全国的な環境に関する組織の割り振りの中で決められたと思う。

Q. 検証レポートに「石油類燃料の供給、LPガスの供給については、それぞれSS協会及びエルピーガス協会と供給に関する協定を締結していたが、円滑及び優先的な燃料供給が行われなかった」とあるが、どのような状況だったのか。

#### **災害時応援協定の自動更新はトラブルの元**

A. 南房総市の指定避難所となっているところに業者が大きなプロパンガスボンベを持ってくれば、接続できる設備を整えていて、ガス発電機を稼働することができるようになっていこともあり、エルピーガス協会のことを触れてある。今回、困ったのは、エルピーガス協会に関連することというよりは、むしろガソリンスタンドとの協定のほうで、相手先が協定を結んでいることすら把握をしていないという状況だった。協定を自動更新にしていると、必ずわからなくなるので、年に一度の顔合わせ等が必要だと感じた。

当時は、ガソリンスタンドは一般の客の車で渋滞していたので、行政を優先して対応してもらおうという状況ではなかった。しかし、今回のようなことがあったので、今後の災害時には市役所とわかる車で営業開始前に来てくれば優先的に給油してもらえるような話ができ

た。

Q. 燃料不足というような状況にならなかったのか。

A. 停電になったことにより、自家発電機を持ってないガソリンスタンドではタンクからガソリンをくみ上げることができなかつたため、そのようなガソリンスタンドは営業できないでいた。

Q. 安否確認という点から、鋸南町では、大きな区で400人程度、小さい区で40人程度なので、区長、班長、民生委員に集まってもらえば、区の中の状況を把握できたそう。南房総市においては、地域の中の安否確認をどのように行ったのか。

#### **安否確認には消防団が主に対応**

A. 地域との連携という点から、鋸南町で区長とどのように対応したのかわからないが、安否確認については、南房総市では消防団が対応した。その後、反省もあって、今後の災害時における安否確認については、消防団が区に協力してもらおう体制としている。南房総市においては、現地対策本部がその地域のセンターとして区長の集まり等を開催して、各区をまとめ上げているので、地域連携という点では鋸南町とさほど変わらないと思う。その点は旧町村から脱却していない部分で、「地域のことは地域で」という考え方は変わっていない。消防団の組織も、旧町村ごとに支団を地元の人で構成しているので、対応もスムーズだった。

Q. 鋸南町では、消防団の人たちは、各地域の復旧活動等の先頭で働かざるをえず、消防団として活動することが実質的に難しい状況だったようだが、南房総市では如何か。

## 消防団の出動人員 5 千人超える

A. 南房総市の災害マニュアルは、地震、津波、風水害と別れているが、風水害のマニュアルに沿って消防団は動いていたので、命令系統はわかりやすく、素早く対応できた。房総半島台風があった9月上旬から10月25日の大雨までの約二カ月の活動に対して、消防長官表彰や内閣総理大臣表彰を受けている。9月7日～10月25日までの延べ出動人員は5,065人で組織的に動けたと思っている。

Q. 自主防災組織はどうなっているのか。検証レポートに大井自主防災組織「かわせみ」というのが記載されているが…。

A. 旧町村の下に行政区が116あり、そこにほとんど自主防災組織が作られている。大井自主防災組織「かわせみ」もその一つであるが、独特の活動をしていることもあり、あえて掲載した。

Q. 検証レポートに「原則として支援が必要な人の全てを避難行動要支援者名簿に掲載できるようにするために、条例を制定する」とあるが、具体的に説明してほしい。

## 要配慮者の名簿をシステム化

A. この要配慮者の件は災害対策基本法からきてるもので、社会福祉課で担当している。この要配慮者の名簿の中に、令和元年房総半島台風の際に安否確認を担当した人がたくさん含まれていた。本当に支援が必要な人を絞ろうではないかということで、中身を改正しているようだ。

要配慮者の名簿の提供については縛りがあるので、それぞれの団体と協定を結ぶように切り替えている。要配慮者の名簿はシステム化されており、行政区の班単位に地図も含めて打ち出せるようになっている。班というのは、都市でいう町会の中の区分された単位を指している。東日本台風が来る際に、消防団が要配慮者の安否確認を行うことが決まっていたが、それに間に合うように要配慮者の名簿と地図を出力できるようにした。

Q. ハード面、とりわけ道路ネットワークは発災後、かなり速やかに復旧したという理解でよいか。

A. 住民が住んでいるところは迂回路等もあり、比較的軽く済んだ。一番難儀をしたのは、あまり人が住んでいない富浦中継局にいたる林道の倒木である。

Q. 広い市域を有する南房総市において、富浦地区と和田地区をつなぐ新たな道路をつくるようなことを検討していないのか。

A. 今回の災害では、道路の被害は少なく、通信や送電に大きな被害が生じた。また、地域によって、被害の程度が違い、富浦など東京湾に面する内房地域は大きな被害を被ったが、和田などの外房地域の被害は相対的に小さかった。そのようなこともあり、新たな道路をつくる話が出ていない。

Q. 災害ボランティアセンターをJR富浦駅から6km程離れた三芳地区においたが、問題はなかったのか。

#### **ボランティアセンターの設置場所が不便**

A. もともと三芳地区に災害ボランティアセンターを設置する予定で、社会福祉協議会は訓練を重ねていたため、三芳地区に設置したことは自然の流れだった。富浦地区については、被災によって空いている施設がなかった。また、南房総市は分庁制をとっており、社会福祉課が三芳分庁舎に置かれていることもある。ただ、ボランティアに駆けつけてくれる人にとっては、設置場所が不便であり、反省点として挙げられている。

Q. 南房総市は枇杷の産地だが、被害・復旧の状況はいかがか。

#### **露地栽培の枇杷の被害が大**

A. 今回の台風によって、露地栽培の枇杷がかなり倒された。枇杷は地中に根を浅くはるため、倒された枇杷も多かった。すぐ引き起こせば元気になるものもあるが、枇杷山に向かう林道が倒木でふさがれてしまい、近づけなかった。琵琶栽培を続ける農家は、もう一度植樹しているが、収穫には数年かかってしまう。ハウス枇杷は被害が少なかったが、露地栽培と比べて作業が楽なので、今後増えていくかもしれない。

## **7 鋸南町と南房総市のヒアリング調査を通して得られた教訓**

### **(1) 広範囲かつ長期にわたる停電を前提とした防災計画の見直しの必要性**

鋸南町の防災行政無線については、その機能が失われることはなかったが、やはり房総半島台風による停電によってダメージを受けていた。町内には、鋸山に防災行政無線の中継局が1カ所あるが、停電にともなって中継局の電源をバッテリーに切り替えた。問題はバッテリーを適宜充電しなければならず、保守業者に鋸山の中継局に登ってもらい、何とか凌いだ。防災行政無線の使用回数を制限して、極力消費電力を減らす努力も払った。また、ボランティアが広報車を持ってきてくれたことも、住民に対する情報発信に役立った。

南房総市では、災害時における住民への情報伝達手段として、防災行政無線と広報車による放送を主に想定していた。房総半島台風では、南房総市の防災行政無線はほとんど用をなさなかった。市域の広い南房総市には、防災行政無線の中継局が4カ所ある。そのうち富浦地区の中心的中継局がダメージを受け、台風直後の9月9日の早朝は自家発電・バッテリーに切り替えて放送可能であったが、同日午前中には自家発電のトラブルにより放送ができなくなった。中継局の復旧を試みているうちに、発災3日目になると、今度は市内にある184基の屋外拡声子局（屋外スピーカー）のバッテリーが切れはじめ、結局、防災行政無線による放送が停止してしまった。屋外拡声子局のバッテリー交換が終了し、通信レベルの安定が確保されたのは、2019年9月20日だった。

防災行政無線が用をなさない中で、現地対策本部が広報車を使って住民への周知を行ったが、広報車による放送は「放送内容がわからない」など、市民からの苦情が多く、問題を残すこととなった。



このことから南房総市は、「防災行政無線は、停電においては無力である。また、中継局を山頂に設置していることから、倒木等により当該施設の修繕も行えない状態となる。停電を前提とした通信手段の代替えを検討する必要がある」と課題をあげ、衛星電話、衛星無線及び簡易無線を活用した通信手段（しくみ）の構築等を具体的な解決策として掲げている。

一例として防災行政無線を取り上げたが、広域かつ長期にわたる停電を前提とした、災害時における住民への情報伝達を的確に行うための情報伝達手段の確保をはじめ、防災計画全般の再検討が求められている。

## （２）地域コミュニティの活動と地方自治体の連携の大切さ

鋸南町では、発災直後、停電により通信が途絶したことで、被害情報が全く入ってこなかった。使用可能なのは衛星携帯電話のみという状況であった。このため、町は情報機器に頼ることを早期にあきらめ、アナログ的な対策で乗り切る方針に切り替え、職員が総出で被害現場の情報収集を行った。また、町内には26の“区”と呼ばれる自治会的な組織があり、職員が各区の区長から地域の状況を直接聞き取ったり、区長に地域の被害の詳細な調査を要請するなど、人海戦術で情報収集を行った。

鋸南町職員の8割は町内に在住しており、職員は地理等の地域情報に明るく、区・地域コミュニティとの連携を図る上でも大きな力になったと思われる。実際、発災直後の3日間は猛暑が続き、独居の高齢者が水も食べ物もない状況では心配されたが、だれの目にも触れることなく具合が悪くなったという報告を町は受けていない、とのことであった。

「災害時は地域コミュニティの存在する地域は、大きな防災力につながることを実感した。小さな自治体であるからできたと思う」と鋸南町の担当者がヒアリング調査で答えていたが、一方で、限られた町の職員数（2019年4月1日現在の一般行政職は83名）では、大規模な災害に対応するには大きな困難がともなった。鋸南町職員だけでは、発災後、物資の配布、現場での被害確認や対処、災害対策本部の運営、ボランティアへの対処等を行うだけで手一杯となってしまった。国からの職員派遣・地方公共団体、民間のプッシュ型の各リエゾンの存在は心強いものだったようだ。

南房総市では防災行政無線が使用できず、「当初は通信網がズタズタにされたので、伝達が伝わりにくい等の問題が生じ、きびしかった」とヒアリングで回答しているように、市域も広く、情報伝達をはじめ災害対応は困難を極めたと思われる。合併前の旧7町村を7つの「地区」と位置づけ、その「地区」は鋸南町の“区”のように行政区と呼ばれる単位に分かれており、市内には7地区あわせて116の行政区が存在している。この7地区にそれぞれ現地対策本部が設置され、各行政区と連携して地域の被害状況の調査、避難施設の開設、自主防災組織・消防支団との連携調整、給水車の配置、お風呂の提供、災害物資の配布等を実施した。また、毎日2回開催される災害対策本部の会議に現地対策本部の本部長等が参加して、情報の共有等を図っていた。

台風の翌日から避難行動要支援者（5,146名）を対象に、市職員、千葉県職員、応援自治体保健師、日赤医療チーム等が安否確認等を実施している。消防団は、被災状況を全戸確認する等かなり活発に災害対応を行い、2019年9月7日から10月25日までの延べ出勤人員は

5,065人に及んでいる。消防団が独居の高齢者の安否確認を行っているが、鋸南町のように行政区の区長を中心とした安否確認の体制に統一されていなかったため、避難行動要支援者の安否確認については、行政区役員、民生委員・児童委員が独自に行う等、各種団体の連携が見られず非効率な活動となったようだ。南房総市の「令和元年房総半島台風等への災害対応に関する検証レポート」（以下、「検証レポート」という）では、「消防団の位置づけを見直し、…現地対策本部を中心とした活動について各地区行政区（自主防災組織）、民生委員、日赤奉仕団等と地域で連携して活動する仕組みづくりを行う」と反省点を挙げている。

一方、南房総市大井区にある自主防災クラブ「かわせみ」の活動が注目された。大井区は山間部にあり、房総半島台風によって停電に加え、倒木によって道路が塞がれて一時孤立状況になった。大井区では、発災後の状況から行政による支援を期待できないと判断し、住民の不安を和らげるために「大井区災害緊急情報」の発行、安否確認、道路倒木啓開作業、区内の発電機を集めて炊飯、洗濯、風呂等の住民の生活支援等を独自に取り組んだ。検証レポートでも、「大井区のようにボトムアップ方式で組織を立ち上げることが重要」と評価している。

南房総市では、災害対策本部—現地対策本部—行政区の連携を強化し、地域コミュニティの活力を充分発揮することとあわせて、自助・共助を柱とする自主防災組織の育成が課題となっている。

### （3）被災自治体が必要としたのは千葉県の初動の支援体制

房総半島台風の発災直後、前千葉県知事の森田健作氏の「私的視察」等がマスコミ等で騒がれたが、千葉県の初動体制の確立の遅れは深刻であった。県内54市町村のうち22市町は台風が千葉市に上陸した9日までに災害対策本部を設置していたにもかかわらず、千葉県における災害対策本部の設置は翌10日であった（図表6-1）。一刻を争う困難な状況におかれている被災県民を支援するという千葉県が本来果たすべき役割からいえば、あまりに遅いと言わざるを得ない。

千葉県の災害対応については、多くの課題が浮き彫りとなっている。詳細は検証報告書をご覧ください。前知事がリーダーシップを欠いていたという大きな問題はあるものの、それをフォローアップできなかった千葉県の行政組織のあり方についてもメスを入れ、変化に柔軟に対応できる体制に作り変えていくことが求められている。

図表6-1 主な自治体の災害対策本部の設置日時

自治体名	設置日時
館山市	9月8日 13:00
大多喜町	9月8日 16:00
富津市	9月8日 16:10
栄町	9月8日 18:00
鴨川市	9月9日 02:30
南房総市	9月9日 02:30
鋸南町	9月9日 03:00
袖ヶ浦市	9月9日 03:40
君津市	9月9日 03:47
習志野市	9月9日 05:30
市原市	9月9日 05:30
千葉市	9月9日 05:37
木更津市	9月9日 06:00
東庄町	9月9日 07:00
八街市	9月9日 08:00
成田市	9月9日 08:00
多古町	9月9日 08:10
匝瑳市	9月9日 09:00
香取市	9月9日 09:00
印西市	9月9日 09:30
一宮町	9月9日 13:30
芝山町	9月9日 14:45
千葉県	9月10日 09:15
佐倉市	9月10日 11:00

出所：網中肇, 課題山積台風・大雨に対する千葉県の対応, 自治研ちば vol31(2020)より抜粋

鋸南町と南房総市のヒアリング調査からは、発災初日及び2日目が大変さのピークということをお勧めして、千葉県はすばやく被災自治体に入って、プッシュ型の支援を進めてほしいという要望が出されている。千葉県は発災4日後の9月12日に初めて現地の災害情報を連絡する任務にあたるリエゾン2名をいすみ市に派遣したが、やはり遅きに失した対応だった。今後、千葉県は、信頼回復にむけて市町村に寄り添ったきめ細やかな支援を行う体制を構築することが望まれる。

## 8 まとめにかえて

2019年9月上旬の「房総半島台風」、10月上旬の「東日本台風」、10月25日の大雨は千葉県をはじめ各地に大きな被害をもたらした。最初の「房総半島台風」は、千葉市において最大風速35.9メートル、最大瞬間風速57.5メートル（観測史上1位）となるなど、関東地方を中心に19地点で観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測し、記録的な暴風となった。この台風により県内では7万棟を超える家屋被害が発生するとともに、広い範囲で最大64万1千件の停電が発生し、解消までに長期間を要したことから社会生活に大きな影響が生じることとなった。さらに、その後に発生した「東日本台風」、10月25日の大雨が復旧・復興を遅らせることとなった。

千葉県内の市町村を対象にしたアンケート調査結果からは、①災害避難要支援者個別計画を策定していない自治体が1/3を占めているが、今後一層の当該計画の策定推進やすでに策定されている計画内容の更なる拡充が求められている、②「房総半島台風」では回答のあった自治体の1/3で庁舎被害が発生し、災害対策本部を設置する市町村の庁舎の物理的な被災対策と合わせて、庁舎の電源確保策も課題として浮かびあがっている、③「房総半島台風」では長期停電という事態が発生したことも相まって、「広報車」、「個別訪問などロコミ」等のアナログ的な対応が思いのほか有効であった、④幅広い医療・介護関係者との連携を強化するためにも災害時応援協定の締結団体の拡充は重要であり、医療・介護関係者との定期協議の開催・充実が求められる、等の課題や教訓が明らかになった。

ヒアリング調査を行った鋸南町と南房総市では、「房総半島台風」による発災直後、停電により通信網がズタズタになり、各地域の被災状況の把握、住民への情報伝達等に対して、大きな困難を生ずることとなった。防災無線については、鋸南町ではかろうじて使用できたものの、適宜バッテリーの充電を要した。南房総市では、防災無線はほとんど用をなさなかった。鋸南町と南房総市とも、住民への情報を伝達手段として、広報車や「個別訪問などロコミ」等のアナログ的な対応に頼らざるを得なかった。

鋸南町では、町職員の8割が町内在住で、地域コミュニティもしっかりしており、「個別訪問などロコミ」等のアナログ的な対応が有効に機能したようだ。南房総市では、広報車による放送は「放送内容がわからない」など、市民からの苦情が多く、問題を残すこととなった。南房総市は、2006年に6町1村が合併して誕生したが、市域が広域のため、土地勘のある多数の人材を必要とする「個別訪問などロコミ」等のアナログ的な対応には困難を極めたと思

われる。

一方、南房総市大井区にある自主防災クラブ「かわせみ」の活動が注目された。大井区は山間部にあり、房総半島台風によって停電に加え、倒木によって道路が塞がれて一時孤立状況になる中で、「大井区災害緊急情報」の発行、安否確認、道路倒木啓開作業、区内の発電機を集めて炊飯、洗濯、風呂等の住民の生活支援等を独自に取り組んだ。地域コミュニティの活力を十分発揮することとあわせて、自助・共助を柱とする自主防災組織の育成が課題となっている。

鋸南町と南房総市のヒアリング調査からは、発災初日及び2日目が大変さのピークということをお案して、千葉県はすばやく被災自治体に入って、プッシュ型の支援を進めてほしいという要望が出されている。千葉県は発災4日後の9月12日に初めて現地の災害情報を連絡する任務にあたるリエゾン2名をいすみ市に派遣したが、やはり遅きに失した対応だった。今後、千葉県は、信頼回復にむけて市町村に寄り添ったきめ細やかな支援を行う体制を構築することが望まれる。

## 9 おわりに

房総半島台風の1年後の2020年9月に、自治労千葉県本部は『災害時の自治体の役割と地域連携の在り方』をテーマとして第12回千葉県地方自治研究集会を開催した。その時のパネルディスカッションにおいて、パネリストの館山市議会議員の鈴木順子さんは「房総地域の人たちというのは、台風・災害に非常に弱いです。台風が来るといって、近所の皆さんがお話するときは、『どうせ避けて行くから大丈夫だよ』と、ほとんどの人が言っていたんですね。しかし、今年の台風で、自分たちが災害を目の当たりにしたときに、そうではないんだということを実感し嫌というほど認識しました」と発言している。

記録によれば、1947（昭和22）年、房総半島南端をかすめたカスリーン台風は、記録的な豪雨をもたらした。利根川と荒川の破堤により埼玉県・東京都に大洪水を引き起こした。その後69年間にわたり、幸いにも関東地方は大きな台風に襲われることもなく、過去の台風被害を知る人も少なくなっていた。今回の台風被害によって、「想定外」の事態を千葉県内にもたらしていることが市町村に対するアンケート調査やヒアリング調査からうかがえたが、災害から得られた教訓・気づきをまとめ、語り継いでいくことが求められている。

発災当初、「総括支援チーム」として、南房総市にはさいたま市が、鋸南町には相模原市が支援に入り、住宅被害の調査、罹災証明の発行等の業務を手伝った。「総括支援チームという制度すら知らなかった」という鋸南町の担当者は、相模原市の支援員に災害対応のマネジメントも担ってもらい、大変助かったと述懐している。

千葉県内の被災自治体は全国から様々な支援をうけて復旧・復興を進めることができた。そのことに改めて思いを馳せ、千葉県内の被災自治体が令和元年の台風災害の経験や教訓を今後の防災対策の強化充実につなげるとともに、全国に積極的に発信していくことを期待したい。

<資料 1> 地方自治体における災害対応に関するアンケート調査結果の詳細

- 別表 1-1 危機管理・防災業務の担当部署
- 別表 1-2 防災担当部署の人員体制（令和 2 年 4 月 1 日現在）
- 別表 2-1 災害リスクの計画上の対応について
- 別表 2-2 地域防災計画において配慮している事柄について
- 別表 2-3 防災マップ・ハザードマップの作成・公表について
- 別表 3-1 2019（令和元）年 9 月 9 日の房総半島台風、東日本台風及び 10 月 25 日の大雨による災害対策本部を設置する市町村の庁舎の被害の概要について
- 別表 3-2 2019（令和元）年 9 月 9 日の房総半島台風、東日本台風及び 10 月 25 日の大雨による災害対策本部を設置する市町村の庁舎の災害対策を見直したもの、若しくは見直しを予定している項目について
- 別表 4-1 市町村における指定避難所数並びに福祉避難所数について
- 別表 4-2 福祉避難所が対象としている受入れ対象者
- 別表 4-3 福祉避難所の所在を住民に周知している手段について
- 別表 4-4 住民に対して避難所・福祉避難所への避難誘導する場合の情報伝達手段について
- 別表 5-1 医療救護に関する災害時応援協定を締結している団体について
- 別表 5-2 介護関係者との間で災害時応援協定を締結している内容について
- 別表 5-3 & 4 医師会・医療機関・介護関係者等と定期的な協議の場の開催状況について
- 別表 6-1 & 2 「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年 10 月 25 日の大雨」の被害の有無、並びに災害時に役に立った自治体間や市民への伝達手段について
- 別表 6-3 災害の復旧に社会福祉協議会の果たした役割について
- 別表 6-4 新たに災害応援協定を締結した連携先について
- 別表 6-5 「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年 10 月 25 日の大雨」において教訓となったことや新たに気づいたこと
- 別表 6-6 & 7 「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年 10 月 25 日の大雨」以降の地域防災計画の改定状況について
- 別表 6-8 & 9 自治体組織及び職員を対象とした災害対応から得た教訓や気づきの収集について
- 別表 6-10 まとめた教訓や気づきの活用について
- 別表 6-11 教訓や気づきの職員への継承について
- 別表 7-1 新型コロナウイルス感染症の蔓延による防災計画上変更等について
- 別表 7-2 & 3 新型コロナウイルス感染症への対応計画を作成有無、並びに対応計画に含まれる内容について

別表 1 - 1 危機管理・防災業務の担当部署

市町村名	危機管理・防災業務を主に担当している部署名	連絡先(電話)
旭市	総務課	0479-62-5311
我孫子市	市民安全課 危機管理担当	04-7185-1111(内)295
市川市	危機管理室(危機管理課・防災対策課)	047-712-8563
一宮町	総務課	0475-42-2112
市原市	総務部危機管理課	0436-23-9823
大網白里市	安全対策課	0475-70-0303
大多喜町	総務課 消防防災係	0470-82-2111
柏市	総務部防災安全課	04-7167-1115
香取市	総務課 防災対策班	0478-50-1201
鎌ヶ谷市	市民生活部安全対策課	047-445-1278
神崎町	総務課	0478-72-2111
栄町	総務課安全 対策推進室	0476-95-1111
芝山町	総務課 自治振興係	0479-77-3903
白子町	総務課 防災係	0475-33-2110
匝瑳市	総務課 消防防災班	0479-73-0084
袖ヶ浦市	総務部危機管理課	0438-62-2119
千葉市	危機管理課、防災対策課	(危機管理課)043-245-5113 (防災対策課)043-245-5151
銚子市	総務課 危機管理室	0479-24-8193
長生村	総務課	0475-32-2111
長南町	総務課	0475-46-2111
長柄町	総務課 行政管財係	0475-35-2111
流山市	市民生活部防災危機管理課	04-7150-6312
成田市	危機管理課	0476-20-1523
野田市	市民生活部防災安全課	04-7125-1111
富津市	総務部防災安全課	0439-80-1266
船橋市	市長公室危機管理課	047-436-2032
松戸市	総務部危機管理課	047-366-7309
南房総市	市民生活部消防防災課	0470-33-1052
睦沢町	総務課	0475-44-2500
茂原市	防災対策課	0475-36-7580
八千代市	総務部危機管理課	047-483-1151

別表1-2 防災担当部署の人員体制（令和2年4月1日現在）

市町村名	正規職員の人数										正務職員以外の人数										備考
	管理職					管理職以外					会計年度任用職員					臨時職員等					
	うち防災士		うち防災士		うち防災士		うち防災士		うち防災士		うち防災士		うち防災士		うち防災士		うち防災士		うち防災士		
	一般職	専門職	一般職	専門職	一般職	専門職	一般職	専門職	一般職	専門職	一般職	専門職	一般職	専門職	一般職	専門職	一般職	専門職	一般職	専門職	
旭市	7	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	
我孫子市	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	管理職の一般事務:元消防2、元自衛隊1 管理職以外 の一般事務:元消防6
市川市	9	3	0	0	19	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	
一宮町	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
市原市	1	1	2	1	14	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	管理職の専門職:土木技師、防災アドバイザー— 管理職 以外の専門職:消防士
大網白里市	2	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	会計年度任用職員の専門職:元自衛隊員
大多喜町	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
柏市	6	1	1	0	11	0	1.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23.8	管理職の一般事務:元自衛官1、警察2 管理職の専門 職:土木技師1 管理職以外の一般事務:元警察1、現消 防1 管理職以外の専門職:機械技師1、技術員2 会計 年度職員:元警察3
香取市	1	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	管理職の一般事務:元自衛隊員
鎌ヶ谷市	1	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	管理職以外一般職:消防より出向1名
神崎町	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2名とも兼務
栄町	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	管理職以外:元警官(防犯交通安全担当)2名、会計年 度:元警官(防犯交通安全担当)2名
芝山町	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
白子町	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
匝瑳市	2	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
袖ヶ浦市	1	0	0	0	2.2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5.2	管理職以外の専門職:消防士1名、土木技師1名 管理職の専門職:消防士、元自衛隊員、管理職以外の 専門職:消防士、土木技師、電気技師、情報
千葉市	4	0	2	0	13	0	4	0	0.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23.8	
銚子市	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
長生村	1	0	0	0	14	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	
長南町	1	0	0	0	9	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
長柄町	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
流山市	2	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
成田市	3	1	0	0	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	管理職の一般事務:元自衛隊1 管理職以外の一般職: 消防出向2
野田市	4	4	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
富津市	1	0	1	1	3	0	0	0	1.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6.7	管理職の専門職:地域防災マネージャー(元自衛官)
船橋市	2	1	1	0	18	4	10	0	2.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33.8	管理職の専門職:消防士1 管理職以外の一般事務:育 児休暇者含む、管理職以外の専門職:電気技師1、他消 防士採用(再任用含む)
松戸市	5	0	0	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	管理職の一般事務:元自衛隊1、元警察1 管理職以外 の一般事務:消防1
南房総市	1	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	管理職以外の一般事務:保健師資格1
睦沢町	2	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
茂原市	0	0	3	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	管理職の専門職:土木技師2、元自衛隊員1
八千代市	1	0	0	0	15	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	

別表2-1 災害リスクの計画上の対応について

市町村名	地震災害	津波災害	水害	風害	噴火災害	事業継続計画 (BCP)	災害避難要 援者個別計画	備考
旭市	2	2	2	2	3	2	2	
我孫子市	2		2	2	2	2	3	津波災害該当なし
市川市	2	2	2	2	2	2	3	
一宮町	2	2	2	3	3	3	3	
市原市	2	2	2	2	3	2	2	事業継続計画と災害避難用支 援者個別計画は地域防災計画 に位置付けている
大網白里市	2	2	2	2		2		
大多喜町	2	3	2	2	3	2	3	
柏市	2	3	2	2	3	2	1	
香取市	2	3	2	2	2	1	1	
鎌ヶ谷市	2	3	2	2	3	2		鎌ヶ谷市ハザードマップは水害 のみ
神崎町	2	3	2	3	3	3	2	
栄町	2	3	2	2	3	2	2	噴火は想定外
芝山町	2	3	2	2	3	3	3	
白子町	2	2	2	2	3	2	3	
匝瑳市	2	2	2	2	3	2	2	
袖ヶ浦市	2	2	2	2	3	2	2	
千葉市	2	3	2	2	3	2	3	
銚子市	2	2	2	2	3	2	3	
長生村	3	2	2	3	3	2	3	
長南町	2	3	2	2	3	2	2	
長柄町	2	3	2	2	3	2	3	
流山市	2	3	2	2	3	2	3	
成田市	2	3	2	2	3	2	2	
野田市	2	3	2	2	3		1	
富津市	2	2	2	2	3	3	3	
船橋市	2	2	2	2	2	2	3	
松戸市	2		2	2		2	3	
南房総市	2	2	2	2	3	2	1	
睦沢町	3	3	3	3		2	3	
茂原市	2	2	2	2	3	2	2	個別計画は一部作成
八千代市	2	3	2	2	3	2	2	

(注) 表中、1は「作成中」、2は「作成済み」、3は「定めていない」を表す。



別表２－２ 地域防災計画において配慮している事柄について

市町村名	感染症対応	長期地域停電	帰宅困難者対応	備考
旭市	1	1	1	
我孫子市	2	2	1	
市川市	2	1	1	感染症対応は修正予定
一宮町	3	3	2	
市原市	1	3	1	長期地域停電は修正中
大網白里市	1	3	1	
大多喜町	2	3	1	
柏市	1	1	1	
香取市	2	3	1	
鎌ヶ谷市	1	3	1	
神崎町	3	2	2	
栄町	1	1	1	
芝山町	1	3	2	
白子町	1	2	1	
匝瑳市	1	3	1	
袖ヶ浦市	1	1	1	
千葉市	1	1	1	
銚子市	3	3	1	
長生村	1	2	1	
長南町	2	2	2	
長柄町	3	2	1	
流山市	1	3	1	
成田市	1	3	1	長期地域停電：R3.3修正時に記載
野田市	2	1	1	
富津市	1	1	1	
船橋市	1	1	1	
松戸市	2	2	2	
南房総市	2	2	2	
睦沢町	3	3	3	
茂原市	1	1	1	
八千代市	1	1	1	

(注)表中、1は「定めている」、2は「不十分だが記載」、3は「記載がない」を表す。

別表２－３ 防災マップ・ハザードマップの作成・公表について

市町村名	地すべり	急傾斜地	液状化	洪水	浸水	高潮	備考
旭市	4	1	1	4	4	5	
我孫子市	4	1	1	1	1	4	
市川市	4	1	1	1	1	1	
一宮町	4	1	1	1	1	5	
市原市	4	1	5	1	1	1	
大網白里市	5	5	5	1	1	5	
大多喜町	5	1	1	1	1	4	
柏市	1	1	1	1	1	4	
香取市	4	1	5	1	1	4	
鎌ヶ谷市	4	1	5	1	1	4	
神崎町	5	1	5	1	1	4	
栄町	5	1	5	1	1	4	
芝山町	4	1	1	1	1	4	
白子町	4	4	5	1	5	5	
匝瑳市	4	1	4	1	1	5	
袖ヶ浦市	1	1	1	1	1	5	
千葉市	4	1	1	1	1	1	
銚子市	3	3	5	1	3	1	
長生村	5	5	5	1	5	5	
長南町	4	1	5	1	1	4	
長柄町	1	1	4	1	1	5	
流山市	1	1	1	1	1	1	
成田市	5	1	1	1	1	4	
野田市	1	1	1	1	1	4	
富津市	4	1	5	1	1	1	
船橋市	5	1	1	1	1	5	
松戸市	5	1	1	1	1	5	
南房総市	1	1	5	1	5	5	
睦沢町	5	1	5	1	5	5	
茂原市	5	1	3	1	1	5	
八千代市	5	5	1	1	1	4	

(注)表中、1は「公表している」、2は「作成しているが未公表」、3は「作成中」、4は「リスクがない」、5は「作成していない」を表す。

別表3-1 2019(令和元)年9月9日の房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨による災害対策本部を設置する市町村の庁舎の被害の概要について

市町村名	房総半島台風(台風15号)		東日本台風(台風19号)		10月25日の大雨	
	被害の有無	被害の概況	被害の有無	被害の概況	被害の有無	被害の概況
旭市	0		0		0	
我孫子市	0		0		0	
市川市	0		0		0	
一宮町	0		0		0	
市原市	1	屋上部において強風により「冷温水発生器(本体制御盤、屋外カバー等)」及び「風誘引板」が破損	0		0	
大網白里市	1	窓がらす破損、雨漏り(1階から3階)	0		0	
大多喜町	0		0		0	
柏市	0		0		0	
香取市	0		0		0	
鎌ヶ谷市	0		0		0	
神崎町	0		0		0	
栄町	1	停電	0		0	
芝山町	1	物理的な被害はうけなかつたが停電が10日程度継続した	0		0	
白子町	0		0		0	
匝瑳市	1	ガラスの破損、雨もり	0		0	
袖ヶ浦市	1	窓ガラス破損、雨漏り、軒・天井のはがれ、フェンスの破損	0		0	
千葉市	1	窓ガラス破損、塔屋軒下天井板破損、屋外車庫シャッター破損、屋外車庫軒下天井板破損	0		0	
銚子市	0		0		0	
長生村	0		0		0	
長南町	1	停電	0		0	
長柄町	1	停電	0		0	
流山市	0		0		0	
成田市	0		0		0	
野田市	0		0		0	
富津市	1	クーリングタワー損壊、併設施設の屋根	0		0	
船橋市	0		0		0	
松戸市	0		0		0	
南房総市	1	窓ガラス破損、外壁破損、雨漏り、雨水流入による浸水	0		0	
睦沢町	0		0		0	
茂原市	1	2階東側自動ドア2枚ガラス破損、1階南側自動ドア歪み	0		1	1階及び地下1階が浸水、1階東側自動ドアセンサー破損、トイレ用給水ポンプ破損
八千代市	0		0		0	

(注)「被害の有無」欄が1は「有」、0は「無」を表す。

別表3-2 2019(令和元)年9月9日の房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨による災害対策本部を設置する市町村の庁舎の災害対策を見直したものの、若しくは見直しを予定している項目について

市町村名	災害対策本部を設置する庁舎の災害対策を見直したものの、若しくは見直しを予定している項目										見直しは 予定して いない
	庁舎の建て替え、 移転、本部の移 転、分散等	庁舎の非常用 発電機(燃料庫 を含む)の浸水 対策	重要な行政予 計を保存した サーバーやネット ワーク設備の浸 水対策	災害リスクの規 定区域外におけ る代替庁舎の設 定	庁舎の受電・配電 設備の対策	庁舎の高さ対策(地震 構造化等)や庁舎の防 水対策(止水板、止水扉 等)	職員用の備蓄 物資(水、食料 等)の保管庫の 浸水対策	職員の避難、職 員のケガや疾 病、感染症対策 等	その他 具体的な内容		
旭市											1
我孫子市											1
市川市											1
一宮町											1
市原市											1
大網白里市									1 本庁舎非常用発電機の燃料確保・要領の検討など		
大多喜町											1
柏市											1
香取市						1					
鎌ヶ谷市											1
神崎町								1	避難所に非常発電設備の設置工事、災害対策本部の庁舎の非常発電設備の機能強化工事を行った。		
栄町											1
芝山町											1
白子町									1 庁舎の非常用発電機を新設		
匝瑳市											1
袖ヶ浦市	1	1							以前から予定していたが庁舎の建て替え、浸水対策を実施する		
千葉市											1
銚子市											1
長生村											1
長南町											1
長柄町											1
流山市											1
成田市									1 地域防災計画の修正		
野田市											
富津市								1			1
船橋市		1									
松戸市											1
南房総市									1 令和2年度を完了年とした庁舎改修を実施していた(3ヶ年)(耐震化、非常用電源など)		
睦沢町											1
茂原市											1
八千代市											1

(注)表中、1と記載があるのは各項目に該当していることを表す。

別表４－１ 市町村における指定避難所数並びに福祉避難所数について

市町村名	指定避難所数		確保している 福祉避難所数
		うち福祉避難所数	
旭市	28	0	6
我孫子市	56	30	30
市川市	135	46	46
一宮町	7	1	0
市原市	94	0	30
大網白里市	16	5	20
大多喜町	15	1	1
柏市	109	0	76
香取市	45	0	20
鎌ヶ谷市	21	0	9
神崎町	6	0	2
栄町	12	0	5
芝山町	5	1	21
白子町	7	0	1
匝瑳市	36	0	18
袖ヶ浦市	27	5	14
千葉市	274	0	149
銚子市	55	23	23
長生村	9	3	6
長南町	6	1	1
長柄町	9	1	1
流山市	65	0	14
成田市	52	0	14
野田市	62	3	3
富津市	43	0	23
船橋市	133	35	74
松戸市	106	17	23
南房総市	13	0	25
睦沢町	9	0	3
茂原市	28	0	13
八千代市	67	24	24

別表4-2 福祉避難所が対象としている受入れ対象者

市町村名	確保している 福祉避難所数 (注1)	福祉避難所が対象としている受入れ対象者(注2)							その他 具体的な対象者	
		要介護者	身体障がい 者	精神障がい 者	要保護児童	妊婦	乳幼児	入院患者		
旭市	6	1	1	1	1	1	1	1	1	一般の避難所では生活に支障をきたす人
我孫子市	30	1	1	1					1	外国人
市川市	46	1	1	1	1	1	1			
一宮町	0									
市原市	30	1	1	1	1	1	1	1	1	知的障がい者
大網白里市	20	1	1	1	1	1	1	1		
大多喜町	1	1	1	1	1	1	1	1		
柏市	76	1	1	1	1	1	1	1	1	
香取市	20								1	避難所での生活が困難な要配慮者
鎌ヶ谷市	9	1	1	1	1	1	1	1	1	障害者手帳(三障害)所持者で、指定避難所での生活が困難であると判断した要配慮者及びその家族
神崎町	2	1	1	1	1	1	1			
栄町	5	1	1	1	1	1	1			
芝山町	21	1	1	1	1	1	1	1		
白子町	1	1						1		
匝瑳市		1	1	1	1	1	1	1		
袖ヶ浦市	14	1	1	1	1	1	1			
千葉市	149	1	1	1	1	1	1	1	1	入院加療等を必要としないものの専門性の高いサービスを必要とし、指定避難所(福祉避難所含む)では避難生活に困難が生じる者
銚子市	23	1	1	1	1	1	1			
長生村	6	1								
長南町	1	1	1	1	1	1	1			
長柄町	1		1	1	1	1	1	1		
流山市	14	1							1	要介護認定者に準じる者
成田市	14								1	一般の指定避難所での生活が困難な障がい者や介護が必要な高齢者等
野田市	3		1	1						
富津市	23	1	1	1	1	1	1	1		
船橋市	74								1	保健活動チームがトリアージュを行い、受け入れ対象者を判断する。
松戸市	23	1	1	1	1	1	1	1		
南房総市	25	1	1	1	1	1	1	1		
睦沢町	3								1	特定しておらず、避難保護の対象となる者
茂原市	13	1	1	1	1	1	1	1		
八千代市	24	1	1	1	1	1	1	1		

(注1)Q4-1で回答のあった「確保している福祉避難所数」を記載した(空欄は無回答)。  
(注2)表中、1と記載があるのは各項目に該当することを表す。

別表4-3 福祉避難所の所在を住民に周知している手段について

市町村名	確保している福祉避難所数 (注1)	福祉避難所の所在を住民に周知している手段(注2)					周知していない	
		広報誌	ホームページ	パンフレット	防災マップ	その他		
						具体的な周知手段		
旭市	6		1		1	1	スマホ用アプリケーション	
我孫子市	30	1	1		1	1	出前講座	
市川市	46		1	1	1			
一宮町	0							
市原市	30		1		1	1	市原市地域防災計画	
大網白里市	20							1
大多喜町	1		1					
柏市	76							1
香取市	20							1
鎌ヶ谷市	9	1	1			1	ハザードマップ	
神崎町	2	1	1		1	1	ハザードマップ	
栄町	5	1	1		1			
芝山町	21							1
白子町	1	1						
匝瑳市			1					
袖ヶ浦市	14		1					
千葉市	149		1					
銚子市	23		1					
長生村	6		1		1			
長南町	1	1	1	1	1			
長柄町	1		1	1	1			
流山市	14							1
成田市	14		1					
野田市	3			1				
富津市	23							1
船橋市	74		1		1	1	防災ハンドブック、標識板等	
松戸市	23		1					
南房総市	25							1
睦沢町	3		1			1	ハザードマップ	
茂原市	13					1	茂原市地域防災計画	
八千代市	24							1

(注1) Q4-1で回答のあった「確保している福祉避難所数」を記載した(空欄は無回答)。

(注2) 表中、1と記載があるのは各項目に該当していることを表す。

別表4-4 住民に対して避難所・福祉避難所への避難誘導する場合の情報伝達手段について

市町村名	防災行政無線	広報車	Eメール	SNS	消防無線	PHS	トランシーバー	防災ラジオ	ラジオ放送	掲示板	戸別訪問 など口コミ	その他		
												具体的な情報伝達手段		
旭市	1	1	1	1										
我孫子市	1	1	1	1										
市川市	1	1	1	1									1	市公式ウェブサイト、電話等一斉配信サービス
一宮町	1	1	1	1			1							
市原市	1	1	1	1				1	1				1	yahoo!防災速報、市ウェブページ、災害電話配信サービス
大網白里市	1	1	1	1									1	yahoo!防災速報、データ放送
大多喜町	1	1	1	1							1		1	ホームページ
柏市	1	1	1	1				1					1	消防署及び消防団による個別広報
香取市	1	1	1	1										
鎌ヶ谷市	1	1	1	1							1			
神崎町	1	1	1	1	1						1		1	防災行政無線戸別受信機、緊急速報メール
栄町	1	1	1	1							1			
芝山町	1	1	1	1										
白子町	1	1	1	1										
匝瑳市	1	1	1	1									1	市ホームページ
袖ヶ浦市	1	1	1	1						1				
千葉市	1	1	1	1					1					
銚子市	1	1	1	1										
長生村	1	1	1	1										
長南町	1	1	1	1										
長柄町	1	1	1	1										
流山市	1	1	1	1										
成田市	1	1	1	1					1				1	リポート、指定避難所へ避難した方でQ4-2その他に該当する方のみ福祉避難所への避難を調整する
野田市	1	1	1	1	1									
富津市	1	1	1	1	1				1				1	
船橋市	1	1	1	1	1								1	市HP、ケーブルテレビ等
松戸市	1	1	1	1	1									
南房総市	1	1	1	1	1								1	福祉避難所は保健師の判断による個別対応
睦沢町	1	1	1	1										
茂原市	1	1	1	1										
八千代市	1	1	1	1				1	1				1	

(注)表中、1と記載があるのは避難所・福祉避難所への避難誘導する場合の情報伝達手段として想定していることを表している。

て



別表5-1 医療救護に関する災害時応援協定を締結している団体について

市町村名	医療救護に関する災害時応援協定の締結団体										締結していない
	医師会	歯科医師会	薬剤師会	助産師会	医療機関	病院協会	保健師会	看護師会	その他		
									具体的な締結団体		
旭市	1	1									
我孫子市	1	1	1						1	接骨師会	
市川市	1	1	1		1				1	公益社団法人千葉県整骨師会市川浦安支部	
一宮町	1										
市原市	1	1	1						1	千葉県整骨師会千葉東支部	
大網白里市	1	1									
大多喜町	1										
柏市	1	1	1						1	柔道整復師会	
香取市	1	1									
鎌ヶ谷市	1	1	1		1				1	千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部、大東京 歯科用品商協同組合千葉県支部	
神崎町											1
栄町	1	1	1								
芝山町	1	1	1								
白子町					1						
匝瑳市	1	1									
袖ヶ浦市	1	1	1								
千葉市	1	1	1	1	1				1	獣医師会	
銚子市	1	1	1								
長生村	1				1						
長南町	1				1						
長柄町	1				1						
流山市	1	1	1		1						
成田市	1	1	1	1					1	柔道整復師会	
野田市	1	1									
富津市	1	1	1								
船橋市	1	1	1	1	1				1	柔道整復師会	
松戸市	1	1	1		1						
南房総市	1	1							1	介護施設、障害者施設	
睦沢町	1										
茂原市	1	1			1						
八千代市	1	1	1						1	柔道整復師会	

(注)表中、1と記載があるのは各項目に該当していることを表している。

別表5-2 介護関係者との間で災害時応援協定を締結している内容について

市町村名	介護関係者との間での災害時応援協定の締結内容				締結していない
	介護福祉士・ホームヘルパーの派遣	施設の利用(福祉避難所)	福祉用具等物資の供給	その他	
旭市			1		
我孫子市			1		
市川市	1	1		1	
一宮町					1
市原市	1	1	1		
大網白里市		1	1		
大多喜町			1		
柏市					1
香取市		1			
鎌ヶ谷市		1			
神崎町		1			
栄町		1	1		
芝山町		1			
白子町					1
匝瑳市		1	1		
袖ヶ浦市		1	1		
千葉市	1	1	1		
銚子市		1			
長生村		1			
長南町			1		
長柄町					1
流山市		1	1		
成田市		1			
野田市			1		
富津市		1	1		
船橋市	1	1	1		
松戸市	1	1	1		
南房総市		1	1		
睦沢町					1
茂原市		1			
八千代市		1	1		

(注)表中、1と記載があるのは各項目に該当していることを表している。

別表5-3&4 医師会・医療機関・介護関係者等と定期的な協議の場の開催状況について

市町村名	Q5-3		Q5-4 定期的な協議の場に参加しているメンバー(注2)										
	定期的な協議の場の開催の有無(注1)	定期的な協議の開催の回数	医師会	歯科医師会	薬剤師会	看護協会	ケアマネジャー協議会	介護福祉士協会	ホームヘルパー協議会	医療機関	訪問看護ステーション協会	その他 具体的な参加メンバー	
旭市	無												
我孫子市	有	1回	1		1								
市川市	無												
一宮町	無												
市原市	有	2回	1	1	1	1				1	1	住民代表	
大網白里市	無												
大多喜町	無												
柏市	有	4回	1	1	1	1					1	柔道整復師会、柏市社会福祉協議会、柏市消防局	
香取市	有	1~2回	1										
鎌ヶ谷市	有	1回	1	1	1	1				1	1	千葉県柔道整復師会、災害医療コーディネーター	
神崎町	無												
栄町	無												
芝山町	無												
白子町	無												
匝瑳市	無												
袖ヶ浦市	無												
千葉市	無												
銚子市	無												
長生村	無												
長柄町	有	2回	1							1	1		
長柄町	有	4~5回	1							1	1		
流山市													
成田市	有	2回	1	1	1	1					1	1	助産師会、柔道整復師会、災害拠点病院、協力病院、大学、行政
野田市	有	2回	1										
富津市	無												
船橋市	有	4回	1	1	1	1	1				1	1	柔道整復師会、助産師会、市民代表、消防団、警察、自衛隊
松戸市	有	10回	1	1	1	1							
南房総市	無												
睦沢町	有	2回	1										
茨原市	無												
八千代市	有	1回	1	1	1	1					1	1	千葉県福祉センター

(注1)この欄は、医師会・医療機関・介護関係者等と定期的な協議の場を開催しているかどうかを表している。空欄は無回答であった。  
(注2)表中、1と記載があるのは定期的な協議の場に参加しているメンバーに該当していることを表している。

別表6-1&2 「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年10月25日の大雨」の被害の有無、並びに災害時に役に立った自治体間や市民への伝達手段について

市町村名	Q6-1(注1)			Q6-2災害時に役に立った自治体間や市民への伝達手段(注2)											
	①房総半島台風(台風15号)	②東日本台風(台風19号)	③10月25日の大雨	防災行政無線	広報車	Eメール	SNS	消防無線	PHS	トランシーバー	防災ラジオ	ラジオ放送	掲示板	戸別訪問などロココミ	その他 具体的な伝達手段
旭市	1	1	1	1	1	1	1	1							1市ホームページ
我孫子市	1	0	1	1	1	1	1	1							1市公式ウェブサイト
市川市	1	1	1	1	1	1	1	1							
一宮町	1	1	1	1	1	1	1	1		1					1Yahoo!防災速報、Lアラート、市ウェブページ
市原市	1	1	1	1	1	1	1	1			1				1データ放送
大網白里市	1	1	1	1	1	1	1	1							
大多喜町	1	1	1	1	1	1	1	1							
柏市	1	1	1	1	1	1	1	1							1Lアラート、消防署・消防団による個別広報
香取市	1	1	1	1	1	1	1	1							1NHK DATA放送
鎌ヶ谷市	1	1	1	1	1	1	1	1				1			
神崎町	1	1	1	1	1	1	1	1							
栄町	1	1	1	1	1	1	1	1							
芝山町	1	0	1	1	1	1	1	1							
白子町	1	1	0	1	1	1	1	1							1市ホームページ
匝瑳市	1	1	1	1	1	1	1	1							
袖ヶ浦市	1	1	1	1	1	1	1	1				1			
千葉市	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1			
銚子市	1	1	0	1	1	1	1	1			1				
長生村	1	1	1	1	1	1	1	1							
長南町	1	1	1	1	1	1	1	1							1Lアラート
長柄町	1	0	1	1	1	1	1	1							
流山市	1	1	1	1	1	1	1	1							1テレビ
成田市	1	1	1	1	1	1	1	1							1区長回覧
野田市	1	1	0	1	1	1	1	1							
富津市	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1			1市広報紙臨時号
船橋市	1	1	1	1	1	1	1	1							1市HP、市情報メール
松戸市	1	1	1	1	1	1	1	1							
南房総市	1	1	1	1	1	1	1	1							
睦沢町	1	1	0	1	1	1	1	1							
茂原市	1	1	1	1	1	1	1	1							
八千代市	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1			

(注1)表中、1と記載があるのは「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年10月25日の大雨」の当該自治体における被害が「有」、0は「無」を表す。  
(注2)表中、1と記載があるのは「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年10月25日の大雨」の災害時に役に立った自治体間や市民への伝達手段の各項目に該当することを表す。

別表6-3 災害の復旧に社会福祉協議会の果たした役割について

県市町村名	避難困難者支援	福祉避難所運営	ボランティアセンター	復旧支援	臨時資金援助	資金貸付	特になし	その他
旭市							1	
我孫子市					1	1		
市川市				1	1	1		
一宮町				1				
市原市			1					
大網白里市			1					
大多喜町							1	
柏市							1	社会福祉協議会(ボランティアセンター)が活動する程の被害ではなかった。
香取市			1		1	1		
鎌ヶ谷市			1	1				※復旧支援(南房総市、木更津市、館山市、富津市、銚南町)
神崎町	1					1		
栄町						1		
芝山町		1						
白子町						1		
匝瑳市				1				
袖ヶ浦市			1					
千葉市			1			1		
銚子市	1					1		
長生村							1	
長南町			1					
長柄町			1					
流山市								特になし
成田市			1	1				住宅半壊以上の世帯に対する見舞金の支給
野田市							1	
富津市			1	1				
船橋市	1			1				
松戸市							1	
南房総市			1					
睦沢町							1	停電・屋根等の一部損壊程度の内容のため特に「災害復旧」とした活動は全体では実施していない。
茂原市								
八千代市							1	

(注)表中、1と記載があるのは各項目に該当していることを表している。

別表6-4 新たに災害応援協定を締結した連携先について

区市町村名	新たに災害応援協定を締結した連携先
旭市	被災者支援のための行政書士業務。災害時及び感染症発生時の防疫活動。災害時の市民への情報配信。電力復旧活動。避難者輸送、車両を一時的に避難所施設として提供。
我孫子市	移動式宿泊施設、物資供給、土地家屋調査士会、獣医師会、消息業務、支援物資の受け入れ配送
市川市	災害時の要配慮者の受け入れに関する協定(福祉避難所)、他自治体との災害時支援協定、水防活動支援協定、感染症対策消毒業務に関する協定、無人航空機の活用に関する協定、自動車の貸渡しに関する協定
一宮町	東京電力との停電復旧に関する協定
市原市	株式会社グランパー東京ラスク(避難場所)、市原緑地整備協同組合(道路啓開)、東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社(停電対応)、日産自動車グループ(日産自動車株式会社、千葉日産自動車株式会社、日産プリンス千葉販売株式会社、株式会社日産サテオ千葉)(電気自動車)、レンゴー株式会社千葉工場(段ボール製品)、株式会社ゼンリン東京第二支社(地図提供)、社会福祉法人ききょう会(福祉避難所)
大網白里市	三菱自動車(自動車の供給)、民間バス会社(災害時のバスの提供)、コメリ(物資供給)、セッツカートン(段ボール製品の調達)、東京電力(停電復旧の協力)
大多喜町	品川区、セッツカートン・Jボックス、東京電力パワーグリッド(株)、Yahoo
柏市	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書(株)デベロップ、広島建設(株)
香取市	成田国際空港(株)・周辺9市町村(食料、資機材の提供)、NPO法人クライシスマッパーズ(ドローン活用)、(株)ダイワテック(ソーラーハウスのレンタル)、千葉県行政書士会(行政書士業務要請)、(株)日本鹿嶋(発電機リース)
鎌ヶ谷市	災害用医療薬品等の管理及び供給に関する協定、災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定、災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定、上下水道における自主防災組織による消火栓の使用に関する覚書
神崎町	災害時地図情報提供に関する協定、災害時燃料供給に関する協定、東京電力との協定、災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定
栄町	R2.8.1災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定、R2.9.9災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定、R2.10.30災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定
芝山町	ヤフー(株)、三栄メンテナンス(株)、成田国際空港(株)、一般社団法人千葉県ベストコントロール協会、東京電力パワーグリッド(株)成田支社、(株)デベロップ、福島県田村郡小野町、日本郵便(株)、(株)川久、どらや包装資材(株)、(株)ゼンリン、西尾レントオール、東日本電信電話(株)千葉事業部、成田空港警備(株)
白子町	バス会社、東京電力、石油商業組合、病院、ベストコントロール協会、行政書士会
匝瑳市	県5日5000枚の約束プロジェクト実行委員会、八日市場青年会議所、千葉県行政書士会、千葉県ベストコントロール協会、レンゴー(株)、豊和村づくり協議会、東京電力PG、成田支社
袖ヶ浦市	レンタル資材等の提供に関する協定(アクティオ)、消防車両等への燃料供給に関する提供(富士石油)、応急給水等に関する確認書(かずさ水道)、感染症発生時の防疫業務の協力に関する協定書(ベストコントロール協会)、停電復旧の連絡等の現状に関する基本協定(東京電力)、無人航空機による活動協力に関する協定(千葉ドローン協会)、段ボール製品の調達に関する協定(コバシ)、支援協力に関する協定(千葉県行政書士会)

千葉市	<p>【災害復旧】千葉県地質調査業協会[応急対策、災害復旧業務への協力]東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社、東日本電信電話(株)千葉事業部[大規模停電等が発生時の、電力・通信復旧活動の連携等]</p> <p>【廃棄物処理】(株)タケエイ[廃棄物の一時保管処理等)、日本電気株式会社千葉支社[戸別収集に関する受付業務]</p> <p>【帰宅困難者対策】青淵学園東都大学、ケアパートナー(株)</p> <p>【電気自動車等貸与】三菱自動車工業(株)等、日産自動車(株)等、千葉トヨタ(株)等</p> <p>【その他】&lt;防災情報の提供協力&gt;千葉県宅地建物取引業協会千葉支部、全日本不動産協会千葉県本部&lt;汚水等移送&gt;千葉市環境保全協同組合&lt;画像・映像提供&gt;千葉ドローン協会&lt;法律相談&gt;千葉県弁護士会&lt;退避車両受け入れ場所提供&gt;(株)プロロジス、三菱UFJ信託銀行(株)、白馬特定目的会社&lt;蓄電池の提供協力&gt;レッドホースコーポレーション(株)</p>
銚子市	災害時及び感染症発生時における防疫業務、災害時における支援協力、災害発生時における郵便局との協力、災害時における停電復旧の連携、災害時における避難所等の施設利用
長生村	東京電力、ヤフー(株)、医療法人塩田記念病院、(株)カインズ、(株)せんどう、(株)伊藤園、チェーンドラッグストア協会、(株)アベクラ、千葉県行政書士会、千葉県石油商業組合、(株)デーベロップヤリタ
長南町	ヤフー(株)、東京電力パワーグリッド(株)、千葉行政書士会、日本福祉用具供給協会、塩田記念病院、千葉県ベストコントロール協会
長柄町	ゼンリン、ヤフー(株)、行政書士会
流山市	千葉県土地家屋調査士会等
成田市	災害時における水道復旧資材の供給に関する協定、災害時における水道施設の緊急復旧工事に関する協定、災害時における停電復旧の連携等に関する協定、災害時における協力に関する協定、災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定、災害時におけるトイレトペーパーの供給に関する協定、災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定
野田市	短期間の車中避難として「災害時における施設等の提供協力に関する協定」を民間企業と締結した
富津市	ジェイコム(社員及び人的支援、車両及び物資等の影響)、東電(停電復旧の連絡)、富津市建設関連5団体(業務基本協定改定、細目協定)
船橋市	(株)オートボックスセブン、(株)ジャンクサービス、船橋市一般廃棄物協同組合、(株)エナジー、橋本商事(株)、船橋清掃(株)、(有)船和清掃、(株)大谷商事、(有)法典清掃、(有)北爪清掃事業、(一社)千葉県介護福祉士会、(株)榊原、住友大阪セメント(株)、八戸セメント(株)、船橋管工事業協同組合、(株)黒姫、(株)京葉アスコン、(株)新白井リサイクルセンター、千葉製鋼(株)、前田道路(株)東京支店(船橋合材工場)、前田道路(株)東京支店(総合合材工場)、東瀝青建設(株)、(一社)千葉県ベストコントロール協会、(株)ジェイコム千葉YY船橋習志野局、特定非営利法人ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク、日本郵便(株)船橋郵便局、コバシ(株)、千葉三菱コルト自動車販売(株)、三菱自動車工業(株)、(株)エイケン、船橋興産(株)、(公社)船橋清美公社、(株)都市整美センター千葉支店、東京電力パワーグリッド(株)京葉支社
松戸市	(株)カクタ、(株)ジェイコム千葉東葛飾局、松戸公産
南房総市	東電パワーグリッド(停電復旧の連携)、千葉県環境保全センター館山支部(浄化槽の点検及び復旧)、レンゴー株式会社千葉工場(段ボール等物資支援)、(株)バカン(避難所混雑状況可視化)、県立安房拓心高校(避難所)
睦沢町	JA長生農協との物資の供給等、千葉県行政書士会との応援協力等
茂原市	(有)オートウィル、東京電力パワーグリッド(株)、(株)ゼンリン
八千代市	東京電力パワーグリッド(株)京葉支社等

別表6-5 「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年10月25日の大雨」において教訓となったことや新たに気づいたこと

県市町村名	教訓や気づきの有無	教訓や気づきの内容を記入してください
旭市	1	停電時の避難所の運営について。要配慮者の避難と安否確認について。
我孫子市	1	ペットの避難、避難所の開設・運営
市川市	1	令和元年東日本台風では、近隣市から多くの避難者が本市に避難してきた
一宮町	1	事務の役割分担、避難所の見直し。今後ニーズが高まる備蓄物資
市原市	1	備蓄スペースや実際に作業するスペースの必要性、プロアクティブの原則の重要性等、「令和元年台風第15号等への対応検証報告書」において記載(URL: <a href="https://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/bohanbosai/bousai_top/torikumi/time_20200511.html">https://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/bohanbosai/bousai_top/torikumi/time_20200511.html</a> )
大網白里市	1	避難場所配備職員の準備、住民への情報伝達手段の確保、長期停電・断水・災害廃棄物対策等、情報の収集・伝達、避難体制・避難場所運営、停電対策、断水・ごみ処理対策
大多喜町	1	停電による固定電話、携帯電話、インターネットが一時的に不通となったなかで、防災行政無線のみ使用できたことから、その重要性を再認識した。停電対策の重要性について認識を改めた。
柏市	1	配備体制の見直しを行った他、災害対策本部の設置条件をより明確化した
香取市	1	発災時の災害対応について職員への周知徹底、平時の防災訓練等により防災意識の向上が必要だと感じた、大規模停電時の対応が不十分、停電対策のための森林伐採が必要、避難所が不足し市域を超えた広域避難が必要、災害本部の具体的な移転要綱
鎌ヶ谷市	1	日頃から関係機関との連携が必要だと感じた。
神崎町	1	災害前の樹木伐採の呼びかけや事前の処理、避難所を災害発生前に設置し早期の避難ができる体制を整える、避難勧告を発するタイミング
栄町	1	台風19号の際：防災行政無線が聞こえないという問い合わせが多かったこと、台風15号の際：防災行政無線の子局が長期停電(4日間)により内臓バッテリーが消耗したため音声流れなくなったこと、避難所の備蓄品について最低限の備蓄品を全ての避難所に配備しておくこと
芝山町	1	各班の動きが把握できていない、災害対応の業務量に偏りがある、停電により避難所や防災行政無線の機能が大幅に制限された、要支援者への避難体制が明確に定まっていない、地域防災計画が実際に業務を行う上で役立っていない、来庁者や電話対応のための人員を確保する必要がある
白子町	1	
匝瑳市	1	職員の適切な配置、停電に対する備え。各種マニュアルの修正の必要性、情報共有
袖ヶ浦市	1	災害対策本部の運営体制や災害時の情報収集や情報伝達、避難所の開設と運営方法、関係機関との連携体制などについて、地域防災計画等に定めているものの、計画通りにいかない部分が多々あった。実際の災害を見据えた訓練や事前準備が重要だと感じた。
千葉市	1	大規模・長期停電への対応の必要性 土砂災害(特別)警戒区域以外の地域を含む避難勧告等の必要性 災害対策本部事前設置に係るルール作りの必要性
銚子市	1	職員アンケートを実施したところ避難所運営における課題や改善点が多く寄せられた
長生村	1	倒木から起因する長期停電時の対応、河川の大規模決壊の対応
長南町	1	非常用発電機の必要性(長期停電対策)、災害ごみの処理対策・対応、避難所環境の整備など課題が見つかった。
長柄町	1	



流山市	0	
成田市	1	今回の台風は、今までに経験したことがない災害となり、対応が難しいものとなった。倒木の影響による長期間の停電や、それに伴う井戸水の取水不能により市民生活に混乱が深まった。上記の災害被害を踏まえ、各種災害応援協定の締結の他、職員に対し、防災に関する知識や災害時の職務について更なる理解の深化が必要であると思料する。
野田市	1	昨年の台風19号の課題として浸水想定区域内の避難所に誘導し、避難情報を発令したことで、他の指定避難所へ移動(水平避難)や避難所の2階や3階へ移動(垂直避難)をお願いすることになってしまったため、地域防災計画の修正を行った。
富津市	1	市民への情報協定の難しさ、地域防災計画との整合性(配備体制など)
船橋市	1	避難所の開設判断を早い段階で行う重要性、被災者支援対策
松戸市	1	情報伝達手段の課題、開設する避難所の基準など
南房総市	1	長期の想定をふまえた通信設備、要配慮者の安否確認に関するルール作り、受援
睦沢町	1	停電対応の難しさ等
茂原市	1	長期停電対策の重要性を認識した。また、浸水と孤立した後の救助要請は救助力が不足し、対応が困難であった
八千代市	0	

(注) ”教訓や気づきの有無”欄が1は「有」、0は「無」を表す。

別表6-6&7 「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年10月25日の大雨」以降の地域防災計画の改定状況について

県市町村名	地域防災計画の改定状況(注2)	Q6-7 地域防災計画の改定した(改定中の)内容(注3)											改定理由		
		防災計画	防災担当体制	避難所設置基準	避難所	装備品	連携協定	連絡方法	伝達手段	職員マニュアル	訓練方法	その他 具体的な内容			
旭市	3														
我孫子市	3														
市川市	1	1	1	1	1										時点修正(組織改正に伴うもの等)
一宮町	3														
市原市	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
大網白里市	2	1	1	1	1							1	大規模停電対策		
大多喜町	3														
柏市	1	1							1						
香取市	2	1	1	1	1	1	1	1							改定理由:令和元年台風15号、19号、10月大雨の災害を受けて、防災計画の内容を改めて検討するため
鎌ヶ谷市	3														
神崎町	2	1	1	1	1							1			
栄町	3														
芝山町	3														
白子町	3														
匝瑳市	3														
袖ヶ浦市	3														
千葉市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				復興計画策定の役割を明確化
鎌子市	3														
長生村	3														
長南町	3														
長柄町	3														
流山市	2						1								
成田市	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				令和元年の一連の災害を受け、一部避難所がひっ迫したことにより、避難所体制を改定し、あわせて避難所動員体制を変更した。停電等が長期化したため対応強化するために事業者との協定を締結した。上記のように、災害に対して更なる対応を図るよう地域防災計画を改定中である。
野田市	1	1					1								洪水が発生した場合に施設の周辺が水没しライプラインが途絶した中で救助を待つことを選択するため、新たに作成した「洪水ハザードマップ」の想定で50センチメートル以上浸水する指定避難所34か所を指定解除した。
富津市	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				被害想定等 H29.30に実施した防災アセスメント調査結果による被害想定変更や災害医療体制の変更等を踏まえ、改定した
船橋市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
松戸市	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
南房総市	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1 避難所の位置及び避難所用物資の取直し、新たな通信体制の整備
睦沢町	3														
茂原市	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
八千代市	3														

(注1)Q6-6は「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」及び「令和元年10月25日の大雨」以降の地域防災計画の改定状況である。  
(注2)地域防災計画の改定状況のうち、1は「改定した」、2は「改定中である」、3は「改定していない」を表す。  
(注3)地域防災計画の改定した(改定中の)内容のうち、1は各項目に該当していることを表す。

別表6-8&9 自治体組織及び職員を対象とした災害対応から得た教訓や気づきの収集について

県市町村名	Q6-8 自治体組織及び職員を対象とした災害対応から得た教訓や気づきの収集について		Q6-9 教訓や気づきのまとめ方について			
	教訓や気づきの収集の有無	具体的な収集方法	教訓の保存活動(検証委員会の設置等)の実施	公文書として保存	冊子を作成	その他 具体的なまとめ方
旭市	無					
我孫子市	無					
市川市	有	庁内での意見交換	1			
一宮町	有	反省会を開催	1			
市原市	有	庁内アンケート			1	
大網白里市	有	庁内意見照会	1		1	
大多喜町	有	課長会議				1 会議録
柏市	有	各部局毎にエクセルでまとめた	1			
香取市	有	アンケート調査			1	
鎌ヶ谷市	有	直接聞き取り				1 課内で情報を共有
神崎町	有	管理職会議			1	
栄町	有	職員からの内部メールによるもの		1		
芝山町	有					1 意見を集約した上でデータで保存
白子町	有	口頭				1 文書ファイルで保存
匝瑳市	有	職員へのメール照会	1			
袖ヶ浦市	有	庁内照会				1 災害検証報告書を作成し議会に報告、市ホームページで公開
千葉市	有	職員アンケート、災害記録誌用の写真			1	1 アンケート結果一覧を作成
銚子市	有	庁内LAN・メールによりアンケートを実施した		1		
長生村	有	アンケート		1		
長南町	有	職員で共有しているメールにて収集				1 データにて保存
長柄町	有	職員防災訓練		1		
流山市	無					
成田市	有	課題検討会を実施	1			
野田市	有	野田市庁内防災会議等		1		
富津市	有	各部局への聴取、自治会へのアンケート		1		
船橋市	有	庁内各課に意見照会を実施し、それに基づいた関係課長会議を開催		1		
松戸市	有	課内会議等				1 データ共有
南房総市	有	部局間ヒアリング				1 検証資料の作成
睦沢町	有	職員間、地域間連携の更なる必要性				
茂原市	有	庁内メール		1		
八千代市	有	職員へのアンケート調査		1		

(注)教訓や気づきのまとめ方のうち、1は各項目に該当していることを表す。

別表6-10 まとめた教訓や気づきの活用について

県市町村名	Q6-8 教訓や気づきの収集の有無(再掲)	Q6-10 まとめた教訓や気づきの活用について					
		審議会等に提供	内部検討会に提供	職員に周知	冊子として公表	その他	
						具体的な活用の仕方	
旭市	無						
我孫子市	無						
市川市	有			1			
一宮町	有					1	反省を踏まえた対応を職員に指導
市原市	有				1		
大網白里市	有		1	1	1		
大多喜町	有					1	協定の締結、備畜品の追加購入
柏市	有		1	1			
香取市	有			1		1	地域防災計画に反映
鎌ヶ谷市	有					1	課内で情報を共有
神崎町	有			1			
栄町	有		1				
芝山町	有						
白子町	有			1			
匝瑳市	有		1				
袖ヶ浦市	有				1		
千葉市	有				1	1	地域防災計画、災害に強いまちづくり政策パッケージに反映
銚子市	有			1			
長生村	有			1			
長南町	有					1	防災担当部署にて保存
長柄町	有			1			
流山市	無						
成田市	有		1	1			
野田市	有			1		1	防災講話の資料として活用している
富津市	有			1			
船橋市	有					1	庁内関係課長会議
松戸市	有						
南房総市	有			1			
睦沢町	有						
茂原市	有		1			1	地域防災計画の見直しに反映した
八千代市	有			1			

(注)教訓や気づきの活用のうち、1は各項目に該当していることを表す。

別表6-11 教訓や気づきの職員への継承について

県市町村名	Q6-8 教訓や気づきの収集の有無 (再掲)	Q6-11 教訓や気づきの職員への継承について					具体的な継承方法
		冊子として保管	冊子を配布	職員研修に導入	特別な活動は考えていない	その他	
旭市	無						
我孫子市	無						
市川市	有				1		
一宮町	有				1		
市原市	有	1				1	地域防災計画への反映
大網白里市	有	1				1	検証結果の進捗状況を定期的を確認している
大多喜町	有					1	令和3年度に行う地域防災計画改定
柏市	有					1	各該当部署へ課題を落とし込み業務改善を図った
香取市	有	1				1	訓練などを通じた継承
鎌ヶ谷市	有					1	今後の災害対応に取り入れる
神崎町	有	1					
栄町	有			1		1	内部検討会に提供
芝山町	有				1		
白子町	有				1		
匝瑳市	有					1	引継ぎ時に念入りに伝える
袖ヶ浦市	有	1				1	教訓から得たことを訓練に取り入れ、継続して実施する。
千葉市	有	1	1				
銚子市	有				1		
長生村	有					1	訓練等
長南町	有					1	地域防災計画等へ教訓や気づき改善すべき内容を取り入れる
長柄町	有	1					
流山市	無						
成田市	有			1		1	各部災害時職員初動マニュアルの改定
野田市	有				1		
富津市	有				1		
船橋市	有				1		
松戸市	有			1			
南房総市	有			1			
睦沢町	有			1			
茂原市	有			1			
八千代市	有			1			

(注)教訓や気づきの職員への継承のうち、1は各項目に該当していることを表す。

別表7-1 新型コロナウイルス感染症の蔓延による防災計画上変更等について

県市町村名	防災計画上の変更の有無	防災計画上の変更等の具体的な内容
旭市	0	
我孫子市	1	避難所運営など
市川市	1	避難所における感染症対策を追記
一宮町	1	感染症対策を講じた災害対応、避難所運営等
市原市	1	避難所の過密防止を考慮した避難所の開設、避難行動の周知、自宅療養者等の避難確保、ホテル・旅館等の活用、避難所の環境整備、保健所との情報連携
大網白里市	1	避難所収容人員の見直し
大多喜町	0	
柏市	1	各避難所への配備備蓄物資の改定
香取市	1	新規に感染症対策の項目を追加、施設毎の対応方法について
鎌ヶ谷市	0	
神崎町	0	
栄町	0	
芝山町	0	
白子町	1	避難所運営
匝瑳市	0	
袖ヶ浦市	0	
千葉市	1	記載内容について、現在検討中。
銚子市	0	
長生村	0	
長南町	1	避難所の運営方法や業務継続等について変更を予定
長柄町	0	
流山市	1	感染症対策に要する備品(マスク、アルコール等)に関する協定等
成田市	1	新型コロナウイルス感染対策の観点を取り入れた防災対策を推進する旨を記載、避難所運営での新型コロナウイルス感染症対応をまとめた。「新型コロナウイルス感染症対応の手引き」を基に避難所運営を実施する旨を記載
野田市	1	避難所における新型コロナウイルス感染症対策について新設予定
富津市	1	現在見直し中のため、未記入とする。※感染症防止資機材の調達
船橋市	0	
松戸市	1	元々、修正予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策も盛り込んだ形となっている
南房総市	0	
睦沢町	1	避難所対応等
茂原市	1	避難所運営の見直し(地域防災計画の修正、マニュアルの改定)
八千代市	0	

(注)防災計画上の変更の有無のうち、1は「有」、2は「無」を表す。

別表7-2&3 新型コロナウイルス感染症への対応計画を作成有無、並びに対応計画に含まれる内容について

県市町村名	Q7-2 対応計画の 作成の有無 (注1)	Q7-3 新型コロナウイルス感染症への対応計画に含まれる内容(注2)														その他				
		避難所にお ける避難者 の過密抑制 策等	防護物品 の備蓄・手 配・提供な ど	防護機 器の配 備	防護服 着脱	患者搬 送	消毒	軽症者 受け入 れ	検体採 取	検体搬 送	検体 検査の 整備	民間検 査機関 への援 助	自主検 査希望 者への 支援	患者の衣 食住など の生活支 援	医療体 制	医療支 援	情報処 理	広報体 制	相談体 制	具体的対応計画
旭市	1	1	1			1												1		
我孫子市																				
市川市	2																			
一宮町	3																			
市原市	3																			
大網白里市	3																			
大多喜町	1	1	1																	
柏市	2																			
香取市	2	1	1							1										
鎌ヶ谷市	3																			
神崎町	3																			
栄町	1	1	1	1						1										
芝山町	3	1																		1 避難所運営マニュアルに記載
白子町	1	1																		
匝瑳市	1	1																		
袖ヶ浦市	1	1	1																	
千葉市	2																			
銚子市	3																			
長生村	3																			
長南町	2	1	1							1										
長柄町	1	1																		
流山市	2																			
成田市	1	1	1	1	1					1										1 受付時、避難者健康チェックリスト、避難所の衛生環境整備
野田市	2																			
富津市	1																			
船橋市	3	1	1	1	1					1										1 マニュアルは作成済み
松戸市	2	1	1	1	1					1										1 新型コロナウイルス対策本部がある
南房総市	1	1																		
睦沢町	3																			
茂原市	1	1	1	1																
八千代市	3																			

(注1) 新型コロナウイルス感染症への対応計画の作成の有無のうち、1は「定めている」、2は「作成中」、3は「定めていない」を表す。  
(注2) 新型コロナウイルス感染症への対応計画に含まれる内容のうち、1は各項目に該当していることを表す。

## <資料2>2019年9月の台風15号および10月の台風19号の被災状況等に関する事前の質問事項に対する鋸南町の回答

### ①長期の停電、断水、通信障害等、被害の状況についてお聞かせください。

#### A)

参考までに千葉県が発表している令和元年台風15号等への対応に関する検証に触れますと、台風15号をはじめとする19号、21号に伴う大雨による災害では、過去に本県が経験した災害と比べて非常に大きな被害をもたらすと同時に、これまでに本県が経験した災害とは異なる事象が発生しており、地域防災計画やマニュアルの想定を超える判断や対応を求められる場面が生じるなど、非常に難しい点があったと報告しています。

同報告の中で、一連の災害について、特徴的かつ稀有な事象が三つあげられており、一つ目は、台風15号が過去69年間で関東地方に上陸した台風としては最強クラスであったと同時に、暴風域が非常に局所的であり、急激に風雨が強まるものであったこと。二つ目として、大規模な停電が長期にわたり発生し、停電被害が大きいことを理由として災害救助法を適用したが、停電を理由とした同法の適用は全国的にもほぼ前例がないものであったこと。

三つ目として、三つの大きな災害が連続して発生し、それぞれが大きな被害をもたらした。また、これまで単独の災害に対して対策を講じることは想定しているところ、それらが連続して発生した場合の対策も想定しておく必要があるという教訓を残したと報告しています。

本町で起きた事象を振り返ると、被災当初から町内全域にわたり、想定外の大規模な停電に見舞われ、通信手段も絶たれ、加えて、町内全域で住家、非住家問わず、家屋が被災し、本町に想定外の甚大な被害をもたらしました。

しかしながら、主要幹線道は概ね通行可能な状況に復帰できたこと、水道に関しては、電力供給が必要な加圧ポンプ施設を利用する地域以外は、ほぼ全域で水道供給が可能であったこと、行政情報伝達を役割とする防災行政無線機能が失われなかったことは、被害拡大の抑制に繋がったのではないかと考えます。

一方で、その後の電力復旧までの長期化は、情報集約、伝達手段に影響するとともに、災害対策本部や避難所となる公共施設の運営に影響するのみならず、町民の自宅における避難生活にも多大な影響をもたらしたと考えます。

また、長引くにつれ、唯一の移動手段である車両の燃料不足は非常に頭の痛い問題となり、非常時の燃料補給も課題となりました。

発災当時の被害情報は、停電により通信が途絶していたことで、情報が全く入ってこないという想定外の状況であり、唯一連絡し使用可能なのは、衛星携帯電話のみという状況でした。そのため、町としては、情報機器に頼ることを早期にあきらめ、アナログ的な対策で乗り切る方針に切り替え、職員総出による被害現場情報の収集、町内26区ある地区区長先に出向いて地域の状況を直接ヒアリング、区長に地域の被害の詳細調査の要請など、人海戦術での情報収集を行いました。災害時は地域コミュニティの存在する地域は、大きな防災力に



つながることを実感した次第です。また、小さな自治体であるからできた対処であったともいえます。

(※その他被害状況等は、視察受入れ時災害概要資料を参照)

②地域防災計画について、風水害に対する規定はあったと思いますが、今回の台風に直面して計画の実効性は確保できたでしょうか。

A)

概ね地域防災計画通りに対処できたと考えていますが、前段で説明のとおり、想定外事態も多発したことから、計画に記載のない判断に迷う事態に直面した際には、都度、災害対策本部で協議、担当部署におけるチーム判断、加えて、地域住民への協力要請等により対処してきたつもりです。特に外部への応援要請は、千葉県全体に被害が及んだことから県内、近隣自治体の応援が見込めないことを早期に想定し、独自の災害協定による支援に切り替え、東京都足立区、長野県辰野町等へ発災直後に支援体制を確約頂き、物資支援、人的支援を頂き本当に感謝しております。

③災害対策本部の立ち上げ、被害状況の把握の時期、避難所の設置、自治会・消防団との連携など、初動体制からどのような状況であったか、またどのような課題があるかなどお聞かせください。

A)

当町の職員町内在住率は、概ね8割です。そのおかげか、発災直後、ほとんどの職員が役所に参集しております。その点から考えれば、初期段階での災害対策本部の立ち上げは支障がなかったように思います。職員町内在住率が高い自治体は地域防災力にも差が出る気がします。

被害状況の把握の時期は、前段で記載したとおり、停電により通信機器が機能しなかったことから、早い段階から人海戦術に切り替え、職員総出の現場確認、各区長へ現状把握のためのヒアリングなどを実施し、通信機器がない状況下でも2日程度で概要把握を行うことができています。

ブルーシート張り対策などで消防団との連携も実施しましたが、町内全域の7～8割の住家に被害が及び、消防団員自身も被災者であったことから、自身の住家の片付けに追われ、地域の要請により、災害ごみ撤去、屋根のブルーシート張りの担い手に駆り出され、消防団員としての活動をお願いできる状況ではなかった現状もあり、消防団員の活動要請を出しづらい場面もあったのも事実です。過疎化に進む自治体では、消防団員となる若者は、同時に地域の重要な担い手でもあることから、総合的な視点から活動を配慮する必要があると考えます。

④国・県との連携について、災害当初の連絡の状況、支援事業のあり方、財政措置は十分なものであったでしょうか。

A)

国からの職員派遣・地方公共団体、民間のプッシュ型の各リエゾンの存在は心強いものでした。

#### ○国各省庁のリエゾン

国の現地入りは迅速でした。各省庁の専門知見を活かし当町の災害対応に迅速に対応して頂いたと感じています。例) 災害時の物資調達、電源車の配備などは、経済産業省職員がいなければできなかった。町の要請を待たずに現地入りして下さり、被災地の状況を直接感じ取り、適切な対処を共に検討してくれた寄り添い感は心強い。

#### ○自衛隊リエゾン

今回、ブルーシート対策や現場復旧作業のため、現地本部に自衛隊リエゾンが滞在していたことで、日々変化する災害現場において、タイムリーに情報共有ができ、ともに検討しながら都度適切な現場対処が行えたことは、とても効果的。

#### ○県のリエゾン

千葉県内全土が停電と通信の途絶により、混乱していたため、職員派遣の到着が遅れたのは仕方ない面もある。被災自治体の要請を待たず、迅速に派遣するためのルール化は必要と考える。被災地の現場の状況を肌で共通認識することが適切な判断につながる気がする。

#### ○民間企業リエゾン（東京電力・NTT）

東京電力については、当方の要請を待たず本部へ来庁。現場での状況をタイムリーに共有し、東電の復旧対応にもメリットあったと考える。同時に住民の苦情等にも直接回答もしてくれたことでより適切な対応ができたと考える。

NTTのリエゾンについては、当方から要請の後に参加。今回のような場合、通信業者として自動的に参集する仕組みも必要かもしれない。ちなみに、ドコモ、AU、ソフトバンクのキャリア3社は、被災翌日に、簡易アンテナ車両、充電器具セットを配備のためいち早く現地入りをしている。キャリアの対処は迅速。

#### ○統括支援チームの派遣（対口支援先：相模原市）

対口支援として、災害マネジメントも主導し、当町のマンパワー、災害対応への知識不足をカバーして下さり感謝しています。小さな自治体は、職員が業務の兼務も多く、知識も広く浅くになりがち、全国の地方の小さな自治体に共通することだと思えます。

#### ○独自協定の東京都足立区、長野県辰野町他

独自の応援協定に基づき、発災翌日より、支援物資を持参し現地入り。資材、生活物資を大量にいち早く届けて頂いたことで、発災直後の迅速な物資配布が可能になった。足立区をはじめとする支援自治体のおかげとっております。その後、対口支援先と一緒に人的支援にも加わってくださっています。

**⑤今回の自治体職員の災害体験は、過去に例のない災害であり、こうした経験を自治体内で継承、他自治体へ発信し、今後の災害対策に役立てるといったようなお考えはありますか。**

#### A)

職員で検証会議を実施し、対応の反省を情報共有し、経験を次世代の職員に継承。また、R02、R03年度の2か年をかけて地域防災計画を改訂予定、その中で本災害に係る振

り返り資料を作成する考え。

⑥災害対策を担う技術系職員の確保についてどのように対応されました。また今後どのように取り組まれますか。

A)

技術系職員が不足、千葉県や船橋市から災害支援をお願いした経緯あり。小さな自治体はマンパワーがなく、特に災害時には、国、県、他自治体からの支援する仕組みが必要。単に手上げ方式でなく、自動的にプッシュ型で支援される仕組みがよいのではと考える。本年度、土木技術職を新規採用中。

⑦日ごろからの地域社会・近隣自治体・ライフライン関係機関との連携について、特に強化したことなどはありますか。

A)

コロナによる避難所対策もあり、各区長に要請し、コミセンなど集会場の避難所利用の促進や災害時の連携強化を実施。また、現在、各協定書の見直しを試み、特に福祉避難所の協定先の増設は急務と考え対処中。

⑧広域合併による防災力の空洞化が懸念される指摘がありますが、合併を選択しなかった自治体の立場として、災害時の司令塔としての役場機能は十分に発揮できましたか。

A)

災害時の司令塔としての役場機能は十分に発揮できましたか。との問いに対してですが前段の回答内容からも読み取れると思いますが、地域コミュニティが機能している小さな自治体であったからこそ小回りの利いた対処も可能であったのも事実ですし、規模が小さいがゆえに、災害時の職員のマンパワー不足があったのも事実です。一長一短はあると思っています。想定外の事態に遭遇した場合、自治体の力だけでは微力であり、地域に住む人々の総合力が大きな防災力となると考えます。そうなる顔の見える規模の自治体が強みになる気がします。

今回の災害の教訓から、まずは正確な情報を被災者に伝達する重要性を痛感しております。町内全域の通信が途絶していた中で、町内全域をカバーする防災行政無線の屋外子局、さらには、全戸に配備された戸別受信機の存在は、大きかったと思っています。被害情報、被災者生活再建支援情報、災害ごみ情報などをタイムリーに伝達できたことは、評価できる点と考えています。

＜資料3＞2019年9月の台風15号および10月の台風19号の被災状況等に関する質問事項と回答内容(南房総市)

①長期の停電、断水、通信障害等、被害の状況についてお聞かせください。停電により通信が途絶えたなかでの情報の発信・収集はどのような状態だったのでしょうか。また、電力の復旧までの間どのように対応されたのでしょうか。

A)

発災日の9月9日早朝は自家発電、バッテリーにより放送可能。富浦本局では、9月9日午前中に自家発電損傷により放送不可。⇒三芳本局での放送に切り替え。

富浦中継局、白浜中継局は、9月11・12日は放送不可⇒9月13日に復帰。和田中継局は、9月11日に放送不可となり、同日復旧。

停電している地区において、9月11日から順次拡声子局のバッテリー切れにより放送停止。経済産業省の協力により184拡声子局のバッテリー交換は9月20日までに完了、通信レベルの安定が確保された。

防災行政無線放送不可の期間、停電により放送不可地域においては、現地対策本部において、広報車による放送に切り替えた。防災行政無線は、停電においては無力である。また、中継局においては、山頂に設置していることから、倒木等により当該施設の修繕も行えない状態となる。停電を前提とした通信手段の代替えを検討する必要がある。広報車による放送は、「放送内容がわからない」「よく聞こえない」など、市民からの苦情が多かった。

※停電、断水、通信障害等の被害状況は、災害検証レポートをご覧ください。

②地域防災計画について、風水害に対する規定はあったと思いますが、今回の台風に直面して計画の実効性は確保できたのでしょうか。

A)

風水害により屋根が破損し、全壊はもちろん半壊になる想定されておらず、また、長期停電による災害は予想しておりませんでした。職員配備については第5配備切り替えまではスムーズに行われました。

③災害対策本部の立ち上げ、被害状況の把握の時期、避難所の設置、自治会・消防団との連携など、初動体制からどのような状況であったか、またどのような課題があるかなどお聞かせください。

A)

発災前の9月8日午後1時に消防防災課のみで第1配備を敷く。その後、気象庁の気象情報を踏まえ、午後1時9分第1配備に、現地対策本部員を加え参集させ、避難所開設に備えた。同日午後3時に、避難準備、高齢者等避難開始を行う。午後7時3分には第2配備を敷く。9月9日午前2時30分に土砂災害警戒情報の発表により、職員は第3配備、午前4時に災害対策本部を設置した。

午前5時に第1回災害対策本部会議を開催し、職員配備を第5配備と決定した。その後、災害対策本部は、12月24日まで継続的に設置。

災害対策本部では、朝夷行政センター、各地域センター及び本庁の各部局から入ってくる災害状況の整理・統制を行い、現地対策本部・対応活動部・班への指示を行った。また、消防団と連携し、被害状況の確認、市民の安否確認などを実施した。

一方、現地対策本部では、被害状況の調査、避難施設の開設、自主防災組織・消防支団との連

携調整、被害情報・市民の安否情報の提供及びその他災害応急活動として、給水車の配置、お風呂の提供、災害物資の配布を実施した。

④国・県との連携について、災害当初の連絡の状況、支援事業のあり方、財政措置は十分なものであったでしょうか。

A)

発災当時、千葉県の防災倉庫の備蓄品については把握していましたが、発電機がインバーター付ではなかったため、借用しませんでした。ブルーシートが必要になると感じ、安房地域振興事務所で1000枚保管してあったブルーシートと、県内の振興事務所で保管していた3000枚のブルーシートの手配を依頼しましたが、職員の手が無いとの事で安房地域振興事務所、夷隅地域振興事務所、葛南地域振興事務所に取りに行きました。その間千葉県からは何の連絡もありませんでした。本格的に国、県が動き出したのは、発災3日後に、東京電力と経済産業省のリエゾンが派遣されてきてからです。

⑤独自協定による県外自治体の支援はどのような内容でしたか。特にどの点が助かりましたか。今後の課題などはありましたか。対口支援（市長会などの紹介）による県外自治体からの支援を受けましたか。その支援はどのような内容のもので、特にどの点が助かりましたか。今後の課題などはありましたか。

A)

本災害において、応急措置の実施のため、以下の協定、システムに基づき、関係団体長に職員派遣の応援要請を行った。また、航空自衛隊（峯岡）については、本部長より応援要請。その他の自衛隊については、千葉県知事に派遣要請を行った。陸上自衛隊の拠点には、嶺南中学校和田校舎を提供し、姉妹友好都市の関係自治体には、拠点に市内民宿等を提供した。

応援要請は、市長、副市長から直接相手方自治体や団体への連絡や、連絡調整班から自衛隊、県及び友好都市への要請のほか、他自治体、民間団体からの照会によるプッシュ型の応援など、要請方法や相手方が多岐にわたり、国、県及び政令指定都市等数十団体と昼夜を問わずリアルタイムの調整を行いつつ、要請の必要性及びオーダー数を即座に判断し続ける状態であった。

応援協定の内容が相手方により相違していたため、協定の見直しを検討する必要がある。また、本市では応援要請が初めてであったことから、数箇月後に応援費用の請求をされるなど、費用負担についてのルール確立が必要。

応援受け入れ調整の中でも特に、対口支援については問合せ対応のため、24時間体制が必要になってしまったように感じた。

※停電、断水、通信障害等の被害状況は、災害検証レポートをご覧ください。

⑥今回の自治体職員の災害体験は、過去に例のない災害であり、こうした経験を自治体内で継承、他自治体へ発信し、今後の災害対策に役立てるといったようなお考えはありますか。

A)

反省点改善点の取りまとめや、ヒアリングを行っての検証レポートは作成済みだが、他自治体に対しての発信は防災・危機管理トップセミナー等で市長が行っている。

⑦災害対策を担う技術系職員の確保についてどのように対応されました。また今後どのように取り組まれますか。

A)

災害時には配備体制に基づき限られた人員で協力しながら全力で対応しました。災害対策として減災を目的としたインフラ長寿命化計画の実施のために建設部等に土木・建築技術者を配置し、専門技術者の増員や民間からエキスパートを迎える等、職員を触発する適材適所による人事配置に取り組んでいきます。

災害廃棄物仮置場の設置工事及び運營業務委託に関する設計・積算及び契約事務を担うプロジェクトチームを編成し他部署の技術系業務経験者3名に併任辞令を交付し対応しました。技術系職員の人員に限りがある本市では、今後も必要に応じたプロジェクトチームを編成する方法が機能的であると考えます。

⑧日ごろからの地域社会・近隣自治体・ライフライン関係機関との連携について、特に強化したことなどはありますか。

A)

県の環境保全センターとの浄化槽維持協定や、段ボールベッドの協定、県内初の高等学校との避難所利用の協定などを行った。また、今までの協定先と顔の見える関係づくりを目指している。

⑨貴市は、6町1村の合併により誕生したわけですが、2019年台風15号の被災後に、合併によるメリット・デメリットについてどのように感じられましたか。

A)

市域が広いため、地区によっては大雨、別の地区では晴天と言う事もあり、統一した指示は難しい部分もある。

⑩台風15号による被災後に、全市の被害状況の把握や安否確認にどれくらいの時間を要したでしょうか。また、市内全域への支援体制はスムーズに機能したのでしょうか。

A)

避難行動要支援者のうち、優先度の高い方は、市や応援自治体が安否確認を行った。一人暮らしの高齢者については、消防団等が行い、行政連絡員や民生委員児童委員は平時から配付している避難行動要支援者名簿により自主的に行った。

断水、停電が長く続く地区もあったため、9月10日から25日の間、安否及び健康状況の確認を適宜行った。市、行政区、民生委員児童委員、消防団等が安否確認を行ったため、同じ要支援者宅に行くなど連携が取れなかったところがあった。

⑪特に高齢化の進行が著しいなか、災害時における高齢者の支援策、独居老人の安否確認などどのように対応されたでしょうか。また、障がい者の支援体制、福祉避難所の設置状況についてお聞かせください。

A)

独居老人については、消防団が安否確認を行った。重度の障害の方で避難行動要支援者については、名簿により安否確認を行った。名簿掲載していない障害のある方で、心配な方については、市職員が健康状況等の確認を行った。

福祉避難所協定施設25か所が断水、停電により開設することができなかったが、復旧した5施設で、最大、5世帯6名受入を行った。家屋が全壊した要配慮者の受入も行ったため、最長で10月7日まで受入れを行った。

⑫広域合併による防災力の空洞化が懸念される指摘がありますが、貴市において災害時の司令塔としての役場機能は十分に発揮できましたか。

A)

南房総市は合併前旧町村単位で地域センターがあり、現地対策本部機能を有していたため。発揮できていたと感じている。

＜資料 4＞令和元年房総半島台風・東日本台風・10月25日の大雨の被災状況等に関する質問事項に対する回答（芝山町）

①長期の停電、断水、通信障害等、被害の状況についてお聞かせください。

A)

令和元年9月9日未明、非常に強い勢力をもって関東地方に接近した台風15号は、千葉市で最大瞬間風速57.5m/sを記録し、記録的な暴風雨となり、芝山町においてもその勢力は凄まじく、町のいたるところで木々や電柱をなぎ倒し、家屋や農業用施設などに甚大な被害をもたらした。

この影響により町内全域で停電や断水、電話などの通信機器の不通、倒木による通行止めなどが発生し、台風通過後の変わり果てた町の様子は今までにない光景となった。特に、電柱や電線への被害が大きかったことで、想定よりも停電が長引き、最も遅い地域では10日以上も停電が続いた。ただ幸いだったのは、役場に非常用電源設備があり、避難所の設営やスマホの充電、災害物資の配布ができたことは、ささやかではあるが、住民支援の一助になったのではないかと思う。

また、追い討ちをかけるように発生し東日本に甚大な被害をもたらした台風19号では、当町は大きな被害はなかったが、先に襲来した台風15号の被害をさらに深刻化させ、復興に長い時間と莫大な経費を要することとなった。

以下、数字的なものを略記する。

1. 住家被害（千葉県最終報） 全壊 0件 半壊 2件 一部損壊 245件

2. 停電 9月9日～9月22日まで 9/14時点 約2000軒

※断水についても同様（本町のほとんどが、地下水をくみ上げ使っているため）で、飲料水、生活用水の確保が長期間できなかった。

対応策として、備蓄してある飲料水、食料、乾電池、ブルーシート等を配布。

3. カーブミラーの被害 町内全域で被害が確認 倒壊、破損等 100件

4. 防犯灯の被害 断線、防犯灯本体の故障等 26件

5. 通信障害 停電と携帯電話の通信障害が発生し、問合わせが役場に集中し、電話対応だけでも人工を割く必要があった。その後キャリア側の支援で通信回線の移動系基地局が役場近接に設置され、状況は改善し、業務の軽減へとつながった。また、防災行政無線の子局についても不通なり、長期停電時の町民への情報提供のあり方について課題が浮き彫りとなった。避難所に可能な限りの情報を紙張りで掲出し一助としたが、情報にたどり着けた人とたどり着けなかった人で、物資の受領など支援に格差が生じると感じた。

6. 倒木など 倒木77箇所 法面崩れ5箇所

7. 農業被害 作物 被害面積 101.8ha 被害額 約211033千円

施設 被害件数 683件（ハウス、機械等） 被害面積 1738.84a

被害額 約836464千円

②地域防災計画について、風水害に対する規定は策定されていたと思いますが、今回の台風で直面して計画の実効性は確保できたでしょうか。

A)

従来から大雨や台風への災害対応は、繰り返し行われてきているため、地域防災計画に基づき初動体制は取ることができたが、台風の勢力があまりにも強く、そして被害が甚大で、役場職員や消防団では、手が付けられなかった感がある。加えて各班の初動での事務分担などの実効性が確保できなかった部分もある。国や電力会社による電源車の手配や自衛隊による倒木の処理など、国や大



企業の支援により窮地が打開できた感がある。

③災害対策本部の立ち上げ、被害状況の把握の時期、避難所の設置、自治会・消防団との連携など、初動体制からどのような状況であったか、またどのような課題があるかなどお聞かせください。

A)

災害対策本部体制については、台風第15号時は、災害対応や住民対応におわれ、災害対策本部立ち上げは、後ろ倒しであったと感じる。本町が初めて経験する大規模災害で、災害対策本部事務局への各班からの報告や災害対策本部事務局内での情報の集約・共有などに問題がみられた。事務分担の明確化、指揮系統・情報収集体制・情報伝達方法については、特に初動から必要となるため課題だと感じた。また、避難所開設においても指揮系統が不確定であること、要支援者の避難体制についても、自治会や自主防災組織、社会福祉協議会等との連携の必要性が浮かび上がった。

職員配備については、班によって災害対応に偏りがあり、一部の職員に業務が集中してしまった。また、災害対応に追われ通常業務の遅延を心配する声があり、BCPの必要性を感じた。さらに地域防災計画の風水害編について、地震編にはある発災後数日間の事務分掌がなく、場当たりのようになってしまった。

④国・県との連携について、災害当初の連絡の状況、支援事業のあり方、財政措置は十分なものであったでしょうか。

A)

災害当初の連絡の状況については、県の担当連絡先が定まっておらず、情報の錯綜や二重連絡等が生じた。国・県からのプッシュ型支援についてはありがたかったが、平時から確認できていればさらに有効な災害支援ができたと思う。

本町は大規模な倒木による通行止めが各地で発生し、自衛隊派遣により伐採作業を行っていただいた。自衛隊の支援がなければ、復旧はさらに遅れたと思う。また、ブルーシートによる屋根の被覆なども迅速に行っていただき非常に頼もしいと感じた。あわせて、役場内に複数名が常駐しタイムリーに情報共有ができた。

財政措置については、金額については十分かの判断は難しいが、災害関係による費用はざっと見積もって歳出額が約6億程度、最終的な歳入が4億5千万円程度のため財政措置的なものは決して十分ではないことがわかる。道路網や住民への非常食等の配布、町内インフラ施設の復旧などのために緊急応急的に繰越金や財政調整基金を4億程度つぎ込んでいることから、早急な国県の財政措置も必要と考える。

⑤今回の自治体職員の災害体験は、過去に例のない災害であり、こうした経験を自治体内で継承、他自治体へ発信し、今後の災害対策に役立てるといったようなお考えはありますか。

A)

災害対応について、課題を洗い出し、次回の地域防災計画の改定やマニュアル等への反映、資機材の準備など災害対策に役立てている。ただし、あくまで内部的な活用を考えており、外部発信は考えていない。

⑥災害対策を担う技術系職員の確保についてどのように対応されましたか。また今後どのように取り組まれますか。

A)

芝山町は、技術系職員が若干名しかおらず、技術系職員が担う業務については、外部委託で対応している。今後も芝山町が技術職員を確保することは難しい状況であるため、外部委託や千葉県への派遣依頼の要望をすることとなる。

⑦日ごろからの地域社会・近隣自治体・ライフライン関係機関との連携について、特に強化したことなどはありますか。

A)

災害対応の反省を活かし、日ごろからの連携強化及び初動対応向上のため、東京電力やN A A、社会福祉協議会など多方面にわたり災害協定を締結し強化中である。

⑧特に高齢化の進行が著しいなか、災害時における高齢者の支援策、独居老人の安否確認などどのように対応されたでしょうか。また、障がい者の支援体制、福祉避難所の設置状況についてお聞かせください。

A)

要支援者等への対応は、独居老人や高齢者のみ世帯及び介護認定者等について、地域包括支援センター、社協ヘルパー及び介護事業所ケアマネージャーが電話連絡や訪問により、安否及び生活状況の確認・相談を行い、不足物資提供などの支援を実施した。また、町内の障がい者は、ほぼ家族と同居している方々であり、単身世帯者についてのみ、町福祉保健課から電話連絡によって生活状況等を確認した。

支援については、強風による倒木被害によって、ほぼ町内全域が停電となっしまい、かつ長期化したことから、避難行動要支援者名簿に登録のある方の安否確認・不足物資等の聞き取り及び支援物資配布を行う目的で町内全域の戸別訪問を実施した。この戸別訪問は、役場職員及び社会福祉協議会職員等の協力によって、1班2名体制で発災3日目から2日間、10班編成で避難行動要支援者名簿に基づき実施した。さらに、約一週間後、停電が継続していたため、町福祉保健課職員6班編成により支援が必要と思われる方の戸別訪問を行い、支援物資の提供と避難所への移動・入浴希望調査を実施した。

台風15号では、特別な配慮を必要とする方（障がい者1、配慮を必要とする高齢者1：合計2世帯\*2=4名）が、福祉センター（避難所）に避難したため、担当していた職員が個室（2部屋）を用意し対応した。

芝山町には、特別な配慮を必要とする方を受入れ可能な福祉避難所（事業所）がないため、山武圏域で受入れ可能人数を定期的に把握し、協力体制づくりに努めているが、発災直後に福祉避難所へ直接避難することは困難な状況である。このため、所定の災害避難所へ一時避難することを推奨し、その後に町が受入可能な事業所と具体的な受け入れ条件や移手段などについて協議した後、要援護者の状況に応じた福祉避難所に受入れて頂くこととなる。芝山町では、独居老人及び高齢者のみ世帯が年々増加傾向となっている。

<資料5> 令和元年房総半島台風・東日本台風・10月25日の大雨の被災状況等に関する質問事項に対する回答（茂原市）※茂原市は10月25日の大雨について回答

①長期の停電、断水、通信障害等、被害の状況についてお聞かせください。

A)

人的被害：3名（死亡）

住家等被害：床上浸水2,150件（うち住家1,609件）、  
床下浸水1,536件（うち住家1,449件）、  
その他（土砂流入等）47件（うち住家30件）、  
道路損壊50箇所  
がけ崩れ76箇所  
堤防越流、道路冠水、農林商工業 被害複数

公共施設被害：市庁舎、市営住宅、中央公民館、旧市民会館、中の島小学校、  
旧二宮小学校、旧本納小学校、川中島下水処理場、町保保育所、  
防犯ボックス（アスモ内）、旧図書館、学校給食センター  
浸水被害

停電：茂原変電所の浸水や洪水の影響により、最大約2,000件停電

10/25 12:50頃～10/26 13:00頃

交通機関：JR外房線 上下線一部運休

圏央道 通行止め

外房有料道路 通行止め

銚子地方気象台：川中島下水処理場敷地内設置のアメダスが浸水により故障

②地域防災計画について、風水害に対する規定は策定されていたと思いますが、今回の台風に直面して計画の実行性は確保できたでしょうか。

A)

本市では風水害の被害を昔から受けており、地域防災計画は令和元年以前より実行性のある計画となっていると考えています。

③災害対策本部の立ち上げ、被害状況の把握の時期、避難所の設置、自治会・消防団との連携など、初動体制からどのような状況であったか、またどのような課題があるかなどお聞かせください。

A)

急速に発達した低気圧の影響により、警戒レベル4（避難勧告）を初手で出す形となったが、予報に対する災害対策本部の立ち上げ、被害状況の把握の時期、避難所の設置対応等については地域防災計画に沿って適正に行われたと思う。

自治会・消防団との連携については、消防団は市災害対策本部に詰めているので密な連携がはかれた。自治会については、特段の連携ははかっていない。

④国・県との連携について、災害当初の連絡の状況、支援事業のあり方、財政措置は十分なものであったでしょうか。

A)

国・県ともにリエゾンの派遣はあった。国からは、プッシュ型のようにテックフォースの必要性の有無などを災害対策本部で聞かれることがあり自衛隊の対応も非常に助かった。県については、その時の対応を反省し運用等を見直したようなので、今後に期待したい。財政措置については財政調整基金が大きく目減りするような結果であったので、十分とは言えないと思う。

⑤今回の自治体職員の災害体験は、過去に例のない災害であり、こうした経験を自治体内で継承、他自治体へ発信し、今後の災害対策に役立てるといったようなお考えはありますか。

A)

自治体内では地形の性質上、2級河川の中流域であるので同様の被害が想定できるから継承はしていく。他自治体への発信については、本市の災害が2級河川の中流域での氾濫という独特なものであるため、あまり参考にならないと思うが、必要であれば災害対策に役立てる考えはある。

⑥災害対策を担う技術系職員の確保についてどのように対応されました。また今後どのように取り組まれますか。

A)

被災時は、事務職も技術職も含め全庁的な体制を取っている。令和元年の災害では、市内事業者や他自治体職員の応援もいただいた。

災害時に限らず技術職の確保は重要と考えており、毎年採用募集をかけているが、自治体間の競争となり採用に苦慮しているところである。引き続き技術職の確保に努める。

⑦日頃からの地域社会・近隣自治体・ライフライン関係機関との連携について、特に強化したことなどはありますか。

A)

地域防災について、自主防災組織の設立、育成に注力しています。

⑧特に高齢化の進行が著しいなか、災害時における高齢者の支援策、独居老人の安否確認などどのように対応されたでしょうか。また、障がい者の支援体制、福祉避難所の設置状況についてお聞かせください。

A)

災害時に配慮を要する方への対応につきましては、日ごろから見守り・声かけをしている民生委員・児童委員をはじめ、自主防災組織等により行われています。

福祉避難所は協定により、福祉施設（9法人13施設）に協力いただいております。

なお、本災害時は福祉避難所として、2施設で2名の受入れを実施しました。

---

「令和元年房総半島台風」及び「令和元年10月25日の大雨」等による  
災害及び災害復興に関する調査研究報告書

---

2023年9月

編集 一般社団法人 千葉県地方自治研究センター  
台風被害等調査プロジェクトチーム

発行 一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

所在地 〒260-0013  
千葉県千葉市中央区中央 4-13-10  
千葉県教育会館新館 6階 自治労千葉県本部内  
Tel:043-201-2022  
Fax:043-201-2023

---